

	要望内容	要望回答
1	溝(里道敷)改修工事	業者発注により修繕します。 (道路課)
2	市道草刈り(7月希望)限界人数高齢5軒で労働している為	市道の草刈りについては例年通りの対応となります。令和5年度については、7月に実施します。 (道路課)
3	別所旧道の側溝のコンクリート製の蓋が無くなっていて落下はまるなど被害が寄せられました。補充設置願います。	現場を確認させていただき、必要な対応をします。 (道路課)
4	別所入口、出口ひとつずつ防犯カメラ設置願います。不法投棄、不審者が多く不安な為	泉南市が所管する防犯カメラ(街頭犯罪対策カメラ)設置については、泉南警察と市で設置している委員会において、協議の上、街頭犯罪多発地域に設置しています。本要望についても、委員会に諮り、協議します。また、区が設置する防犯カメラに対する補助金事業も行っていますので、ご検討の場合は生活福祉課へご連絡ください。 (生活福祉課)
5	村の中の速度標識30km設置願います。猛スピードの車多数で危険な為	速度標識については、泉南警察署に申し入れをします。 (道路課)
6	別所下部街灯設置と紀泉病院横の街灯の設置	付近に田畑があり光害の恐れがあります。近隣土地所有者の同意を頂ければ設置可能です。 (道路課)
7	道路の一部補修アスファルト剤	舗装の補修については、市全体で緊急性の高い箇所を優先的に実施しています。ご要望の箇所につきましては、経過観察を行い、必要に応じて補修を実施します。 (道路課)
8	区画整理の枝道の舗装と道の延長	舗装や道の延長については、予算の範囲内での対応となり、市全体として検討する中で緊急性の高い箇所からの対応となります。 (道路課)
9	広い道路横の溝のコンクリート上部に破損があるので、補修して欲しい。	現地確認し、補修対応します。 (道路課)
10	男里外周道路に曲がるとき、見通しが悪いので、カーブミラーを設置して欲しい。	設置が可能なか現地に確認します。 (道路課)
11	ガードレールが途切れている所の溝の蓋が無いので、設置して欲しい。	現場立会により詳細な内容をお聞きし、設置の必要性について検討します。 (道路課)
12	外周道路が出来たので、ゴミの収集コースを増やしてほしい。軽トラックで収集して欲しい。	軽四ダンプでの収集を協議します。 (清掃課)
13	外周道路の補修した後の道路標示の「スピード」が消えているので、直して欲しい。	現地確認し、対応します。 (道路課)
14	道路のマンホール周りの舗装が補修しても直ぐにダメになり音がひどいので、根本的に補修して欲しい。	要望箇所については、府道となりますので、岸和田土木事務所及び下水道課との協議となります。 (道路課)
15	老人集会場のトイレを和式から洋式に変更して欲しい。	各老人集会場については、緊急に対応する必要がある修繕を優先して行っています。現状、当集会場においては、男子トイレは和式が1、女子トイレは和洋各1を備えています。変更の必要性は十分に理解しているところであり、予算の範囲内で検討します。 (長寿社会推進課)
16	男里北交差の自動車整備工場の車が道路にはみ出して駐車しているので、対処して欲しい。	泉南警察署に申し伝えます。 (道路課)
17	幡代から旧幼稚園を通して男神社角までの道路は、小学生の通学路でもあるが、道路に水たまりや穴が多くなっているので通学に危険である。早急に改修して欲しい。	道路の穴に関しては随時、補修します。また、舗装については、区の方で優先箇所を示していただき、予算範囲内で対応します。 (道路課)
18	中獄アルミからベリーデコまでの道路下の下水がかなりくさい。下水の掃除等をして欲しい。	4月13日13時、18日9時30分、24日16時の3回現場に行きましたが、臭いの確認ができませんでした。一度、現場立会をお願いします。 (下水道課)
19	水溜りができるので道路の舗装をして欲しい。	舗装については、区の方で優先箇所を示していただき、予算範囲内で対応します。 (道路課)
20	南海住宅内道路の舗装	舗装の改修については、予算の範囲内での対応となり、市全体として検討する中で緊急性の高い箇所からの対応となります。また、単年度で住宅内道路の改修を実施することが難しいため、区の方で優先箇所を示していただきますようお願いいたします。 (道路課)
21	サイプレスからイヨドイ間の市道の凸凹修理を毎年要望している。それに対する市の回答は、毎年、危険箇所に優先順位をつけて問題解決に努めていると回答されているが、来年度から、市のホームページに危険箇所に優先順位をつけて掲載するようにして欲しい。	草刈りについては、年1回を基本としています。状況により対応します。また、除草剤の散布も併せて行っていますので、引き続き実施します。また、要望者の意向を聞き取りいただき、協議・検討を進めます。危険な箇所については、交通量の大小や通学路等の指定の有無、道路舗装面の状況等を総合的に判断し、優先順位を判断しています。ホームページへの掲載については、検討します。 (道路課)
22	凸凹の市道の修繕をして欲しい。	舗装については、区の方で優先箇所を示していただき、予算範囲内で対応します。 (道路課)
23	男里川交差点からリバース工場に向けて、府道256号を通る大型トラックや阪南市の清掃車が日に4回スピードを出して通行して行くので大変危険である。注意喚起して欲しい。	速度超過については、道路管理者である岸和田土木事務所や泉南警察署と相談し、対応します。 (道路課)

	要望内容	要望回答
24	旧国道26号線からバンドー化学までの間、スピードを出す車が 多く危険なため、速度抑制対策をお願いします。	当該箇所は、グリーンベルトやスピード落とせの路面標示が設置されており、 一定の速度抑制効果がある路線です。更なる速度抑制について検討しま す。 (道路課)
25	男里外周道路を拡張いただきましたが交通量が増加している。 交差点に安全対策をとって欲しい。外周道路のスピード出しす ぎの注意喚起をお願いしたい。	過年度に泉南警察署へ申し入れを行いました。信号の設置に関しては困 難との回答でした。スピード対策については、効果的な位置を見定め、路面 標示等を設置します。 (道路課)
26	旧雄信幼稚園は貴重な公共用地であり、地域の発展に寄与す る跡地利用方を早急に提示頂きたい。	旧雄信幼稚園については、効果的な利活用の方法を提示することができよう 関係部署で連携し、引き続き検討を進めます。 (教育総務課)
27	旧雄信幼稚園内部および周辺の草刈りの回数を増やして欲し い。	旧雄信幼稚園の内部の草刈りについては、限られた予算内において可能な 限り回数を増やせるよう努めます。 (教育総務課) 周辺の草刈りについては、予算の範囲内での対応となりますので、優先順位 の中で必要に応じての対応となります。 (道路課)
28	旧幼稚園前の溝の勾配が水の流れと逆になっており、排水が 出来ていないので、勾配を変える等の改修工事をして欲しい。	旧幼稚園の利用方法等に関連するため、教育委員会等の協議が必要となり ます。 (道路課)
29	通称バケ藪から幡代に抜ける第二阪和までの道路(小学校通 学路)を全面補修して欲しい。	舗装については、区の方で優先箇所を示していただき、予算範囲内で対応し ます。 (道路課)
30	道路が傷んでいるので、改修をお願いしたい。	舗装については、区の方で優先箇所を示していただき、予算範囲内で対応し ます。 (道路課)
31	順次水路にグレーチングの設置をお願いしたい。本要望につ いて平成30年度に現地調査、測量等を実施し、次年度に向け予 算確保を図ってまいりますとの回答を得ております、下流から 順次着手をお願いします。	要望区間を分割し、下流部からの工事着手を予定しており、今年度に要望区 間の一部に蓋掛けを実施します。 (道路課)
32	水路を補修して欲しい。昨年現地の測量や設計など準備を進 めてもらいましたが、今年度は着手してもらいたい。	今年度も引き続き、予算確保に向け取組んでいきます。 (下水道課)
33	水路にグレーチングの設置をお願いしたい。	現場の実情に応じた適切な工法を検討し、整備効果の検証を図るとともに、 本市の財政状況を見ながら、実施に向け努力します。 (道路課)
34	水路にグレーチングの設置をお願いしたい。	現場の実情に応じた適切な工法を検討し、整備効果の検証を図るとともに、 本市の財政状況を見ながら、実施に向け努力します。 (道路課)
35	水路のグレーチングのガタつきを改修して欲しい。	現場の実情に応じた適切な工法を検討し、整備効果の検証を図るとともに、 本市の財政状況を見ながら、実施に向け努力します。 (道路課)
36	樽井男里平野線の水路に交通安全(歩行者対策)の観点から 蓋掛け(一部済)を実施されたい。	現場の実情に応じた適切な工法を検討し、整備効果の検証を図るとともに、 本市の財政状況を見ながら、実施に向け努力します。 (道路課)
37	男里川土手沿いは、街灯が無いので、設置して欲しい。	男里橋より一定区間については街灯が電柱添加されている状況であり、それ 以降については電柱がない状況であるため、現地の状況等を確認した上で、 設置を検討します。 (道路課)
38	道路の落葉及びゴミの除去	シルバー人材センターに依頼しました。 (道路課)
39	アスファルト補修の件	予算の範囲内での対応となりますので、優先順位の中で必要に応じて対応し ます。 (道路課)
40	八幡山の第2公園 1.使用禁止の滑り台の撤去 新規滑り台の設置(修理が可能であれば修理で結構です) 2.伐採木の撤去	1.泉南市公園施設長寿命化計画において、更新予定となっています。 2.撤去完了しております。 (住宅公園課)
41	用水路敷の投棄ゴミの収集(除去)と雑木の伐採について	シルバー人材センターに依頼し対応します。 (下水道課)
42	第四地区内のグレーチング下及び会所の溝掃除のお願い	シルバー人材センターに依頼しました。 (道路課)
43	桜並木美観箇所の下草の刈込依頼	シルバー人材センター等に依頼し対応します。 (住宅公園課)
44	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用 し、医療機関と歯科技工所を対象にした、食材料費の値上げ や光熱水費の高騰に対する支援策を実施(または継続)を講じ てください。	回答を求めず。
45	不審者の車両いたずらが多発し、通学路でもあるので防犯カメ ラを設置してほしい	防犯カメラ設置場所検討委員会での設置場所候補として検討します。 (生活福祉課)
46	防犯灯の設置	防犯灯の設置を行いました。 (道路課)
47	電柱の移動	関西電力に申し入れます。 (道路課)

	要望内容	要望回答
48	購入してほしい本があればリクエストできるインターネットからのフォームありますか。なければつくってほしいです。購入する判断は当然図書館です。	予約については可能ですが、所蔵していない資料(リクエスト)については、資料情報をくわしく教えていただきたいので、電話か窓口で対応させていただきます。 (文化振興課)
49	宮川と住宅との間の宅地部分に覆いかぶさる樹木の伐採について	要望者立会のもと、職員にて現場確認を行った結果、家屋に影響はないが、敷地内へ侵入してきていることから、当箇所部の伐採は早急に行う必要があると考え、課内で検討し対処できるよう努めています。職員にてできる範囲での伐採は行わせていただきます。 今後、同様の要望をいただいた場合は、個別対応を努めさせていただきますが、当該予算に限りがあることから、継続的に行えるお約束は現時点では致しかねます。今後とも経過観察を行って参ります。 (下水道課)
50	敷地より道路にはみ出した樹木の枝の伐採 八幡山区内住宅が空家となっている為、大きく道路にはみ出した枝がそのままになっております。現在の持ち主を探して頂き、枝の伐採を依頼願います。不明時は、泉南市でお願いいたします。	所有者調査の上、適正管理通知を送付します。 (住宅公園課)
51	歩道の改修工事をお願い致します。 サングリーン1号公園の西側歩道から新家3号公園・新家2号公園・新家1号公園沿いの歩道と、新家サングリーン西側入口から東へB地区からC地区の新家東小学校に至までの北側歩道。	広範囲となりますので単年度で改修を実施することが難しいため、全体の要望の中で自治会にて優先箇所を示していただきますようお願いいたします。令和5年度に関しては、改修の予定はありません。 (道路課)
52	水湧神社付近の遊歩道の改修工事をお願い致します。	遊歩道の改修は、予算の範囲内で危険度の高い箇所から順次対応します。古木の枝の落下の危険性は、現地確認の上対応します。 (住宅公園課)
53	フェンスの修理をお願い致します。	予算の範囲内で、補修箇所を検討の上対応します。 (住宅公園課)
54	新家小学校の西側で新家サングリーンCブロックの東端、泉南市新家と泉南市兎田が接する住宅内道路の改修工事をお願い致します。	広範囲となりますので単年度で改修を実施することが難しいため、全体の要望の中で自治会にて優先箇所を示していただきますようお願いいたします。令和5年度に関しては、改修の予定はありません。 (道路課)
55	道路の補修をお願い致します。	現地を確認し、補修します。 (道路課)
56	センターラインと横断歩道の改修をお願い致します。	横断歩道、停止線については、泉南警察署へ再度申し入れをしました。詳しくは泉南警察署に問い合わせしてほしいとのことです。センターラインの劣化については、経過観察のうえ、必要が生じた場合に対応します。 (道路課)
57	一時停止標示の改修	停止線については、泉南警察署へ再度申し入れをしました。詳しくは泉南警察署に問い合わせしてほしいとのことです。 (道路課)
58	狭い路地の補修工事をお願い致します。	道路の穴の補修をします。工事については、全体の要望の中で自治会にて優先箇所を示していただきますようお願いいたします。 (道路課)
59	新家サングリーン内メイン道路北側歩道の一部改修をお願い致します。	現地確認の上、予算の範囲内で対応します。 (道路課)
60	道路の補修をお願い致します。	補修工事については、全体の要望の中で自治会にて優先箇所を示していただきますようお願いいたします。 (道路課)
61	公園の壊れた遊具の処置	令和4年度から公園施設長寿命化計画に基づき、遊具の更新・補修を行っています。サングリーン3号公園については、令和6年度に鉄棒の更新、令和7年度に滑り台の補修を計画しています。 (住宅公園課)
62	公園・緑地の樹木の消毒をお願い致します。	消毒は効果的な時期に実施します。 (住宅公園課)
63	カーブミラーの設置をお願い致します。	設置が可能なのか現地にて確認させていただきます。現地立会をお願いいたします。 (道路課)
64	サングリーン3号公園南側ブロック壁の改修工事をお願い致します。	令和6年度にブロック積の改修を計画しています。 (住宅公園課)
65	公園・緑地の除草・樹木の剪定等をお願い致します。	除草は、例年どおり年1回の実施を予定しています。時期については、自治会と立会及び協議を行い、自治会の要望時期に実施できるよう調整します。樹木の剪定は、現地確認のうえ対応します。 (住宅公園課)
66	法面・車道の危険度調査	当該箇所については、本市の関係部署と連携し、経過観察するとともに調査方法について検討します。 (道路課)
67	引谷池内の除草をお願い致します。	令和4年度は10月初旬に、管理者である水利組合が、除草剤を散布し11月に除草及び焼却作業を実施しました。令和4年度は効果が少なかったため、令和5年度は除草剤の散布を5月初旬に早めました。11月には除草および焼却作業を実施予定です。 (産業振興課)

	要望内容	要望回答
68	元汚水処理・ポンプ場敷地内除草をお願い致します。元汚水処理・ポンプ場敷地内除草をお願い致します。	要望されている施設内の除草作業については日程を調整し、天候等を見ながら6月末までに対応させていただきます。 (環境整備課)
69	a公園、緑地の草刈り及び樹木の剪定、伐採、消毒 bロータリー緑地(円形)の草刈り c公園、緑地の急傾斜地の防草シート外の草刈り	a令和5度も年1回の実施を予定しています。年2回の実施については、予算に限りがあるため、今後検討します。なお、草刈りの時期については、自治会と立会および協議を行い実施します。樹木の剪定、伐採は、状態を確認し対応を検討します。桜の消毒は、効果的な時期に実施します。 b公園、緑地の草刈と併せて実施します。 c自治会と立会および協議を行い実施します。 (住宅公園課)
70	自然公園の斜面転落防止フェンスの設置	斜面への立入防止フェンスは広範囲に設置が必要なため困難と考えます。立入防止対策は、効果的な対策を自治会と協議の上、対応を検討します。 (住宅公園課)
71	団地内の未改修道路の全面舗装改修	優先順位に従い予算の範囲内で舗装改修します。 (道路課)
72	排水路、階段の補修	要望箇所ならびに緊急性の高い箇所を予算の範囲内で市全体として検討をした上で計画的に対応します。当該地については、今後とも経過観察を行ってまいりますので、ご理解をお願いします。 (道路課)
73	大池放水路脇の樹木の伐採と消毒、及び最終排水口手前の葦・笹の刈り取り	管理者である地元水利組合へ要望しました。12月頃に最終排水口付近の浚渫を実施する旨回答を得ています。 (産業振興課)
74	大池出島内樹木の剪定と雑草の除去	土地所有者である中村区に要望しました。中村区としては、もともと出島の地目が山林になっていることや水の使用上支障がないことなどから出島全体の伐採は難しい旨回答を得ています。 (産業振興課)
75	大池及び大池排水路から発生する悪臭の解消(水車の増設も検討)	夏場の雨の少ない時期に水が滞留することにより発生していると思われます。令和4年もその時期に可能な限り水を動かしてもらおう地元水利組合に要請し水車を稼働していただきました。令和5年度についても5月初旬に水車を稼働しています。同時に養魚業者への指導も行う旨回答を得ています。 (産業振興課)
76	大池管理通路の樹木、雑草除去及び石垣の補修	日常管理については、地元水利組合へ実施を要望しました。危険木等があれば報告してほしいということです。 (産業振興課) 管理通路沿いの緑地の樹木、雑草除去及び石垣の補修は、現地確認の上、必要に応じて対応します。 (住宅公園課)
77	防犯灯の増設	要望箇所について、電柱に設置可能か問い合わせを行った上で対応します。 (道路課)
78	住宅内道路標示(白線)の補修	横断歩道、停止線については、泉南警察署へ再度申し入れをしました。詳しくは泉南警察署に問い合わせしてほしいとのことです。センターラインの劣化については、経過観察のうえ、必要が生じた場合に対応します。 (道路課)
79	カーブミラーの設置	現地において設置場所が玄関前や道路幅員を狭める恐れがあるときは、設置できない場合があります。現地立会をお願いします。 (道路課)
80	フェンス基礎傾き箇所の修復	転落防止の観点から経過観察を行っていきます。 (道路課) 令和2年度から毎年測量結果を自治会に報告していますので、本年度も同様に測量し結果の報告を予定しています。空洞部分は土嚢を設置していますが、経過観察のうえ対応します。 (住宅公園課)
81	自治会集会所 敷地西端に向けて大池石垣埋め戻し方向に、地盤沈下して為沈下防止対策の調査をお願いします。	いずみ台新築住宅自治会館は、その他集会所に位置付けられているため、管理・維持に関しては地元自治会において運営される施設となっています。なお、本市では集会所の整備に要する費用を補助する制度として「集会所等の整備事業費補助事金交付要綱」も制定されておりますので、計画的な施設の保全に向け、ご活用いただければと考えています。 (長寿社会推進課)
82	住宅入り口に防犯カメラの設置を願います。	令和5年度防犯カメラ設置検討委員会(泉南警察、本市指導課、本課)での設置計画には入りませんでした。今後の防犯カメラ設置検討委員会で検討します。 (生活福祉課)
83	幸徳大橋サングリーン側の大木の伐採、及び大木の倒木の危険性調査を実施願います。	倒木のおそれのある樹木については、令和5度伐採を予定していますので、再調査の上、対応します。 (住宅公園課)
84	道路や歩道のでこぼこや傾斜などについて	懇談会を実施
85	移動困難者対策について	懇談会を実施
86	公民館使用料について	懇談会を実施
87	温水プールについて	懇談会を実施
88	道路の修繕補修について	予算の範囲内での対応となりますので、優先順位の中で必要に応じて対応します。 (道路課)
89	第四地区2班の住宅裏溝周辺の草刈のお願い	教育総務課と下水道課にて、シルバー人材センターに依頼し対応します。 (下水道課)

	要望内容	要望回答
90	幡代区の主な道路にアスファルトのひび割れ、陥没があるので補修をお願いします。	応急修繕にて対応します。 (道路課)
91	水路内に土砂が堆積し、堆積物等による悪臭及び害虫が発生しているため、当該水路の浚渫について。	業者に依頼し対応します。 (下水道課)
92	歩道の傾斜を対応方願います。	大阪府へ申し入れます。 (道路課)
93	日常利用する(歩行者、通行者、トラック等)を利用する地元事業者等)から、樹木が頭部を覆う、車両(トラック等)が擦れ走行に困難や、損傷を伴っている。また、自然災害(昨今の風水害による影響等)により倒木が心配され、安全安心面で不安である。	大阪府へ申し入れます。 (道路課)
94	八幡山区下から種河神社における通学路のグリーンベルト及び道路白線の再塗装。	令和6年度工事で再塗装します。 (道路課)
95	自治体職員の削減をやめ、緊急時・災害時に住民救済にこたえられる職員配置をすること。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行うこと。	現在職員の削減は行っており、今後も原則として、退職者(現業職は除く)数に応じた職員を補充する方針とし、更なる行政サービスの向上のため適正な人員配置に努めます。 (秘書人事課)
96	大阪社保協調査によると各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。特に社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須。ジェンダーバランスが偏っていることの理由を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。	副首長・理事職以下役職者のジェンダーバランスが偏っている理由としては、管理職候補者となる係長への昇任試験の受験者数が少ないこと等が考えられます。引き続き「泉南市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、係長試験の見直し、研修等で職員自らのキャリア形成を考える機会の提供、女性職員の能力を発揮できる機会の提供等を行うことで、女性の管理職への登用を推進します。 (秘書人事課)
97	大阪には多くの外国人が住んでいるにもかかわらず、大阪社保協調査でもなんら外国人対応をしていない市町村が多い。また、日本が読めて書ける人でなければ対応できない申請用紙が殆どである。ポケトークなどの変換機などの機器では実際の現場では行政用語の変換が難しい。日本語が話せない、読めない書けない外国人のために役所及び区役所に少なくとも数名の外国語対応ができる職員を配置すること。	日本語が話せない等の外国人が窓口に来られた際には、泉南市に勤務する国際交流員に通訳を依頼するなどして対応できるように努めています。また、その他職員の中にも外国語対応が可能な職員が数名配置されております。 (秘書人事課)
98	こどもの貧困実態調査および「ヤングケアラー」実態調査を実施し、相談支援体制を整備するとともに、介護・家事・育児などの支援体制をつくること。	ヤングケアラーの状況にある子どものいる家庭も対象とした、育児ヘルプ家庭訪問事業を実施します。ヤングケアラー状況にある子どもについて、周囲の大人が気づけるよう、大阪府等からヤングケアラーに関する研修案内があった際は、CSW等地域の相談支援員にも受講を呼びかけています。また、泉南市地域子どもネットワークの4部会(子育て支援、教育支援、発達支援、虐待予防)で、関係者向けの勉強会を予定しています。 (家庭支援課) ヤングケアラーについては、教職員が日頃から子どもの状況把握に努めています。ヤングケアラーを把握した場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携する等、子どもの気持ちに寄り添った支援につなげられる体制を構築しています。 (指導課)
99	子ども及びひとり親の医療費助成制度を無料にすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。妊産婦医療費助成制度を創設すること。	子どもおよびひとり親の医療費助成制度の自己負担を無料にすることは、現状の本市財政状況では困難であるため、今後も国・大阪府に要望します。入院時食事療養費については、子ども医療は助成しておりますが、ひとり親医療は助成していないため、今後も国・大阪府に要望します。 (家庭支援課) 妊産婦健康診査の助成や多胎児助成は実施しておりますが、医療助成については、現在のところ実施しておりません。国の動きや近隣市町の状況等情報収集し、実施の検討を行います。また、国・大阪府に対しての要望も検討します。 (保健推進課)
100	コロナ禍と物価高で困窮世帯が激増している。独自に地域で活動するNPO、子ども食堂、市民団体等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を公的な場所の提供などで支援し、さらには自治体独自にまたは社会福祉協議会等と連携して食糧支援を行うなど、市民に食べ物が届くようにすること。NPOや市民団体が朝食支援や長期休みの食事支援ができるよう事業化し、公的な施設や学校空き教室の無料貸し出しを行うこと。	子ども食堂ネットワークに登録している子ども食堂に対して、大阪府を通じて情報提供のある、各団体等からの食品の無償提供等について、随時情報提供を行っています。また新型コロナウイルス感染症や物価高騰により、子ども食堂事業への影響を鑑みて、補助金を交付する予定です。 (家庭支援課) 泉南市では、本市の自立相談支援機関であるここサポ泉南(泉南市人権協会)と連携し、フードバンク事業を実施しており、フードバンクが必要と思われる方への案内を行っています。ここサポ泉南(泉南市人権協会)のほか、病院、地域包括、市社会福祉協議会、福祉団体、民間企業等で物品の情報共有を行い、生活必需品を必要とされている方に届けています。子ども食堂にもここサポ泉南を通じ、食料の提供を実施しています。 (生活福祉課)

	要望内容	要望回答
101	小中学校の給食を自校式で実施し、給食費を無償化すること。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。	給食施設の整備および運営・維持管理には相当の費用が必要となりますので、本市の財政状況を踏まえ経済的・効率的に運営することが必要であり、自校調理方式での給食の提供は困難です。学校給食費については、学校給食法により学校給食の実施に必要な施設および設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とすることとし、それ以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担と規定されています。 (教育総務課) 幼稚園の副食費については、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であることから、保護者が負担することが原則であると従来整理されています。幼稚園教育要領では、健康に関する内容として、「先生や友達と食べることを楽しみ、食べ物への興味や関心をもつこと、和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わうこと」とされており、市立幼稚園では、保護者から毎月200円をお預かりし、季節感がわかるようなおやつ等を子どもたちに提供する等、各園で工夫しています。 (指導課) 泉南市では、以前より主食費を徴収しておらず、民間園所に対して完全給食を実施する条件で補助金を交付しております。副食費については、1号認定は従来より実費徴収の対象となっております。2号認定については、1号認定でも実費徴収されていること、また、これまでも利用料の一部として保護者が負担してきたことから、応益負担の考えにもとづき、国の基準に沿って対応することとなりました。なお、経済的負担が大きい低所得者層等については、国の基準に沿って免除措置が講じられています。 (保育子ども課)
102	児童扶養手当の申請時及び8月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。特にDVに関連した離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。面接時に他の制度(生活保護のしおりや奨学金情報等)の紹介を行うこと。外国語対応も行うこと。	児童扶養手当の申請時及び現況届においては、申請者・受給者の状況を聞き取り、人権侵害にならないよう配慮し対応しています。特にDVでの申請者については、現状の聞き取りにも配慮しながら適切な対応を心がけています。面接時に他の制度の案内が必要な方には、制度の内容を説明し、担当に繋いでいます。外国人の申請者で外国語対応が必要な場合は、対応できる職員に通訳をお願いしています。 (家庭支援課)
103	学校歯科健診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第3者による付き添い受診を制度化すること。	各学校においては、学校保健法に基づき、受診結果を本人および保護者に通知し、その後の受診状況の把握も行っているところです。学校歯科検診で「要受診」と診断された児童・生徒の保護者には受診を促すとともに受診結果を報告してもらうようにしており、未受診となっている児童・生徒については、養護教諭および担任等が保護者に対し、できるだけ速やかに検査を勧めるよう働きかけ等を行っています。第三者付き添い受診の制度化については、介護医療のように制度が整備されない中で実現は難しいと思われます。 (指導課)
104	児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。	給食後の歯磨きについては、新型コロナウイルス感染症の影響で行っていない学校も多くありましたが、新型コロナウイルス感染症の扱いが感染症法上の第5類に移行されたことを踏まえ、一部学校で昼食後の歯磨きが再開、また再開準備が進められています。 (指導課)
105	障がい児(者)が身近な地域で安心して健診や治療を受けられるよう、一次医療圏に所在する障がい児(者)歯科診療施設を案内するリーフレットなどを作成すること。	市内の歯科医院や在宅歯科診療可能な診療所の一覧などが、泉佐野泉南歯科医師会のホームページに掲載されております。また、大阪府下の障がい者歯科診療施設の情報についても大阪府のホームページに掲載されており、相談があった場合には、情報提供します。 (障害福祉課)
106	公営住宅(府営住宅以外)の全戸数と最新の空家数をご教示いただくとともに、「ハウジングファースト」の考え方のもと、空家の目的外使用により家を失った学生、若者、シングルマザー、高齢者などへのシェアハウス等の提供などに取り組んでいる支援団体に無料または安価で貸し出すこと。	市営住宅の管理戸数は368戸、空き戸数は117戸(政策空家除く)ありますが、現在、未耐震住棟の建替事業を進めており、空き戸数のほとんどが建替対象又は未耐震住棟入居者の住替先となっている状況です。建替事業の推進に伴い、新規の入居募集も一時中断していることから、当面は目的外使用による提供の予定はありません。 (住宅公園課)
107	新型コロナ対策について 厚生労働省との交渉では保健師の配置については都道府県の要望に応じて対応する旨の回答がある。府の対策本部会議でも懸念されている「新たな流行が想定を超える感染者が生じた時」の対応に向けた対策について、管内保健所の機能強化と保健師など人材確保について大阪府に対して強く要請すること。	管内保健所の機能強化と保健師など人材確保について大阪府に対して要望を検討します。 (保健推進課)
108	移行期間終了後(9月以降)の入院調整について、府の対策本部会議の専門家の意見で指摘された「地域の医療機関から保健所へ連絡を行う際は専用のホットライン」の設置について、管内保健所での検討を要請すること。	今後の感染状況・医療機関のひっ迫状況等を見ながら、必要な場合は大阪府への要望を検討します。 (保健推進課)

	要望内容	要望回答
109	5月8日以降、大阪府は配食サービスやパルスオキシメーターの貸出、訪問看護師による健康観察を終了するとしているが、自治体独自で高齢者世帯や独居の方への支援策として、希望者に対しては引き続き継続すること。	今後の感染状況等を見ながら、必要な場合は、大阪府への要望を検討します。 (保健推進課) 本市の自宅療養者等食料支援サービスは令和5年3月31日をもちまして終了しています。令和4年11月以降、食料支援サービスの問い合わせ件数が減少傾向になり、令和5年2月からは支給実績がない状態になり、一定の役割を終えたと判断したためです。今後につきましては国や大阪府と連携し、市として適切な措置をとっていきます。 (危機管理課)
110	老人医療費助成について 昨年10月から75歳以上高齢者で年収が200万円以上の方の一部負担が2割になった。さらに出産一時金の財源で後期高齢者医療保険の保険料も引き上げられることが決まった。コロナ禍で暮らしが逼迫している高齢者のいのちと健康を守るためにも自治体独自の老人医療費助成制度をつくること。	大阪府において実施していた老人医療費助成制度については、平成30年4月に廃止となりましたが、重度障害のある方など、対象者については、重度障がい者医療助成制度へ移行しています。 (障害福祉課)
111	健康保険証とマイナンバーカードの一本化について 国は健康保険証を廃止してマイナンバーカード一本化法が審議されている(5月16日現在)。しかし保険料を全額支払えない家庭に対して自治体で手厚く対応している現在の「短期保険証」の発行も「短期保険証」も廃止するとしている。同法案が成立した場合、自治体独自で「短期保険証」に代わる対応をなど含めて、保険料を全額支払えない家庭に対して自治体で手厚い対応を継続すること。	短期保険証について、通常の保険証より有効期限を短くすることで、滞納者との折衝の機会を確保し、更新時に納付交渉やそれぞれの事情を把握し納付計画を立てる等の収納対策として交付しています。国としても、短期保険証の廃止後も、同様の収納対策は引き続き維持する必要があると示しています。保険料負担の公平性及び医療費の財源確保の観点から、国や府の動向を踏まえ、引き続き同様の収納対策が維持できるよう努め、歳入確保を目指します。 (保険年金課)
112	地域で歯科口腔保健を推進するためには、行政機関とともに活動する歯科医師・歯科衛生士を増やし、体制を拡充する必要がある。保健所・保健センターに歯科医師・歯科衛生士を配置すること。	歯科口腔保健の重要性は認識しており、乳幼児健診や成人歯科健診時に、保健センターに地域の歯科医師や歯科衛生士に出務いただき、事業を実施しています。また個別歯科健診を地域の歯科医療機関へ委託して実施し、市民への周知啓発を行っています。 (保健推進課)
113	コロナ禍と物価高の被害を受けている自営業者・フリーランス・非正規労働者はすべて国保に加入しており、国保料引き下げは最も効果的な貧困対策であるのに多くの市町村が黒字を出しながら次年度に繰り入れず基金に積み上げ、保険料の値上げを行うという事態となっている。元凶は「大阪府国保統一化」であり、そのためにだけ保険料が大幅値上げとなっており、中央社保協大都市調査では大阪府統一国保料が全国一高くなっており、それに引きずられて大阪府内市長村国保料が全国的にも高額となっている。こうしたことから2024年度の完全統一を延期すること。さらに少子化対策の障害となっているこどもの均等割りをゼロとすること。	国保の広域化に伴う、保険料、賦課限度額及び減免制度の改定については、被保険者にとって急激な負担とならないよう段階的かつ計画的に行っています。本市においては、大阪府からの借入金があり実質的には赤字であるため、基金を積み立てることができる財政状況ではありません。大阪府としても2024年度以降の大阪府統一保険料の抑制に市町村の黒字を有効活用できるよう検討しているところです。国保統一化については、持続可能な医療制度を構築するため、平成27年度に国民健康保険法が改正されたことに伴うものです。大阪府としても国民健康保険運営方針を策定し、同じ所得、同じ世帯構成であれば、同じ保険料となるよう、府内全市町村が協力して統一に向けて事務を進めているところです。また、こどもの均等割について、未就学児の均等割は令和4年4月より2分の1の減額を実施しています。なお、市長会を通じて、均等割の軽減に係る適用拡大について要望を行います。 (保健年金課)
114	国民健康保険疾病手当を自治体独自に実施、適用拡大をするとともに国に対し制度化するよう意見をだすこと。疾病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを独自に作成し周知を行い申請を促す手当を工夫すること。様々な申請についてはメール申請・オンライン申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。	傷病手当金の自治体独自の実施・適用拡大について、国民健康保険では給与・年金収入の方、自営業の方、フリーランス、無職の方など様々な職業形態の方が加入しているため、年・季節等によって収入の変動がある方が存在し、算定期間によっては不公平感が生じます。また、被用者以外の方については就労することができない期間及び収入の把握が難しいという側面もあります。なお、コロナウィルスに係る傷病手当金は被用者の休みやすい環境を整えることで、国の財政支援を受けながら感染拡大を防止する緊急的・特例的な措置として実施していたものであり、現時点で自治体独自の実施・適用拡大は予定していません。減免制度等の周知については、市ウェブサイトに掲載しており、市独自減免は別途手続方法を記載した納付等に関するチラシを作成し納付通知書に同封の上、送付しています。各種申請については、市ウェブサイトからダウンロードを可能とし、郵送申請も可能としています。 (保険年金課)
115	マイナンバーを国民健康保険証とした場合、現場実務者としてどのような問題が起きるのか、具体的に教示いただきたい。	マイナンバーカードを健康保険証とした場合でも、転職・失業等に伴い国保加入する場合は、これまでどおり市役所に加入手続きが必要であること、マイナンバーカードを紛失したとき再交付までの間は保険証が必要となることなど、被保険者への周知、問い合わせ対応で職員の作業負担の増加が問題となります。なお、手続きについて、各種申請書は市ウェブサイトからダウンロードを可能とし、郵送申請も可能としています。周知については、国や府の動向を鑑み、市ウェブサイトに掲載、別途チラシを作成し保険証に同封の上、送付するなど計画的に行います。 (保険年金課)
116	国民健康保険料の決定通知・納付票・国保のしおり等の外国語対応をすること。	現在、決定通知・納付書については、外国語対応をしておりますが、国保のしおりについては、スマホやタブレットを使用すると、英語・中国語・韓国語等10言語で読める・聞けるしおりを作成し配布しています。また、別途国民健康保険の制度について記載した英語版のパンフレットを配布しています。 (保険年金課)

	要望内容	要望回答
117	特定健診・がん検診については、全国平均と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。特定健診・市民健診の案内等外国語対応をすること。	本市の健康づくり計画「健康せんなん21」においても、がん対策を重点項目と位置づけ、がん検診受診率向上策に取り組んでいます。子宮がん・乳がん検診のクーポン券の送付や大腸がん検診の無料化、国保との連携による特定健診とがん検診の同時実施、日曜健診等により受診率向上を目指し、早期発見・早期治療につなげます。事業の分析・評価を行い、令和6年度の次期計画策定に反映します。 (保健推進課) 泉南市国民健康保険第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)及び第3期特定健康診査等実施計画において、特定健康診査受診率の向上は重点的な取り組みと位置付けています。令和3年度実績は、国(市町村国保)36.4%、大阪府29.2%、泉南市30.5%。令和2年度に比べ、国2.7%、大阪府1.7%と向上している中、泉南市-1.1%と低下しています。新たな方策として、感染予防対策を取りながら集団健診の予約枠を増加させること、受診しやすい取り組みとしてはがん検診と集団健診の同時実施や日曜日健診を実施します。また、健診内容の充実として測定会と集団健診の同時実施を行い、受診率向上を図ります。さらに、国保に新規加入される方に対して窓口で積極的な対応にて受診勧奨を行います。 外国語対応について、スマホやタブレットを使用すると、英語・中国語・韓国語等10言語で読める・聞ける国保のしおりを作成し、特定健診・特定保健指導についても掲載しています。 (保険年金課)
118	住民の口腔内の健康を向上させ、生活の質を高めるために歯科口腔保健条例並びに歯科口腔保健計画を策定し、地域の実情に応じた総合的な歯化保健対策を推進すること。歯科口腔保健法(2011年施行)では国及び地方公共団体の役割として、国民が定期的に歯科検診を受けるために必要な施策を講ずることが規定されている。成人期の歯科検診や在宅患者・障害者らを対象にした歯科健診の機会が十分に保障されていないことから、健診の対象範囲を広げるとともに、自己負担なく受けられるようにすること。特定健診の項目に「歯科検診」を追加すること。	本市の健康づくり計画「健康せんなん21」において、歯や口腔の健康の目標を定め、歯科保健対策に取り組んでいます。成人期では、40歳以上の方への歯周疾患検診(個別と集団)や妊婦歯科健康診査(個別)を実施しています。費用は無料で、広報紙等で歯科保健について普及啓発に努めています。歯科健診の対象範囲の見直しについても、国の動きや近隣市町の状況等情報収集し、検討します。 (保健推進課) 歯科検診を受けるにあたり、障害を理由とした配慮が必要とされる場合には、障害者総合支援法による障害福祉サービスの利用など、個別相談により対応します。 (障害福祉課) 歯科健診の受診率が低いことから、地域の歯科医師及び歯科衛生士と協働で、歯科に関する住民啓発を行います。歯科健診の実施については、医療保険および健診事業担当部署で検討します。通院が困難な在宅患者の歯科健診については、泉佐野泉南歯科医師会の協力の下、在宅歯科診療を提供します。 (長寿社会推進課)
119	第9期の介護保険料改定にあたっては、高齢者に過大な負担となっている介護保険料を一般会計繰入によって引き下げる。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあたっては、取り崩して保険料引き下げを行うこと。また国に対し低所得者の公費軽減を後退させないよう求めるとともに、国庫負担引き上げによる保険料基準額の引き下げを求めること。	現在被保険者の負担能力(所得)に応じた保険料段階の細分化を行っています。増加が見込まれる介護給付費について、介護予防・重度化防止を推進し、保険料の向上を抑制できるよう努めます。また、介護給付費準備基金につきましても、取崩しを慎重に検討し、第9期保険料基準額の上昇を抑制できるよう努めます。 (長寿社会推進課)
120	非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下(単身の場合)は介護保険料を免除とすること。	介護保険料減免制度は、市民税非課税世帯を主な対象とする泉南市独自の減免を行っており、継続に努めます。 (長寿社会推進課)
121	介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置(補足給付)、自治体独自の軽減措置を行うこと。	保険の法的給付については、国費、府費等の財源がありますが、独自事業を行うと保険料に転嫁する必要があるため、保険料抑制の観点からも慎重に検討します。 (長寿社会推進課)
122	総合事業(介護予防・生活支援総合事業)について 1.利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来(介護予防訪問介護・介護予防通所介護)相当サービス」を利用できるようにすること。また、新規・更新者とも要介護(要支援)認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。 2.「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員(介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者)が、サービスを提供した場合は、従来の額を保障すること。 3.いわゆる「自立支援型地域ケア会議など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用行わないこと。	本市では、従来相当サービスのみの提供となっており、すべての要支援認定者が従来相当サービスを利用しています。 (長寿社会推進課)
123	保険者機能強化推進交付金等については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。	保険者機能強化推進交付金の評価指標については、事業推進のための指標と認識しており、給付に関しては介護保険法の目的である自立した日常生活を営むことができるよう、適切にサービスが提供されるよう取り組みを行っています。 (長寿社会推進課)

	要望内容	要望回答
124	高齢者の熱中症予防対策を抜本的に強化すること。実態調査を実施するとともに、高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策(クーラーを動かすなど)ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPOなどによびかけ小学校単位(地域包括ケアの単位)で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター(開放公共施設)へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体を立てること。	概ね小学校区単位で小地域ネットワーク活動を実施し、要支援者に対しても見守り活動を行うとともに、さらに字ごとにおいても見守りネットワークを実施している地域もあり、今後も見守り体制の強化を推進します。企業が実施する熱中症アドバイザーの研修を受講し、地域で見守り・支援を実施する専門職及び住民に対し、熱中症予防に関する正しい知識の啓発を行い、熱中症対策に取組みます。 (長寿社会推進課)
125	電気料金高騰は高齢者のせいかで、高齢者が「経済的な理由」でクーラーが利用できない事態とならないように緊急に電気料補助制度をつくること。	物価高騰を踏まえ、高齢者に限らず非課税世帯に対して、生活福祉課が主担となって重点支援給付金を給付予定です。また、高齢者の多い介護事業所に対しても、物価高騰に対する支援として昨年度に引き続き、給付金を交付予定です。 (長寿社会推進課)
126	入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。	現在、特別養護老人ホームにおいては在宅での生活が困難になり早急な入所が必要となった方を優先的に選考できます。また、高齢者の安心・安全な住まいの提供は重要な課題であり、サービス付き高齢者向け住宅が果たす役割は大きく、その整備計画について都市整備部局や府と連携し、事前把握に努めています。また、サービス付き高齢者向け住宅について、長寿社会推進課窓口に登録簿を設置し、閲覧できるようにしています。 (長寿社会推進課)
127	介護人材の不足を解消するため、自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。	泉南地域の5市3町および府、大阪福祉人材支援センター、大阪府社会福祉協議会 老人施設部会、社会福祉協議会、専門学校とともに、泉南地域介護人材確保連絡会議を組織し、今後ますます増大・多様化していく福祉・介護ニーズに対応していくため、泉南地域の実情にあった介護人材確保の取組を推進しています。 (長寿社会推進課)
128	軽度難聴者への補聴器職入資金助成制度を実施すること。	補聴器の購入は、認知症の予防及び健全で安定した社会生活を送ることに資するものであることは認識しているところです。また、加齢性難聴者の補聴器購入に関して新たな公的補助制度を創設するよう、国に要望しているところです。 (長寿社会推進課)
129	介護保険被保険者証のマイナンバー化は高齢者及び関係者に多大な負担と混乱をもたらし個人情報の漏洩などの危険性があるため導入しないように国に意見をあげること。	介護を含む医療情報を活用して利用者、自治体、介護事業者、医師等が必要な時に必要な情報を共有でき、より良い医療、自らの予防・健康づくり及び事務の効率化を促進させることができます。一方で個人情報の漏洩等についての懸念もあることから、本市における情報の管理・利活用には、細心の注意喚起を行います。オンライン申請等市民の利便性や必要性を鑑みて将来的に必要であるものか慎重に検討します。 (長寿社会推進課)
130	障害者総合支援法7条は二重給付の調整規定であり、介護保険27条8項の規定(要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと)との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用を行うこと。	自立支援給付と介護保険制度との適用関係の基本的な考え方については、障害者総合支援法の規定及び国の通達により、介護保険法の規定による保険給付が優先されますが、一律に優先させるのではなく、必要な支援が介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断することとされています。そのため、障害者の状況等を総合的に判断し、高齢担当及びケアプラン作成事業所とも調整しながら、障害福祉サービスの支給を検討します。 (障害福祉課)
131	日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下(打ち切り)は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。	申請をしない理由や事情等を十分に確認し、申請について理解を得られるよう働きかけをする中で、障害者の状況等を総合的に判断し、障害福祉サービス支給について検討します。 (障害福祉課)
132	2007年通知「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等について」・2015年事務連絡「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」・「介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領:令和5年4月)」に明記されている内容にもとづき運用を行うこと。	事務処理要領に基づき、運用しています。 (障害福祉課)
133	介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出の「適用関係通知」等で厚生労働省が示す基準にもとづき運用を行うこと。	独自ルールは設けておらず、通知等に基づき、運用しています。 (障害福祉課)
134	介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎず、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体のHPや障害者のしおりなどに正確に記述すること。	HPやしおりへは煩雑にならないよう情報量をしばって掲載しているため、多数ある例外すべてを掲載することはできませんが、障害者の状況等を総合的に判断し、一律に優先させるのではなく、必要な支援が介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断の上、障害者の状況等を総合的に判断し、障害福祉サービスの支給を検討しています。 (障害福祉課)
135	介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合においては、現行通りの基準を適用するよう国に求めること	国の動向を注視し、今後検討してまいります。 (障害福祉課)
136	介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること	国の動向を注視し、今後検討してまいります。 (障害福祉課)

	要望内容	要望回答
137	障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合事業における実施にあっては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。	利用者の障害特性に配慮の上、ケアプラン作成事業所とも調整しており、現状では、大半の方に障害福祉サービスを実施している事業所を継続利用していただいています。 (障害福祉課)
138	障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすること。	障害福祉サービスでは、利用者負担の軽減措置として、国により、低所得の方が無理のない負担でサービスが利用できるよう一定の措置が講じられています。 (障害福祉課)
139	2018年4月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。	府内市町村の動向をふまえて、慎重に対応してまいります。 (障害福祉課)
140	コロナ禍の中においても各自治体の生活保護申請数、決定数が伸び悩んでいる。特に申請申請を躊躇わせる要因となっている意味のない「扶養照会」は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。2022年度の扶養照会件数と扶養に結びついた件数を教示いただきたい。	他方他施策の活用や生活保護基準に則り、趣旨を説明したうえで、適正に行っています。扶養照会については、個々の世帯状況により、世帯の意思を尊重し対応しています。また、申請意思があれば、申請を受理しています。扶養照会件数:178件、扶養に結びついた件数:35件 (生活福祉課)
141	札幌市や大阪でも寝屋川市などが作成されている「生活保護は権利です」という住民向けポスターを作成し役所での掲示や広報への掲載を行うこと。	現時点ではポスター作成はしていません。相談に来られたときなどで冊子等も用い生活保護制度のご理解をいただけるよう、説明に努めております。 (生活福祉課)
142	ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。各地の受付面接員による若い女性やシングルマザーに対する暴言による被害が大阪社保協への相談や2020-2022年度に実施された全国一斉コロナホットラインで多数報告されている。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。	社会福祉法に規定されている保護受給世帯80世帯に1名のケースワーカーが正規職員により充足されるように人事部局と検討しています。ケースワーカーとしての着任初年度は特にCW研修に参加するようになっています。母子世帯等に関わらず、人権侵害などの対応とならないよう、生活保護法に基づき適正に行っています。 (生活福祉課)
143	シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーとし家庭訪問も必ず女性ケースワーカーが行くこと。そうでなければ人権侵害であることを認識すること。	9名のCWのうち8名が女性です。基本的に母子、女性(既婚、独身に関わらず)世帯は必然的に女性CWが同行するようになっています。 (生活福祉課)
144	自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく、必要な情報を正しく解説したものとする。こと。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「てびき」の内容を確認しますので、必ず作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)	本市では生活保護の「しおり」内の漢字にふりがなを振り、理解度の向上に努めております。「しおり」と申請書は相談に来られた方の求めに応じ、配布することとしています。特に「しおり」については2種類を作成し、相談に来られた方と受給決定した方で分けており、生活保護制度の理解促進を図っています。 (生活福祉課)
145	国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。また、生活保護受給者の健診受診をすすめるため、健診受診券の発行など周知徹底させること。以上のことを実施し、生活保護利用者の医療を受ける権利を保障すること。	閉庁時の医療券の発行は事後発行により対応をお願いしています。今後も、近隣医療機関との連携を密にし、被保護者に不利益な取扱がないように留意します。また、検診については関係機関と連携を密にし、周知徹底を図ります。 (生活福祉課)
146	警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。	当市において現在警察官OBを配置しておりません。今後も配置する予定はありません。 (生活福祉課)
147	生活保護基準は、2013年7月以前の基準に戻し、住宅扶助基準と冬季加算も元に戻すこと。	生活保護基準に則り適正に行います。個々の状況に応じて経過措置及び特別基準の設定をおこなっています。 (生活福祉課)
148	住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成27年4月14日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。	国の住宅扶助基準に沿って支給決定しています。現在、特別基準の設定の積極的実施については、実情に応じ、個別に対応するよう努めております。 (生活福祉課)
149	医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤薬局の限定は実施しないよう国に求めること。	薬の重複使用や相互作用による副作用などの健康被害を防止、本人の状況に応じ薬局より管理指導を実施することにより、健康管理に寄与し医療扶助費の適正効果が見込まれます。 (生活福祉課)
150	国に対し、大学生、専門学生の世帯分離は、あくまで世帯の意思を尊重することを国に要望すること。	世帯としての意思を認識できる面談を行っています。 (生活福祉課)
151	災害時の避難所である小学校の体育館の冷暖房、全てのトイレの様式化を速やかに実施すること。整備率を明らかにすること。	災害時における避難施設としての洋式トイレの必要性は理解しており、同時に和式トイレについても必要なものと考えています。災害発生時における避難所施設としての整備に関しては空調機器の整備も含め、危機管理部局と連携し検討してまいります。整備率については何にに対する整備率なのかが不明のため回答できません。 (教育総務課)
152	構想住宅が増えてきている。高齢者、障害者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。	高齢者や障害者などの災害時要配慮者につきましては、その支援者の決定に取り組んでいます。高層住宅の自治会等と連携して、支援体制構築に取り組めます。また、住宅管理者等に対して適切な助言を行ってまいります。 (危機管理課)
153	ラ・グレイス新家楠台公園内の街灯再送電について	現地確認の上、対応します。 (住宅公園課)
154	防犯カメラの設置を強く要望します。	防犯カメラ設置場所検討委員会での設置場所候補として検討します。 (生活福祉課)
155	防犯カメラの設置を強く要望します。	防犯カメラ設置場所検討委員会での設置場所候補として検討します。 (生活福祉課)

	要望内容	要望回答
156	市道路の舗装	予算の範囲内での対応となりますので、優先順位の中で必要に応じて対応します。 (道路課)
157	水路改修の依頼	現地確認します。 (産業振興課)
158	メールで本のリクエストはできますか。	予約については可能ですが、所蔵していない資料(リクエスト)については、資料情報をくわしく教えていただきたいので、電話が窓口で対応させていただきます。 (文化振興課)
159	第6地区道路補修のお願い	予算の範囲内での対応となりますので、優先順位の中で必要に応じて対応します。令和6年度工事にて要望箇所の一部を実施予定です。 (道路課)
160	障がい者医療費助成事業について現行の制度を継続してください。	福祉医療費助成制度については、医療のセーフティーネットとして府内の自治体が統一的な制度として実施しており、障害者医療費助成事業についても、今後も府内の自治体と足並みをそろえる形で制度の継続に努めます。 (障害福祉課)
161	通院支援が必要な透析患者について行政において施策を講じてください。	国民健康保険においては、特定疾病(人工透析が必要な慢性腎不全等)の被保険者に対し、自己負担限度額が1か月10,000円となる「特定疾病療養受療証」を発行しており、引き続きこの制度の周知を図り、自己負担額の抑制に努めます。また、レセプト情報をもとに糖尿病の重症化リスクのある被保険者に対して医療機関への受診勧奨に引き続き、取り組んでまいります。さらに、令和5年度泉南市国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防事業を実施し、人工透析への移行の可能性がある糖尿病性腎症患者等であって、生活習慣の改善により重症化の予防が期待される方に対して、医療機関と連携して保健指導を実施することにより、人工透析への移行防止、遅延をはかり、対象者のQOLの維持・向上及び保険者の医療費の適正化を図ってまいります。 (保険年金課) 本市における現状の通院支援については、介護保険制度による通院乗降介助や病院による送迎サービス、コミュニティバスの活用、福祉有償運送等を利用されており、今後もサービス体制の充実をめざします。また、3年毎に見直される介護保険制度は、国によって持続可能な制度となるよう設計されています。 (長寿社会推進課)
162	大規模災害が発生した際、透析患者が透析施設に通院するための手段を確保してください。 透析患者は交通手段が寸断されても透析を受けるため週3回以上の通院をしなければなりません。通院手段の確保が必要です。通院している透析施設また自宅(居所)が被災し遠方での透析を余儀なくされた場合、移動手段と宿泊先等を確保してください。	本市では、もはらクリニックと「災害時における人工透析患者の受入れに関する協定」を締結し、災害時における透析患者の受入れを行っていただくこととなっています。発災後は、直ちに行政の支援を実施することは困難と思われるため、行政での通院手段の確保は現実には難しいと考えられます。災害等に対する備えとして、普段通院している医療機関に、利用できなくなった場合の対応について相談しておくことや、親戚、知人、隣人、ヘルパー等、緊急時の移動手段・協力者を可能な限り事前に確保しておくことも大切です。また、本市では、避難の際に特に支援が必要と思われる方の名簿(要支援者名簿)を作成しており、透析患者の方も当該名簿への登録ができます。遠方での治療についても同様に、親戚や知人が居住する地域の医療機関を見つけておくことなどが重要な備えとなります。 (危機管理課)
163	大規模災害が発生した際、避難所等に透析患者が避難する場合は、透析患者の特徴を理解し充分に配慮してください。 食事制限(塩分、カリウム、タンパク質、リンの摂取制限)を必要とするため、配給される食糧や飲物について配慮をお願いします。	本市の備蓄食糧は、アレルギー対応のアルファ化米を購入しています。保存水も一定数量備蓄しています。市民に対しては、可能な限り1週間分の食糧等の備蓄をお願いしているところです。備蓄品については、今後も調査、研究をしながら、一律ではなく、要配慮者の観点も取り入れるよう努めます。 (危機管理課)
164	合併症による障害で足腰が弱い者が多いため、段差等への配慮をお願いするとともに、仮設トイレについては、障害者用トイレや洋式トイレの設置をお願いします。	避難所における要配慮者への対策として、一部の避難所ではマンホールトイレを設置し、障害者用に通常より大きなサイズの便座や TENT を備蓄しています。そして、通常の避難所では生活が困難な方については、福祉避難所で生活していただけるよう、市内の社会福祉施設3施設(なでしこりんくう、六尾の郷、ケアハウス長寿苑)との間で協定を締結しています。今後も引き続き福祉避難所の追加指定に努めます。 (危機管理課)
165	ウイルスや細菌などに対する抵抗力が弱く感染症を併発すると重症化しやすい傾向にあるため衛生対策をお願いします。	発災直後より、避難所における感染予防対策に取組みます。被災者の健康管理を実施するとともに、口腔衛生、マスクの着用、手洗い、手指消毒、換気の実施、密を避ける等について、ポスターやチラシを各避難所に配布して注意喚起し、予防啓発に努めます。医療ニーズのある方として透析患者については早急に把握するとともに、避難所等では患者の健康状態を問診票等で確認し、適切なアドバイスや医療スタッフ・医療機関との連携を早期に実施します。 (保健推進課)
166	大規模災害が発生した際、透析施設の情報が透析患者・家族等に充分に伝わるよう配慮してください。 大規模災害の際は、避難所・自宅(居所)等の居場所を問わず透析患者・家族等に透析施設や透析の実施状況等の情報が充分に伝わるよう配慮してください。	災害時の情報伝達については、市のウェブサイトやSNS(ツイッター、ライン等)を活用した情報提供が主な発信方法になると考えています。今年度末に防災アプリを導入予定です。透析施設等の医療、保健に関する情報については、市および保健所が発信する情報が有益なものと考えていますので、上記を用いて適切に情報伝達できるよう努めます。 (危機管理課)

	要望内容	要望回答
167	大規模災害が発生した際、貴自治体内にある透析施設の、速やかなインフラ(水道・電気等)の復旧に努めてください。 透析を受けるためには、電気とともに患者一人に対し1回約120リットルの水が必要です。透析施設への水の供給が止まった場合、透析を受けることはできません。電気の供給が止まった場合も同様です。最大限のご配慮をお願いします。	大規模災害が発生した場合のライフラインの復旧については、災害対策の拠点施設や医療機関は優先的に復旧される施設となりますので、ライフライン事業に速やかな復旧を要請します。 (危機管理課)
168	災害時における患者会と自治体との連絡網を整備するとともに、日頃から問題点の把握と情報共有をするための協議の場を設けてください。 貴自治体の担当窓口(担当者)の公開をお願いするとともに、定期的に患者団体との協議の場を設けていただき、日頃から問題点の把握と情報の共有ができる体制を整備してください。	本要望事項に回答させていただいた関係各課が内容に応じて個別対応しますので、個々にご相談ください。 (危機管理課)
169	国道26号線より進入し紀州街道までのアスファルト舗装の改修、長年非常に傷んでおり、通行や運転がしにくい状況が続いており改善してほしい	予算の範囲内での対応となりますので、優先順位の中で必要に応じて対応します。 (道路課)
170	不審者が多く近隣地域の安全を踏まえ新家サングリーンの公園に防犯カメラを設置してほしい	防犯カメラ設置場所検討委員会での設置場所候補として検討します。 (生活福祉課)
171	民家とガレージに挟まれた空き地の草木等の除去(草刈り)	令和5年7月21日に所有者に通知し、8月29日にシルバー人材センターに草刈の発注を確認しています。シルバー人材センターからは順次処理作業をしていくと連絡がありました。 (環境整備課)
172	住宅周辺道路の修繕	予算の範囲内での対応となりますので、優先順位の中で必要に応じて対応します。令和5年度工事にて実施済みです。 (道路課)
173	遊水地に生える樹木・草木等の除去(草刈り、伐採)	令和5年度中に除草及び浚渫を行う予定としています。その他、職員にてできる範囲での対応等は行わせていただきます。今後、同様の要望をいただいた場合は、個別対応を努めさせていただきますが、当該予算に限りがあることから、継続的に行える御約束は現時点では致しかねます。今後とも経過観察を行って参ります。 (下水道課)
174	街灯の灯りが消えてるのを確認しました。電球の入替をお願いします	業者発注により対応します。 (道路課)
175	公共施設及び避難所、とりわけ福祉施設や福祉避難所等に情報アクセシビリティ対応機器「アイ・ドラゴン4」を設置しご活用いただきたく、要望するものです。	回答を求めず。
176	原稿の給付基準額を増額していただきたい。 消化器系ストーマ装具 8,850円⇒希望金額 13,000円 尿路系ストーマ装具 11,600円⇒希望金額 15,000円	回答を求めず。
177	道路照明(防犯灯)の設置[街路灯柱を含む]	防犯灯を1箇所設置しました。 (道路課)
178	道路アスファルト改修	応急的な修繕にて対応します。 (道路課)
179	公園の火器使用抑止のため防犯カメラを設置してほしい	防犯カメラ設置場所検討委員会での設置場所候補として検討します。 (生活福祉課)
180	中学校にバドミントン部を作してほしい。	学校部活動の設置は学校判断になります。部活動の地域移行については現在検討中です。 (生涯学習課)
181	道路改修について	現地確認のうえ対応します。 (道路課・産業振興課)
182	路面補修	予算の範囲内での対応となりますので、優先順位の中で必要に応じて対応します。 (道路課)
183	池の堤体沈下について	大阪府と市で経過観察します。 (産業振興課)
184	道路の雑草刈りについて	草刈りを行いました。 (道路課)
185	八幡山区における空き地の草刈り	令和5年8月30日と9月27日に通知しています。 (環境整備課)
186	大阪府ひとり親家庭医療費助成制度については、親子の健康が自立の基盤となることからなによりも将来を担う子どもの健やかな育成を図るため、この制度の現行要件を維持することはもとより、所得要件については同居親族の所得ではなく、本人のみの所得を基準とされたい。また、22歳までの大学生などとその保護者に対して、ひとり親家庭医療費助成制度延長を大阪モデルとして創設されたい。	ひとり親家庭等医療費助成制度については、国がひとり親家庭等に対する援護を補完するという趣旨で実施しているものであるため、所得要件においても国制度の児童扶養手当の所得要件を準用して同居親族の所得を基準としています。また、22歳までの医療助成については、泉南市の財政状況において助成することが困難であるため、大阪府を通じて、所得要件の改正、年齢の拡充について要望して参ります。 (家庭支援課)
187	母子家庭の母等の雇用に当たっては、就業の支援に関する特別措置法に基づき自治体や地元企業で正規雇用の拡大を図るなど、正規雇用施策の積極的な取り組みを促進されたい。	ひとり親家庭等高等職業訓練促進給付事業の実施等を通じて自立ができるように就労支援体制の充実に努めます。また、ハローワーク・一般企業と連携し、雇用の積極的な取り組み、就労支援を行って参ります。 (家庭支援課)

	要望内容	要望回答
188	ひとり親家庭の就業環境の整備を図るため病児保育・病後児保育を少なくとも中学校区に1カ所は実施し、利用方法も簡素化されたい。	認可保育施設での病後児保育については、現在はありません。国の基準に基づき実施するため、事前登録や利用に関して市内の登録医師に診療情報提供書を記入してもらい提出するなどの制約があります。また、利用に際しては通院などの経費や病気の回復期までに一定の期間を要することが、実績がなかったことの原因であると思われます。ただし、平成29年度以降は市内4園所において、体調不良児対応型の病児保育を実施しています。また、小規模の認可外保育施設1ヶ所において、病児・病後児保育を実施しております。(保育子ども課)
189	放課後児童クラブについては、母子家庭の母等が安心して子育てと就業の両立ができるよう優先的利用と母の所得に応じた利用料金減免及び、高学年までの利用引き上げを市町村において格差なく整備を図られたい。	泉南市留守家庭児童会については、平成31(令和元)年度に、保育時間の19時までの延長や会費の改正を行っています。市・府民税が非課税の特定世帯(ひとり親世帯、在宅障害者(児)のいる世帯)については、会費全額を免除としています。また、入会選考の際には、いわゆるひとり親世帯について、配慮しています。(生涯学習課)
190	ファミリー・サポート・センター事業を利用するひとり親世帯については、親の所得に応じて利用料金の軽減を図られたい。	現在、ファミリー・サポート・センター事業の利用に関し、ひとり親家庭の所得に応じた利用料の減額は行っていないですが、同一の利用会員が複数の児童を預ける場合の多子軽減は引き続き行っています。今後も多様なニーズに対応できるよう事業の充実に努めて参ります。(家庭支援課)
191	ごみ置き場の不法投棄道路の交通事故抑止のため、防犯カメラを設置してほしい	防犯カメラ設置場所検討委員会での設置場所候補として検討します。(生活福祉課)
192	八幡山区 2号公園金網フェンスの破れの修理及び撤去 広報板側の金網フェンスの破れの修理又は、新規フェンスの作成 道路側の金網フェンスの撤去(破れが有るが修理・新規より撤去) 両方ともに古い金網フェンスで新規設置のフェンスではありません	金網フェンスの破れについては、修理できるものは修理、修理不可のものについては撤去の上更新を検討します。なお、フェンスの撤去のみのご提案につきましては、安全面を考慮し、撤去の上更新による対応とさせていただきます。いずれにしても限られた予算の範囲内での対応となりますことをご理解くださいますようお願い申し上げます。(住宅公園課)
193	電気がまぶしすぎます。もっと暗くしてほしい。スポーツ新聞は税金で買うほどの価値があるのか疑問に思います。子供が大きな声を出していても気にしない保護者がいます。そういう人には図書館係から注意してほしいです。	発信元不明のため回答できず。 (文化振興課)
194	土嚢袋の供出依頼	対応します。 (道路課・下水道課・産業振興課)
195	樽井駅バスターミナルの楠へのペットボトル作品の掲示について	ペットボトル作品を設置者にて撤去してもらいました。 (道路課)
196	第4地区内のグレーチング下及び会所の溝掃除	5月に掃除を実施済みです。 (道路課)
197	第6地区内の道路整備についてお願い	予算の範囲内での対応となりますので、優先順位の中で必要に応じて対応します。令和6年度工事にて要望箇所の一部を実施予定。 (道路課)
198	宮川右岸のツタ草の除去について	現場確認の結果、個人により定期的に除草を行っていただいているとのこともあり、現時点で早急に除草を行う現状でないこと及び、令和5年8月において、上流側(別紙位置図緑色部)における除草作業を行ったばかりであり、他箇所に係る除草等の予算が不足する可能性もあるため、当案件については経過観察を行っていき、除草等必要と判断した際に対応させていただきます。 (下水道課)
199	砂川第4地区4班地内のグレーチング下の溝掃除	5月に掃除を実施済みです。 (道路課)
200	空き家の庭に生える樹木の伐採及び草木等の除去 持ち主に連絡を取って頂き、庭等の樹木の伐採・草木等の除去を、お願いします。持主が変わり、不明時は、泉南市でお願いします。	「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、所有者調査の上、適正管理通知書を送付します。 (住宅公園課)
201	住宅山側・石垣上に生える樹木の伐採及び草木等の除去。 持主不明時は、泉南市でお願いいたします。	令和5年7月4日に通知をしていますが現場確認後に再通知をします。 (環境整備課)
202	屯道川内からのツル等が生い茂っており、カーブミラーが見えづらくなっていることで通行の妨げになっているため、河川内の除草について	シルバー人材センターに依頼し対応します。 (下水道課)
203	防犯灯設置と草刈り	防犯灯3箇所設置と草刈りを行いました。 (道路課)
204	道路の補修と側溝の修繕について	必要に応じて補修します。 (道路課)
205	令和6年度の泉南市商工会に対する補助金の要望。	地域経済の活性化に向けて貴会との連携は最重要であると認識しており、このたびの貴会からの要望に対しましても、予算の範囲内において真摯に対応して協力してまいりたいと考えております。つきましては、貴会におかれまして実状を御理解いただき、今後も引き続きお力添えいただきますよう宜しくお願い申し上げます。 (産業振興課)

	要望内容	要望回答
206	地域就労支援事業の強化について 大阪府内の関係機関と連携する「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させるためにも、まず対面での会議開催を基本とすること。そのうえで就労困難層の就労への支援ニーズに則した事業が展開されるよう、大阪府との連携を強化すること。 また、職を失った女性や子育て・介護責任を担う女性をサポートする職業能力訓練などを含む施策を講じること。特に、ひとり親家庭への支援事業の拡充など、総合的な施策を強化させること。加えて、それらの施策が支援の必要な人に届くよう周知の取り組みも強化すること。	地域労働ネットワーク推進会議を通じて情報共有を図るとともに、地域の就労困難者を効果的に支援するため、他の就労支援機関と連携して事業を進めます。また、市福祉部局と連携し、ひとり親家庭への支援に努めます。 (産業振興課)
207	障がい者雇用の支援強化について 大阪府内民間企業等の障がい者雇用率は、全国と比較しても低位で推移する状況が続いている。法定雇用率等が段階的に引き上げられることを見据え、大阪府内企業の法定雇用率達成に向けた施策として、「雇用ゼロ企業」が障がい者雇用に踏み出せない個々の要因を把握したうえで、障がい者雇用にかかるノウハウの共有化を図り、準備段階から採用後の定着支援までの一貫した総合的な支援を強化すること。また、障がい者採用を希望する事業所に対し、マッチングの支援を行うこと。さらに、障がい当事者の意思を尊重した合理的配慮や相談体制の充実、職場での理解促進、さらに、障がい者就労に関する社会の理解を広げるための啓発の取り組みも含めた施策を推進すること。	就労困難者支援を効果的に推進する観点から、地域就労支援センター等と連携を図ります。障害者に対して相談できる体制が整っている支援団体等の情報交換を、地域労働ネットワーク推進会議や研修会を通じて行い、きめ細やかな支援を図ります。 (産業振興課) 障害者総合支援法に基づく障害者就労に関する支援を実施するとともに、障害のある人が安心・安定して働き続けることができるように、今後大阪府、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携を図り、啓発の取り組みも含めて、職場環境の整備を働きかけます。 (障害福祉課)
208	「おおさか男女共同参画プラン」の周知・広報について 「おおさか男女共同参画プラン」(2021-2025)に盛り込まれた各種施策が着実に実施されるよう、市内の関係部門が連携した取り組みを行うこと。 また、市民にもSDGsの目標の一つである「ジェンダー平等」をめざす取り組みとして、本プランの趣旨が広く理解されるよう、大阪府と連携し情報発信を行うこと。	2021年3月に策定された「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」については、既に大阪府により広報等が行われています。本市においては、「第4次せんなん男女平等参画プラン」を策定し、各種施策の実施に向けては、市庁内の各課で目標数値を設定して、その進捗状況を評価・課題分析を行うなど、引続き、取組の徹底と連携の強化に努めます。 (人権推進課)
209	女性活躍・両立支援関連法の推進について 女性活躍をさらに推進するため、女性活躍推進法の省令改正により、把握・公表が求められるようになった「男女の賃金の差異」なども含め、女性活躍推進法の周知を積極的に行うこと。あわせて、事業主行動計画の策定が義務化されていない100人以下の企業に対しても、策定を働きかけること。 また、市の特定事業主行動計画に則った女性参画を進めることとともに、各役職段階における職員の給与の差異とその要因分析を職員団体等とも協議して積極的に公表すること。 改正育児・介護休業法についても、その趣旨・内容を広く周知すること。また、職場での男性の育児休業取得が促進されるよう、具体的な取り組み事例の情報発信などの啓発活動を行い、誰もが育児休業を取得できる職場環境の整備に取り組むこと。	本市においては「泉南市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の能力・経験を幅広い職域での活用に努めます。また、休暇制度の周知を徹底し、育児休暇等を取得できる職場環境の整備促進に努めます。 (秘書人事課)
210	女性の人権尊重と被害への適切な対応 メディア等での性の商品化や暴力的表現を見直し、女性の人権を尊重した表現が行われるよう各方面に働きかけること。また、改正「DV防止法」「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2022-2026)」を周知し、具体的取り組みをすすめること。特に、デートDVの加害者を出さないための加害防止にむけた教育・教材の構築にとりくむこと。 さらに「性暴力救援センター・大阪SACHICO(松原市)」のような医療・法的支援等を包括的に提供できる、先進的なワンストップセンターの設置を関係機関に働きかけること。 DVを含む人権侵害、ハラスメント被害、性的指向・性自認(SOGI)に関する差別など、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう、相談窓口の周知や啓発活動を行うとともに、職員に対する研修を継続的に実施すること。	「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に基づき、DV被害者への支援体制を整えていきます。DVを含む人権侵害、ハラスメント被害、性的マイノリティなど、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう、市内相談窓口の周知や啓発活動を行うとともに、研修や連絡会議を継続的に行うことにより、被害者保護の対応から自立支援の取組を含め、庁内の関係機関等との連携強化により一層の支援体制の充実に努めます。 (人権推進課)
211	多様な価値観を認め合う社会の構築を LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI(性的指向と性自認)に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。そこで、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、行政・市民一体となって意識変革のための啓発活動に取り組むこと。 また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に対する企業や団体含む市民の理解と普及促進を図るとともに、市においても条例制定をめざすこと。 加えて、人権に配慮しLGBTQをはじめ誰もが使用しやすい府内施設(多目的トイレ等)の整備に取り組むこと。	本市では、せんなん男女平等参画プランに基づき、性同一性障害を有する方などの人権を尊重するため、性の多様性、性的マイノリティの人権問題に関する講座を開催し、市民に対し、様々な性についての理解の啓発に努めています。パートナーシップ宣誓証明制度については、現在、府の制度を運用しているところですが、各自治体の状況を踏まえ検討します。 (人権推進課)

	要望内容	要望回答
212	労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について 労働施策総合推進法が改正され、中小企業含むすべての事業所において職場でのパワーハラスメント対策が義務化された。就職活動中の学生や顧客・取引先などの第三者に対するハラスメントも含まれることも踏まえ、特に中小企業での防止対策について周知・支援するとともに、労働者からのハラスメントに関する相談対応やハラスメントを原因とした精神疾患なども含めた相談体制を充実・強化すること。 また、ハラスメント被害者が相談窓口にアクセスしやすくなるよう、行政機関や企業内だけでなく、業界団体や地域組織など多様な場に相談窓口が設置されるよう、働きかけを行うこと。	大阪労働局と情報共有を図り、労務管理やワークルールについての周知啓発を行います。また増加しつつある労働問題については、労働相談、法律相談等の専門相談事業を通じてその解決に取組むとともに、大阪労働局と情報共有を図り、啓発に努めます。 (産業振興課)
213	治療と仕事の両立に向けて 厚生労働省がガイドラインを示しているように「治療と仕事の両立支援」は働き方改革の実践においても重要な課題である。特に中小企業での「治療と仕事の両立支援」の取り組みがさらに浸透するよう、関係団体と連携し、周知・啓発を行うとともに、支援事例や情報、ノウハウの提供を行うこと。 また、労働者自身が健康や医療に関する知識や関連施策を学ぶことができるセミナーなどの機会を提供すること。	病気の治療を行いながら働く労働者に対し、事業主が適切な配慮が行えるよう、大阪労働局をはじめとする関係機関との情報共有、啓発に努めます。 (産業振興課)
214	「中小企業振興基本条例」の制定促進について 市の中小企業振興策において、中小企業などへのデジタルデバイスの導入支援など具体的な振興策の検討や、行政の各種支援策の周知と利用拡大により、取り組みの実効性を高めること。	中小企業における新規設備導入、更新に伴う支援策について、効果的な施策について検討を進めていきます。 (産業振興課)
215	ものづくり産業の生産拠点の維持・強化について ものづくり企業の従業員やOBなどをカイゼン活動のインストラクターとして、あるいはものづくり企業の従業員を現場のカイゼンリーダーとして養成し、中小企業に派遣する「カイゼンインストラクター養成スクール」の開設を大阪府の関係部局と連携して図ること。 また、2019年度をもってカイゼンインストラクター養成スクールに対する国の補助金が終了したことから、大阪府と連携し、支援を創設・拡充すること。	大阪府と協議を図りながら検討していきます。 (産業振興課)
216	中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援について 工業高校や工業高等専門学校に設置されている専攻科なども活用し、中小企業で働く若者が技能五輪全国大会や技能五輪国際大会に挑戦できるよう、当事者に対する支援をさらに拡充するとともに、技能五輪大会や行政の支援策を広く周知広報すること。 加えて、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を出場させる中小企業に対して、直接的な資金面での助成を行うこと。	当市には工業高校や工業高等専門学校が存在せず、協力体制の構築は難しいものの、商工会等と連携し、広く情報収集及び情報発信を行うとともに、支援方法について調査、研究を行います。 (産業振興課)
217	事業継続計画(BCP)策定率の向上にむけて 帝国データバンク大阪支社の2023年5月調査によると、大阪府のBCP策定割合は、17.0%と全国水準(18.4%)よりも低く、企業規模別で見ると、近畿では大企業と中小企業の差が2倍以上となっている。各地で起こる自然災害や感染症の拡大により、大阪府内企業での早急なBCP策定が望まれる。 連携協定締結から3年が経過した近畿経済産業局と大阪府が連携する「BCP策定大阪府スタイル」の取り組みと連動し、特に中小企業に対し策定のスキルやノウハウ、メリットを広く周知し、策定率を向上させるための連携策を強化すること。	商工会と連携し、事業継続に関する基本計画の策定を行い、また市内中小企業に対しては、商工会を通じてBCP・BCMに必要な考え方、策定手順、見直し方法、実効性の確保等、普及に向けて必要な知識を得る機会の提供と周知啓発に努めます。 (産業振興課)
218	取引の適正化の実現に向けて サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化・価格転嫁の円滑化を実現するため、「パートナーシップ構築宣言」の取り組みを推進・拡大すること。各種支援策や宣言効果の周知と利用拡大により、「宣言」の実効性を高めること。特に、大手企業の宣言拡大に向けた啓発や働きかけを行うこと。 また、中小企業の「働き方改革」を阻害するような取引慣行の是正を強化するため、関係機関と連携し、関係法令の周知徹底や「しわ寄せ」を防止、適正な価格転嫁を実現させるための総合対策、中小企業への各種支援策の周知と利用拡大を図ること。	中小事業者の下請けの現状を踏まえ、近畿経済産業局との連携を図り、労働者の労働条件改善、適正な価格転嫁ができるように、必要な情報の周知と啓発に努めます。 (産業振興課)
219	公契約条例の制定について 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえて、公契約締結においては人権デュー・デリジェンスへの配慮を確保すること。 公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、公契約のもとで働く労働者の適正な賃金水準・労働諸条件の確保により、住民福祉の増進に寄与する公契約条例の制定を推進すること。	労働者の賃金・労働条件を決め、その決めた内容を実際に現場労働に適用する規定を設けることは、本来、法律において規定するべきものであるとの考え方もあることから関係法令の整備について国への要望も行っているところですが、また、既に制定している自治体があることから、今後もその動向を注視し、引き続き検討課題として取扱います。 (契約検査課)

	要望内容	要望回答
220	海外で事業展開を図る企業への支援 海外に事業拠点を持つ、また海外事業展開を図ろうとする地元企業に対し、海外での中核的労働基準(結社の自由・団体交渉権・強制労働の禁止、児童労働の廃止、差別の排除)順守の重要性について周知徹底すること。 また、海外事業拠点や取引先なども含め、人権デュー・デリジェンスの必要性についても周知徹底すること。	増加しつつある労働問題については、労働相談、法律相談等の専門相談事業を通じてその解決に取組むとともに、大阪労働局と情報共有を図り、啓発に努めます。 (産業振興課)
221	産官学等の連携による人材の確保・育成 関西域では「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」が始動している。仕組みを参照し、地域を支えるさまざまな産業の人材の確保・育成のため、産官学等が連携して取り組む仕組みを積極的につくること。	地域産業における人材の確保・育成について関係機関と情報共有を図るとともに、効果的な施策について検討を進めていきます。 (産業振興課)
222	地域包括ケアの推進について 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。 また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、市町村が個別に抱える課題に対して必要な支援を大阪府へ求めること。加えて、「大阪府高齢者計画2024(仮称)」が策定される際には、前年度までの「同計画2021」で行った施策の進捗状況を検証・総括や「高齢者の生活実態と介護サービス等に関する意識調査結果等」を踏まえ、より実効性を高めるよう大阪府へ求めること。	本市では、WAO(輪を)！ SENNAN(「W」忘れてもだいじょうぶ「A」あんしんと「O」おもいやりの町せんなん)をスローガンに、認知症施策をはじめ、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを行っています。事業を進めるにあたっては、3年に一度の高齢者の生活に関するアンケート調査により現状を把握し、計画および具体的な取り組みに反映しています。また、地域包括ケア計画推進委員会では定期的に事業の進捗状況を報告し、医療や介護等の関係機関の代表、地域団体の代表、被保険者等から意見を聴取し、取組みに反映しています。なお、計画については、国・府の関連計画との整合を図り、連携を行っています。 (長寿社会推進課)
223	生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について 生活困窮者自立支援事業のさらなる質の改善に向け、好事例などの情報収集・分析・提供など、支援員の育成やスキルの維持・向上のための研修を行うこと。 大阪府に対しては、人員確保に必要な財政支援の拡充を求めること。 また、NPO法人や社会福祉法人、社会福祉協議会、労働者福祉協議会などの社会資源を活用すること。 さらに、生活基盤である住居を確保するため、賃貸住宅登録制度の周知や、登録住宅の改修・入居者への経済的支援、要配慮者に対する居住支援を推進すること。	自立支援事業について、毎年委託事業者に対し、必要なスキルに関する研修の情報提供を行い、研修を受講頂いています。自立支援制度については、引続き国庫負担金及び国庫補助金を申請して事業を行います。泉南市では事業を一般社団法人に委託して行っております。居住支援の推進について、検討を進めてまいります。 (生活福祉課)
224	予防医療及び健康づくりのさらなる推進について 大阪府における各種がん(胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・子宮頸がん)の受診率は改善傾向にあるが、依然として全国レベルでは低い状況にある。そこで、早期発見のためにも、若年世代から毎年受診できるよう制度を改定し、市民の特定健診や各種がん検診の受診率向上を図ること。 また、AYA世代にがん検診の積極的な受診を促すための取り組みを強化すること。加えて現在進められている「第3期大阪府がん対策推進計画」の進捗状況についての検証を行うこと。 さらに、市町村とも連携し、大阪府が実践的に取り組む「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージスマイル”」等を市民により広く周知すること。	本市では、受診率向上のために、子宮がん検診(20歳女性)、乳がん検診(40歳女性)の市民に無料クーポンを送付するとともに、節目年齢の市民にがん検診の案内を個別で送付し啓発を実施しています。また、国民健康保険の特定健康診査とがん検診を同時に実施しています。30歳代には、生活習慣病の早期発見のために基本健康診査を実施しています。 大阪府が実施している「健活10」や「おおさか健活マイレージスマイル」等につきまちは、健康教室等やウォーキングイベントなどを活用し、啓発します。企業との連携協定も進めており、引続き、医師会をはじめ、保健所等関係機関と連携し、健康増進の取組を推進します。 (保健推進課)
225	医療人材の勤務環境と処遇改善について 医療現場の実態を把握し、労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024年度の医師の労働時間上限規制への整備を図ること。 安全で質の高い医療・看護の提供に向けては、緊急事態を想定した医療人材確保のために、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。さらには、潜在医療従事者が大規模災害など緊急時に復職できる仕組みや、新型コロナウイルス感染症の患者対応やワクチン接種への従事などをきっかけに一時的に復職した者が希望すれば本格的に復職できる仕組みを医療機関・大阪府と連携し構築すること。 加えて、新型コロナウイルス感染症対応を総括したうえで、引き続き感染症拡大に備え、地域性を考慮した保健所の体制整備を大阪府に求めること。	本市では市民病院は有していますが、地域医療機関の看護職不足解消の1つとして医師会立看護専門学校への運営費補助を行い、地域医療の充実をめざしています。また、医師会の地域医療向上のための事業(講演会等)を支援しています。今後も医師会との連携を図りながら、地域医療の推進に努めます。また今後の感染症拡大における保健所体制整備について、保健所との連携強化に努めます。 (保健推進課)

	要望内容	要望回答
226	医師の偏在解消と地域医療体制の向上に向けて地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するため、出産や育児などで離職した女性医師の復職支援研修を行うなど、効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。そして、医療分野での地域間格差解消に向けては、地域の医療ニーズや二次医療圏内で医療需要の増加が見込まれる病床機能の確保など地域の実態を検証し、効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については共同利用に関する意向書の提出状況の検証を行い、医療機関間の共同利用をさらに促進すること。 加えて、今後ニーズが高まる「訪問医療」を拡充するために、実施している医療機関への助成を行うこと。 また、新たな感染症の感染拡大時における医療体制を考慮し、急性期・回復期・慢性期まで、切れ目なく必要な医療が提供されるよう、「医療機関の機能分化と連携」、「医療と介護の連携」、をそれぞれ推進すること。	本市においては、休日・夜間の救急医療体制（二次救急医療）の確保、運営を維持するため泉州医療圏（和泉市以南の8市4町）において救急医療機関の運営費用を負担しており、救急医療サービスの提供に努めています。また、泉州南部初期急病センターを泉佐野市以南3市3町で運営費用を補助しており、小児科開設日を増設する等、充実に努めています。 本市においては、産科婦人科はありませんが、周産期医療においては、泉州広域母子医療センターとして、貝塚市以南の4市3町で協力し、りんくう総合医療センターに整備した周産期医療センターを維持するために分担金を拠出し、運営を補助しています。 今後も引き続き、大阪府、医師会、近隣市町等と連携、協力しながら、医療体制の充実に努めます。 「訪問医療」を行う医療機関への助成については、近隣市町の取組状況について情報収集を行います。 （保健推進課）
227	介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。さらには、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。 加えて、前歴加算も含めた処遇改善加算が介護職員への賃金に確実に反映されるよう対策を講じること。 また、介護労働者の職場環境を改善すべく、利用者や事業主からのハラスメント防止に向けて、事業主に対する啓発・研修活動を強化すること。	介護労働者の人材確保については、泉南地域介護人材確保連絡会議等に積極的に参加し、大阪府や近隣市町等と協力体制を築き、長期的な対策として、福祉・介護関係の仕事に関するイベントや研修等の情報発信をしています。 職場環境や職員処遇については、研修等により資質向上を図るとともに、大阪府や広域福祉課と連携のもと、事業者に対し個別指導や集団指導等の実地指導を通じて、着実に改善されていくよう働きかけます。また、通達や法令の遵守、各種啓発についても、事業者への集団指導等において今後も周知していくことを継続していきます。 （長寿社会推進課）
228	地域包括支援センターの充実と周知徹底について地域包括支援センターが、地域のニーズに則して実効性ある機能が発揮できるよう取り組むこと。労働者の介護離職防止のためにも、地域包括支援センターの機能・役割の住民への周知・広報を強化すること。 また、地域包括支援センターを拠点とし、高齢者と子どもが積極的に交流できる施策の検討を行うこと。 さらには、地域包括ケアシステムの中核機関として、最低1カ所は直営の地域包括支援センターを設置するよう働きかけること。	地域住民の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援するとともに、地域包括支援センターが地域において求められる機能を十分に発揮するために、人員体制および業務の状況を定期的に把握・評価し、その結果を踏まえて、センターの設置者および市町村が事業の質の向上のための必要な改善を図ります。 （長寿社会推進課）
229	待機児童、潜在的（隠れ）待機児童の減少に向けて大阪府と連携して、計画的に保育園の増設などを整備すること。 また、保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実を図ること。整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携や広域的な受け入れ調整などを行うこと。 さらには、障がいのある児童の受け入れや兄弟姉妹の同一保育施設への入所など、保育の質を向上させること。	本市では、4月1日時点において待機児童は発生していません。人口動向・保護者へのニーズ調査等をもとに、第2期子ども・子育て支援事業計画を策定し、定期的に進捗確認をしております。また、平成27年度以降、1公立保育所、4私立保育所、1私立幼稚園の認定こども園への移行により、児童の受入体制の強化を図っています。加えて、小規模保育事業所2カ所の新設を行い、保育の充実を目的とし、認可保育等施設との連携を行っております。 障がい児の受入れについては、加配保育士を配置するための補助事業を継続して実施し、兄弟姉妹の入所については、入所判定の際に加点することで同一施設への入所を考慮していきます。 （保育子ども課）
230	保育士等の確保と処遇改善に向けて子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の人材確保、そして労働条件と職場環境の改善を行うこと。具体的には、職場での定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、定期昇給制度の確立、適正な配置、研修機会の確保等を積極的に行うこと。 また、保育士の確保へ向け大阪府と連携しての助成金創設や、「保育士宿舍借り上げ支援事業」拡充、離職した潜在保育士が復職するための働き方を含めた環境整備などの支援を強化すること。 加えて「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の実施に早急に取り組むこと。	留守家庭児童会支援員の労働条件については、関係法令や条例規則に基づき適切な措置を講じるとともに、健康診断やストレスチェックを行い職員の健康管理に努めています。 また、保育時間の延長に伴う勤務体系の改善に努め、児童数や障害児の受入れ状況により、支援員および補助支援員の配置、加配を行います。加えて、市独自の研修を実施するとともに放課後児童支援員認定資格の積極的な取得を促し、定着率の向上につながるよう努めています。 「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」については、常勤職員は経験年数等に応じて2職種で採用しており、キャリアアップすることができず、（生涯学習課） 本市が運営する施設の保育士等の労働条件については、関係法令や条例規則に基づき適切な措置を講じるとともに、健康診断やストレスチェックを行い職員の健康管理に努めています。また、「保育士宿舍借り上げ支援事業」は継続して民間保育施設に支援を行っており、保育士確保策としては、令和元年度より潜在保育士が復職するための「潜在保育士職場復帰支援プログラム」を行っており、昨年度からは、保育士等養成施設に在籍している学生を対象に「保育学生就職支援プログラム」を行っています。 （保育子ども課） 本市が設置する幼稚園における幼稚園教諭の労働条件については、関係法令や条例規則に基づき適切な措置を講じるとともに、健康診断やストレスチェックを行い職員の健康管理に努めています。 （指導課）

	要望内容	要望回答
231	地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて 保護者の負担軽減となるよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、病児・病後児保育を利用しようとする保護者がネットによる空き状況の確認や予約が可能なシステムの拡充を推進していくこと。そして、保護者の意向や状況を把握し、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。 さらに、小1の壁を越えて継続就労ができるよう、放課後児童クラブの時間延長や子ども預かり施設への支援を行うこと。	放課後児童クラブの延長保育については平成31(令和元)年度に、朝は8時から、夕方は19時までの延長や会費の改正を行いました。保育所との預かり時間の乖離を減らすことで「小1の壁」を超えて継続就労できるよう支援に努めています。 (生涯学習課) 病児保育等については、平成28年度から1公立認定こども園、1公立保育所、1私立保育所、平成29年度から1私立認定こども園において病児保育(体調不良児対応型)事業を開始し、施設内における体調不良児への財政的支援を行っています。なお、本事業においては、在園児が利用する体調不良児対応型であるため、ネット等による予約システムのニーズがございません。その他、延長保育については実施済みですが、夜間保育および休日保育については、利用ニーズ等を勘案しながら、実施について検討してまいります。 (保育子ども課)
232	企業主導型保育施設の適切な運営支援について 企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査等市町村による関与を行うことが必要である。そこで、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること等について、現在策定されている計画に基づき、速やかに進めると同時に、市町村や事業者、保護者の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築すること。 企業主導型保育施設の適切な運営支援について 企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査等市町村による関与を行うことが必要である。そこで、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること等について、現在策定されている計画に基づき、速やかに進めると同時に、市町村や事業者、保護者の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築すること。	企業主導型保育施設の指導・監査は、公益財団法人児童育成協会が、原則として年1回以上、立入調査を実施することとなっております。また、大阪府からの権限移譲に伴い、泉佐野市広域福祉課が認可外保育施設として企業主導型保育施設の指導・監査を行っていますので、市の役割において情報を共有し、保育の質の向上に向け、課題等の抽出、改善を図ってまいります。 (保育子ども課)
233	子どもの貧困対策と居場所支援について 「第2次大阪府子ども貧困対策計画」にもとづき、市として実効ある対策と効果の検証を行うこと。あわせて、困窮家庭における相談窓口を一本化することで、必要な支援が確実に享受できる体制の構築を推進するとともに、就労しているひとり親家庭への支援が確実に届くよう、土日祝や夜間での相談体制を充実させること。また、行政手続きの簡素化を行うこと。 NPO、民間団体、個人が運営する「子ども食堂」は、食の提供だけに留まらず、学習をする場などを兼ねる「子どもの居場所」として地域との繋がりを深める重要な拠点であることから、物価高が嵩上りする現状も踏まえ、「子ども食堂」支援事業に応じた補助金を支給・拡充するなど、支援を強化すること。 さらに、府域での食堂数は年々増加しているものの、市町村ごとの設置状況・広報状況に差が大きいことから、「住む場所による差」がでないよう特に設置の少ない市町村に対しての実施支援・働きかけを強めること。また「子ども食堂」、教育機関、民間企業などが連携したネットワークの構築へ向けた取り組みを支援すること。	第2次大阪府子ども貧困対策計画にもとづき、子ども家庭総合支援拠点として保護者や子どもたちが孤立しないよう必要に応じて訪問支援や面談等を実施しています。また、泉南市内で子ども食堂を開催している様々な主体が、相互に連携・情報交換を図り、地域ぐるみで子どもの居場所づくりに取り組めるよう、子ども食堂の運営を支援し、子ども食堂のさらなる普及・定着を図るため泉南市子ども食堂ネットワークを設置し、現在活動中の子ども食堂が登録をしています。物価高騰への支援策として、補助金を上乗せ交付しています。令和5年度は2団体が新規登録され、地区間の設置数格差は狭まってきました。 (家庭支援課)
234	子どもの虐待防止対策について 子どもの権利条約およびこども基本法の内容・理念を周知普及に努めること。 複雑かつ重大化の傾向にある児童虐待の相談業務に適切に対応するため、児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、児童虐待の予防的な取り組みや介入の徹底など 児童相談所大阪府設置自治体 → 児童相談所との連携を密にし、大阪府に対しても児童相談所の機能強化を求める事 児童相談所独自設置自治体(政令市・中核市) → 児童相談所の機能を強化するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。 また、「児童虐待防止法」や国民の通告義務の啓発・広報の徹底を図るとともに、児童虐待防止をよびかける「オレンジリボン運動」を推進し、新たな未然防止策を講じること。 あわせて、児童相談所の権限を強化するよう、大阪府・国に強く求めること。	11月1日から30日までの間、オレンジリボンキャンペーンとして、市役所、幼稚園、保育施設、小中学校、駅前を含む公共施設等で児童虐待防止の重要性について周知するため、ポスターの掲示、のぼりの設置、ティッシュの配布等による啓発活動を行いました。また、オレンジリボン啓発ジャンパーの着用による啓発活動を実施しました。また、キャンペーン期間以外においても、ポスター等の掲示やウェブサイトを通じて、虐待の未然防止や通告義務について啓発周知を行い、学校等と連携の元、虐待の早期発見による未然防止に努めています。 (家庭支援課)

	要望内容	要望回答
235	ヤングケアラーへの対策について 「府立高校におけるヤングケアラーに関する調査結果」「ヤングケアラー支援に向けた実態調査(介護支援専門員、相談支援専門員等)」や各市町村の調査結果を踏まえ、実態と課題の把握により、迅速な社会的・経済的支援を行い、子どもたちが教育の機会を奪われることのないよう、社会的孤立を防ぐ支援を早急に行うこと。 ヤングケアラーは、子ども自身や家族が「支援が必要な状況である」ことを認識していない場合が多いことから、地域包括支援センターを拠点として福祉、介護、医療、教育等の様々な機関と連携し、早期発見が可能な仕組みを構築するとともに、相談体制を強化すること。 また学校や地域での早期発見につながるよう、具体的な事例や概念について広く周知を行い、理解促進に努めること。	11月1日から30日までの間、オレンジリボンキャンペーンの一環としてヤングケアラーの概念等について広く周知するため、小中学校を含む公共施設等にポスターの掲示やチラシの配架を依頼し、啓発に努めました。 (家庭支援課) 学校においては、ヤングケアラーについては、各調査結果をふまえ、日頃からの子どもの状況把握と調査により把握しています。把握した場合は、家庭児童相談室とも共有し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと協働するなど、子どもの気持ちに寄り添った支援につなげる体制を整備しています。 (指導課)
236	誰も自死に追い込まれない、相談体制の強化について コロナ禍で自死者が増加しており、相談者に対応する相談員の増員や研修制度の充実、さらにはSNSによる相談体制を充実するなど、相談体制を強化すること。あわせて、相談員がメンタル不調に陥らないよう、対策を十分に講じること。 また、相談者が抱える個々の事情により沿った支援を行うために、大阪府や、NPOなどの民間団体と連携するとともに、取り組みに対する支援を行うこと。	相談員に対しては、相談者に必要な援助とサポートを行うことができるよう、相談技術のスキルアップのための講座受講を促進するなど、相談業務の充実・強化に努めていきます。また、年に数回の自殺対策連絡会議において、関係機関との連携・強化を図っています。 (人権推進課) 本市では、市相談窓口職員、相談支援センターや地域包括支援センター職員等を対象に、ゲートキーパー研修等を毎年度実施し、また事例検討等も行い、いろいろな相談を受けた者が、支援が必要な人に気づき、寄り添い、必要人には必要な機関へつなぐ役割を果たせるよう努めています。また、各相談窓口のチラシを学校や各窓口にて配布し、広報紙やウェブサイトを通じて、周知を図っています。専門的な相談体制については、府と連携の強化を図ります。 (保健推進課)
237	指導体制を強化した教育の確保と資質向上について 教育の質を高め、子どもの豊かな学びを保障するため、教職員定数の改善、教職員や支援員等の人材確保に努めること。教職員の長時間労働を是正するためには、客観的な勤務時間管理をおこない、「時間外在校等時間の上限(月45時間、年360時間)」を遵守するよう、有効な対策を講じること。 また、教職員の欠員対策として、代替者の速やかな確保に努めるとともに、精神疾患等による病気休職者をなくすための労働安全衛生体制を確立すること。 深刻化する子どもの貧困、虐待、不登校、自死等への対策として、スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置拡充を行うこと。また、SC、SSWの十分な人材確保にむけた養成・育成に取り組むこと。 さらに、外国にルーツをもつ子どもが取り残されることのないよう、日本語指導が必要な子どもに対して、必要な家庭支援を行うこと。そして、進学等で不利益を被らないよう、子どもや保護者に対して、多言語対応の整備や「やさしい日本語」を活用し、適切な情報提供と理解促進を進めること。	泉南市内の外国にルーツのある子ども・家庭は増加傾向にあります。現在泉南市教育委員会では、日本語指導が必要な子どもが取り残されることなく、安心して学習・生活できるよう、必要に応じて子どもや家庭(保護者)へ母語で説明・サポートをするための語学補助員やJETプログラムで任用している国際交流員を派遣しています。また、進学等で不利益を被らないよう、学校で配布する様々な文書・手紙や市役所へ提出する各種申請用紙等の母語への翻訳や懇談会等での通訳を行うことによって適切な情報提供や理解促進を進めています。更に「やさしい日本語」を使った手紙の作成を意識することや、国際交流員が担当相談窓口を設定しており、その周知をすることで、外国にルーツのある家庭が困ることがないように支援しています。今後も、様々な国からの直接編入が増えることが想定できるため、予算の拡充や翻訳通訳対応可能言語を増やすなどの取組を進めていきます。 (人権国際教育課) 少人数学級編制による少人数の集団は子ども達や保護者から高い評価を得ています。学校現場を取り巻く課題が複雑化し、教職員の多忙化が進んだ実態を踏まえると、自治体による教員配置に格差が生じてくることは義務教育の本質に係ることであり、その意味においても、令和2年度からは小学校において35人学級編制が国により順次行われています。また、学校閉庁日、全校一斉退庁日および部活動休養日(ノークラブデー)を全校一斉に実施しており、仕事と生活のバランス良い働き方ができるよう、学校長を通じ指導しています。併せて、ストレスチェック事業を実施(11月下旬)し、府費負担教職員の健康管理に努めます。教職員の欠員対策については、任命権者である大阪府教育庁が定める制度を活用し、欠員を生じさせないよう努めます。なお、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの全校配置については国や府の動向を注視するとともに、機会を通じて要望します。 (指導課)
238	更衣室や多目的トイレの設置・増設について 子どもたちのプライバシーを守る観点から、各学校において更衣室や多目的トイレなどの設置・増設を進めること。	更衣室については、子どもたちのプライバシーに配慮するため、複数の教室を活用し更衣場所の確保に努めています。多目的トイレについては、学校の状況を確認し、適宜改修を行い設置に努めます。 (教育総務課)
239	奨学金制度の改善について 給付型奨学金制度のさらなる対象者や支給金額の拡充を、積極的に国へ求めること。また、従来からの支援制度のみならず、中小零細や地場を含めた地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の創設を検討するなど、新たに市独自の返済支援制度を検討すること。 加えて、コロナ禍によって返済が困難な労働者に対する返済猶予措置を講ずること。	「奨学金」制度の充実は利用者にとって重要なことと認識しています。その改善について、機会を通じて要望します。 (指導課)
240	労働教育のカリキュラム化について ワークルールや労働安全衛生等、働くことに関する基礎的な知識を活用できるよう、労働教育のカリキュラム化を推進すること。また、労働組合役員や退職者などの経験豊富な外部講師を登用した出前講座や職場見学・職場体験などを含め、働くことの意義や知識を学ぶ時間を確保すること。	近年、新型コロナウイルスの影響もあり、中学生の「職業体験」が実施できていませんでしたが令和4年度より再開しています。企業からゲストティーチャーを招いて、「勤労・生産」について講義をしていただく学校も多く、この取組は小学校でも積極的に行われています。また、中学校では、働く時のルールなどを学んでいます。令和5年度は、自校での実践が他校とも情報共有する機会をつくっています。とりわけ中学校区の小中連携をする中で、キャリア教育を充実するよう取り組んでいます。 (指導課)

	要望内容	要望回答
241	幅広い消費者教育の展開について 成年年齢が引き下げられたことにより、知識や経験不足に乘じた悪徳商法などによる若年層の消費者被害の拡大が強く懸念されている。 とりわけ、スマートフォン・タブレット等の普及に伴い、高額商品の売買やゲームでの高額課金、犯罪行為に抵触する事項などに関して、小・中学生も対象に含めた学生への消費者教育は急務となっている。そこで、教育現場への啓発活動や支援などの拡充に加え、家庭でも消費者教育を学ぶことができる教材を作成するなどの対策を講じること。	成年年齢引き下げによる若年層に対する消費者教育の重要性は認識しており、新成人および市内小中学校へ啓発グッズや啓発チラシを配布しています。今後も引き続き、関係機関と情報共有を図り、消費者教育の推進に努めます。 (産業振興課)
242	人権侵害等(差別的言動の解消)に関する取り組み強化について 大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていない。そこで、あらゆる差別の解消に向けSNSやインターネット上に氾濫する差別の実態を把握するとともに、差別解消に向けた具体的な施策を講じること。さらには、無意識による無理解や偏見による言動も差別に繋がることから、人権意識の向上のための周知を行うこと。 また近年、インターネット上の人権侵害事案も多発していることから、2023年3月に公表された「大阪府インターネット上の人権侵害の解消に関する有識者会議取りまとめ」を踏まえ、インターネットリテラシー向上のための教育・啓発活動や、相談事業・被害者支援などを推進していくこと。	本市では、平成29年8月に泉南市人権行政基本方針、令和元年8月に策定した泉南市人権行政推進プランにおいても「外国人の人権」については取組むべき主要課題の一つとして位置付けており、今後も引き続き人種や民族、宗教、生活習慣の違い等に起因する差別を解消するための施策の推進し、多文化共生社会の実現に努めます。また、直近の年度においては、アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)、マイクロアグレッション(些細な攻撃)をテーマにした講座を実施しました。また、今年度には、インターネット上のSNSやテレビ、新聞等の無数にあるメディアからの情報を正しく理解するためのメディア・リテラシーと人権をテーマにした講座の開催を予定しており、今後も市民の人権意識の向上に向けた啓発・周知を推進していきます。 (人権推進課)
243	行政におけるデジタル化の推進について 行政によるデジタル化を推進し、オンライン申請などの利便性を高めることで、行政事務手続きの簡素化や行政情報へのアクセス向上などに取り組み、デジタルセーフティネットの構築をめざすこと。 また、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けても取り組むこと。	国が推進する子育て・介護関係の行政手続(26手続)について、オンライン申請が可能となるよう2022年度に環境構築を行いました。2024年度中に一部の行政手続についてもオンライン化を実施します。情報格差の解消に向けた取組としては、主に高齢者を対象とした「スマホ教室」を2023年度中に計73回開催します。2024年度につきましても、同様の教室の開催を検討します。 (デジタル推進課)
244	マイナンバー制度の定着に向けたマイナンバーカードの普及について 公正・公平な社会基盤としての「マイナンバー制度」の定着と一層の活用に向けて、運用状況や住民からの意見を丁寧に把握し、必要に応じて、利用範囲や個人情報保護に関し適切な取扱いを行っていくこと。あわせて、税務行政体制の効率化をはかるとともに、個人情報の保護体制を強化すること。 また、デジタル行政の推進や、行政の迅速な支援による市民生活の利便性向上を図るべく、「マイナンバーカード」の普及促進を前提として、プライバシー保護のための安全性の周知や個人情報管理体制の強化など制度の信頼性を高める取り組みを行うこと。 加えて、「マイナンバーカード」への保険証一体化等については、カードの取得が強制化されないよう従前の保険証についても継続して対応するよう、国に要請すること。	マイナンバーを利用する事務の範囲はマイナンバー法に定められているため、それらを遵守の上、取扱います。今後は益々マイナンバーカードの利活用が推進されていくと思われますが、マイナンバーカードに搭載されているICチップにはプライバシー性の高い個人情報は記録されないなど、マイナンバー制度の安全性に関する情報を市の広報紙やウェブサイト等で周知するなど、普及啓発に努めます。 (デジタル推進課) 令和6年秋頃には原則すべての保険証が廃止となりますが、マイナンバーカードと保険証の一体化をされていない方には別途「資格確認証」の交付を予定しております。よって改めて、従前の保険証の継続を国等に要請する予定はありません。 (保険年金課)
245	府民の政治参加への意識向上にむけて 有権者の利便性と投票機会のさらなる確保のため、共通投票所の設置の拡大、身近に利用できる投票所の増設、期日前投票の投票時間の弾力的な設定、および移動期日前投票所の設置・拡充に努めること。 さらに、投票票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者や要介護者などの投票参加拡大の観点から、投票方法を自書式から記号式投票に改めること。 また、若者の政治参加を促進するため、教育委員会や選挙管理委員会と連携し、模擬投票や選挙出前授業、議会見学や傍聴など主権者教育を実施すること。	従前、市内大規模商業施設における期日前投票所設置を検討してきたところですが、今後も引き続き、導入及び維持に係る費用と、選挙人の利便性向上や、それに伴う投票率の向上などの費用対効果を十分検討しつつ、低コストでの実施方法や、導入済みの自治体での事例を研究し、期日前投票所の増設に向けて取り組みます。共通投票所の設置については全投票所のネットワーク構築が前提となり、費用が多額にのぼるため、現状の本市の状況においては消極的に捉えております。ただし、将来的には現投票所施設の老朽化、人口減少等により、市全体の公共施設等の最適化計画に合わせた投票区及び投票所施設の見直しを推進する必要がある、検討が必要なものと考えております。投票方法に関しては、一部法改正が必要なものがあります。また、総務省「投票環境の向上方策等に関する研究会」が、平成30年8月にまとめた報告書に障がい者や要介護者などの投票参加拡大に関する内容が盛り込まれておりますので、同報告書の内容を反映した改正法が施行された際には、適切に対処して参ります。主権者教育に関しては、税務署が行う租税教室と連携し、市内全4中学校の内2校で選挙出前授業・模擬投票を実施しております。今後は市内全4中学校で毎年主権者教育を行い、若者の政治参加を促進できるよう、未実施の学校の参加に向けた取り組みを進めて参ります。 (選挙管理委員会事務局)

	要望内容	要望回答
246	食品ロス削減対策の効果的な推進に向けてこれまで大阪府の「食品ロス削減ワーキングチーム」が精力的に取り組んできた食品ロス削減対策を継続的に実施するとともに、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」による「パートナーシップ事業者」を拡大していくため、外食産業をはじめとする食品関連事業者に積極的な働きかけを行うこと。 また、市民に対しては、「食べ残しゼロ」を目的にした「3010運動」について、アフターコロナでの外食増加を想定し、さらなる効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」「持ち帰り」を基本とする環境整備も進め、市の取り組み内容を示すこと。 また、枚方市・摂南大学での産学の取り組みのような、破棄される農作物・特産品(すもも)の有効活用策も検討すること。	引き続き食品ロス削減に向け、広報誌やウェブサイトでの啓発、小学校での出前授業やイベントにて「食べ残し・食べきり」等促進の啓発に継続的に取り組みます。また、「持ち帰り」の環境整備および「農作物の破棄」については、関係部署とも連携を図り食品ロス削減に努めます。 (清掃課)
247	フードバンク活動の課題解決と普及促進について 2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。また、フードバンク活動団体が抱える課題(運営費・人手・設備等)を解決するための相談窓口や活動関係者で構成する協議体の設置を検討すること。 また、「フードバンクガイドライン」の策定によって支援のあり方が効果的になっているか検証を行うこと。	本課が自立相談支援事業等を委託している事業者にて現在フードバンク活動を行っているところです。加えて、清掃課よりにおいて廃棄食料をフードバンクに活用する構想があり、現在清掃課と委託先事業者にて協定を結び廃棄食料をフードバンクに活用するための準備を進めているところです。本市にてフードバンク活動を行っている事業者が前述委託事業者のみであり、その事業者とは常に情報交換を行っていることから現時点では協議体設置の予定はありません。また、社会的認知向上については、現在行っている広報活動の強化充実に取り組みます。 (生活福祉課)
248	消費者教育としての悪質クレーム(カスタマーハラスメント)対策について サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム(カスタマーハラスメント)の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、市独自の判断基準(対応状況や対応時間の目安、対応体制の確立)の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。	現在、消費者庁事業の消費者の倫理的消費の項目の中にはカスタマーハラスメント防止のための啓発は含まれていないため、行っていません。 (産業振興課)
249	特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について 大阪府域では高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと この間、SNSやアプリなど、幅広い広報媒体を活用して周知をはかっているが、高齢者については、そうした媒体の利用については低いと思われるので、従来型のチラシ・ポスターでの周知の充実もはかること。	詐欺被害について、警察や防犯委員会と協力し、啓発に努めます。 (生活福祉課) 特殊詐欺対策として有効な留守番電話の効果的な使い方などをはじめとした様々な悪質商法の被害防止について、チラシやウェブサイト、SNSを活用して啓発に努めます。 (産業振興課) 令和5年12月1日より泉南市自動通話録音装置貸与事業を開始し、自動通話録音装置の無償貸し出しを行っています。あわせて特殊詐欺の被害を未然に防ぐため、啓発のチラシも活用し、詐欺について注意喚起を行います。 (長寿社会推進課)
250	「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」とその実践に向けた産業界との連携強化について 「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と、大阪府と連携した取り組みを進めること。 とりわけ、政府の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が供給側の取り組みを中心としていることから、住民など需要側の行動を促す意識喚起の取り組みを積極的に進めていくこと。さらには、「大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」で示した2030年に向けて取り組む項目について大阪府と連携するとともに、市民・事業者への周知を行うこと。また、実行計画の進捗状況、支援内容についても明らかにすること。 グリーン成長戦略で実行計画が策定されている14分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元の事業所における取り組みの推進状況、今後の推進計画などに関して広く共有化を図り、規制の見直しなどを含めて、地方自治体として必要な支援を強化していくこと。	「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」に関して、広報紙等を通じて市民の行動を促すよう努めます。さらに市民に向けてどのような取組ができるか検討します。「大阪府地球温暖化対策実行計画」で示された2030年に向けて取組む項目については、どのような分野で府と連携できるか、また、市民・事業者への周知の仕方について検討します。各方面からの要請、ニーズを的確に把握し、可能な限り、地方自治体として支援していけるよう努めます。 (環境整備課)
251	再生可能エネルギーの導入促進について 再生可能エネルギーの導入促進にあたって、条例を整備し調査コスト・開発リスクに対する各種補助金の充実を図るとともに、再生可能エネルギーを効率的に利用するために、高効率・大容量の蓄電が可能となる技術開発や、スマートグリッドの構築を支援するしくみを構築すること。 再生可能エネルギーの導入促進について 再生可能エネルギーの導入促進にあたって、条例を整備し調査コスト・開発リスクに対する各種補助金の充実を図るとともに、再生可能エネルギーを効率的に利用するために、高効率・大容量の蓄電が可能となる技術開発や、スマートグリッドの構築を支援するしくみを構築すること。	再生可能エネルギーの導入促進に対応したいところですが、予算の確保が困難なことから、現時点では導入の予定はありません。 (環境整備課)

	要望内容	要望回答
252	交通バリアフリーの整備促進について 公共交通機関(鉄道駅・空港等)のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。鉄道駅バリアフリー料金制度の導入により、環境整備がさらに加速化するよう、これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。	鉄道駅舎については、鉄道駅バリアフリー料金制度の導入に伴い、泉南市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱の改定に取り組みます。(都市政策課)
253	安全対策の向上に向けて 鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者10万人未満の駅に設置する費用に対する助成や、令和6年度まで固定資産税を軽減する特例措置についてのさらなる延長等、税制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。 また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、民間、地域の協力を得ながら「心のバリアフリー」の取り組みを進めること。	鉄道駅舎については大阪府鉄道駅可動式ホーム柵整備事業費補助金交付要綱により、鉄道事業者が行う可動式ホーム柵の整備にあたって、国、泉南市が協力して補助金を交付します。また、令和6年度策定予定の岡田浦駅周辺地区バリアフリー基本構想では、心のバリアフリーに関する教育啓発特定事業(公共交通の利用疑似体験等)を位置づけ、ハード・ソフト一体的なバリアフリー化を目指します。(都市政策課)
254	自転車等の交通マナーの向上について 自転車による宅配業者も増え、毎年一定数の事故が発生している。 原因はさまざまではあるが、ひとつに自転車や新たなモビリティ(電動キックボード等)の運転者マナーの問題も指摘されているため、事故防止のための自転車専用レーンの整備を行うとともに、自転車・電動キックボード等の運転者への取締りの強化、購入時の講習実施など、法令遵守やマナー向上への周知・徹底を図ること。 また、2023年4月以降、自転車運転の際にはヘルメットの着用が努力義務化されたことから、普及促進のためヘルメット購入費用の補助制度を新たに検討すること。	泉南警察署、泉南市交通事故をなくす運動推進本部、泉南市交通対策指導委員会などの関係機関と情報共有し、毎月15日の早朝街頭指導等で自転車利用者に正しい通行方法を周知し、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を促進することにより、自転車乗用中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為の防止を図ります。また自転車運転の際にヘルメットの着用が努力義務化されたことに伴い、ヘルメット購入補助金制度の導入を検討しています。(環境整備課)
255	子どもの安心・安全の確保について 保育中の子どもや通園中の園児や保育士が巻き込まれる事故が多発している。防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズ・ゾーン」の設置や危険箇所がないか総点検を実施するとともに、安全確保のため、ガードレールの設置が求められていることから、危険箇所から優先して未設置の所は早期の設置を行うこと。 あわせて、歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号や幹線道路の白線や表示が見えにくくなっている箇所も散見されることから、必要なメンテナンスも行うこと。 また、運転手にも広く周知するため、免許更新の際に注意を呼び掛けるなど、キャンペーン等を実施すること。 (現在、キッズ・ゾーンについては東大阪市・堺市・枚方市・箕面市・茨木市・交野市で設定が進められている。)	例年「泉南市通学路交通安全プログラム協議会」に出席しているため、関係機関と協議の上、キッズ・ゾーンの設置や歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号などのメンテナンスを検討し、協力を呼び掛けてまいります。 (保育子ども課) キッズゾーンの設定については、保育担当部局から協議があれば、警察と共に内容の精査を行い、設定に協力します。危険箇所への安全対策につきましても、保育部局や警察署と協力して進めていきます。(道路課)
256	防災・減災対策の充実・徹底について 市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。 また「おおさか防災ネット」等の市民へ直接情報発信可能なツールの登録を促進し、市内の運用状況(登録)について推移を示すこと。 加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、避難所の環境整備についてもはかること。感染対策も踏まえ災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。 また、「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等を行うこと。 地域における防災の担い手となる、防災の資格である「防災士」の取得を促すための広報や、養成研修実施機関として登録すること。特に「女性防災士」の取得の促進をはかるとともに、資格取得助成についても取り組みを進めること。 *養成研修実施機関(関西では滋賀・奈良・和歌山・兵庫。府内では箕面市のみ)	総合防災マップは、令和4年2月に最新のものに更新し、3月下旬に市内全戸配布しました。主な特徴は、新たに高潮ハザードマップを追加したことや災害時の避難行動計画の作成に役立つタイムラインを加えたことです。 おおさか防災ネットの運用状況(登録)は、メール配信サービスの本市の登録者数は、令和5年3月時点で1,910件となっています。 避難行動要支援者名簿は、毎年更新をしており、対象者は、令和5年12月時点で8,174人、名簿登録者数は4,086人となっています。地域での訓練の支援としては、訓練時の事故によるけが等を補償する保険の適用や備蓄物資の非常食で有効期限が近くなったものを有効活用するため参加者に提供する等を行っています。災害発生時の情報提供を見やすくわかりやすくについては、ウェブサイトのトップページに大きく分かりやすく掲載すること、SNS等他のツールも有効に使い、情報発信の多重化を図り、より分かりやすい周知に努めます。また、来年度からは防災アプリを本格導入し、防災無線の放送内容をスマートフォンで確認できるようにします。 防災士については、令和5年4月に市において防災士の登録制度を開始し、防災士の知識や技能を市の地域防災力の向上のために活かせるような環境を整備しています。今年度は大阪公立大学、和歌山大学実施の防災士養成講座をホームページ等で周知して、資格取得を促しました。(危機管理課)

	要望内容	要望回答
257	地震発生時における初期初動体制について 南海トラフ地震の発生が懸念されているが、地震発生時には、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。 また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行えるよう、近隣自治体に働きかけを行うこと。 企業・住民への日頃の防災意識の啓発と、災害ボランティアセンターなどとの連携など、いつ発生するともわからない災害への対策を強化すること。	地震を想定した業務継続計画を策定し、初動活動期である3日間までの職員参集率は約80%と想定しています。地震発生直後に参集できない場合は、各自応急措置等を行い、状況が改善した場合、各職場へ参集するよう職員災害初動マニュアルに規定しています。 近隣市町との連携については、泉州地域の9市4町による災害時相互応援協定を締結し、関係市町間において広域的な応援措置が行えるよう連携を図っています。 企業・住民への防災意識の啓発については、ハザードマップによる危険区域の周知や毎年3月と9月に「せんなん家族防災の日」を設け、広報紙、ウェブサイト、市役所においてパネル展示等を行い啓発に取り組んでいます。また、民間事業者とは様々な内容の防災協定を締結することにより相互に大規模災害に備えています。 (危機管理課)
258	災害危険箇所の見直しについて 予測不可能な風水害が頻発し、予想以上の被害が発生している。 災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。	土砂災害や洪水災害の恐れのある土砂災害警戒区域等や河川の整備等、ハード対策については、引続き府に要望や協議を行います。土砂災害防止月間の6月には府とともに市内の土砂災害の危険箇所のパトロールを実施し、河川安全点検期間の11月から1月には出水期に備えて河川施設の点検を実施しています。 (危機管理課)
259	防災意識向上について 住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。 また、大規模自然災害発生時には、安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みの整備と情報提供により、市民が適正な行動をとれるよう制度の周知・理解促進を図ること。	府指定の土砂災害警戒区域等が存在する地区については、平成29年度に地区住民の協力のもと地区毎のハザードマップを作成および配布しました。ハザードマップは、令和4年2月に最新のものに更新し、3月下旬に市内全戸配布しましたところですが、広報や地域への出前講座を通し、住民へ広く周知を行います。 (危機管理課)
260	激甚災害時における公共インフラ設備の早期復旧に向けた取り組み 自然災害による鉄道や、生活関連インフラ設備の被災は、用地外からの土砂・倒木流入や河岸崩壊などによって被害が拡大する事例が多く、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせて一体的・包括的な対応を、国及び地方自治体が発責任を持って進めるよう関係機関に働きかけること。また、線路や生活関連インフラ設備の早期復旧にむけてより密接に事業者や地権者といった関係主体との連携を積極的に図ること。 大規模災害時に踏切が閉じたままになったことで救急・消防の対応が遅れないよう、改正踏切道改良促進法の施行にあわせて実行性のある対応を進めること。	自然災害による鉄道被災は、市民生活に直結する重要なライフラインの被害であり、その早期復旧については、緊急度、重要度が高いとの認識のもと、市としても、改正法による災害時の管理の方法を定めるべき踏切道の指定制度を踏まえ、鉄道事業者や他の公的機関等、関係機関と連携できるよう、そのあり方等について検討します。 (危機管理課・環境整備課)
261	公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について 鉄道・バス・タクシー等の運転士や係員に対する暴力行為の件数は、高止まりという状況であり、お客様トラブル事象やカスタマーハラスメントに分類されるような事象も数多くある。 働く者の安全・安心の確保のためにも、公共交通の利用促進とともに、利用者側のマナーやモラルといった部分に対する理解促進を図ることから、事業者によるさまざまなキャンペーン等の取り組みも進められているが、行政として「公共交通の安全安心な利用」につながる啓発活動の強化等の対策を講じること。 また、警察や公共交通事業者と連携し駅構内や車内での巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策(防犯カメラの設置や警備員の配置等)への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。	市内における防犯活動については、広報紙やウェブサイト、官公庁連絡会等あらゆる機会を捉えて犯罪防止啓発に努めています。警察機関や地域との連携、また公共交通機関の事業者が独自に行う対策についても積極的に情報共有を行い、引続き防犯意識の啓発や各種犯罪防止のための防犯活動に取り組めます。 (秘書人事課・ふるさと戦略課) 本市では、街頭および駅前等に令和5年度末で合計82台の防犯カメラを設置しており、犯罪抑止に努めていますが、今後も防犯カメラの増設を進め、さらなる犯罪抑止力の向上に努めます。 (生活福祉課)

	要望内容	要望回答
262	交通弱者の支援強化に向けて 誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、バス路線の整備を含めた公共交通による移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。 「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」による取り組みの効果の検証を行うこと。	令和4年春のダイヤ改正に伴う、コミュニティバス利用に関するアンケート調査の結果では、イオンモールりんくう泉南行き、あるいは帰りのバスを増やしてほしい等の要望を多数頂いたことから、樽井駅が発着点となっていたものを、イオンモールりんくう泉南を発着点に変更することで、待ち時間の活用や他の路線への乗換えなど、利便性の向上を図りました。 (環境整備課) 本市では、高齢化による地域内交通の需要拡大を見据え、市民の新たな交通手段として、予約状況、目的地への所要時間、効率的な運行ルートをAIが予測・分析し、無駄のない運行を行うオンデマンドバス事業の実証実験を令和5年度中に実施いたします。当該実証実験の結果を踏まえ、次年度以降の公共交通機関のあり方について検討する上で参考とします。 (連携戦略課・環境整備課) 「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」で発信される各自治体の取組みについては、庁内での情報共有に努めます。また、本市が抱える行政課題の発信の場としても当該フォーラムを積極的に活用します。 (連携戦略課) 移動困難な障害のある人に対して、安全で快適な移動を支援するため、移動支援事業の利用促進を図ります。 (障害福祉課) 買い物困難者への支援については、民間事業者による出張販売に関する広報等の支援を行うほか、市内複数箇所におけるCOOPによる移動販売の実績等を分析し、実体の把握に努めます。 (産業振興課) 本市では4つの圏域において、月1回市民を交え、地域課題について考える会議を開催しています。その中で、市内の移動販売の情報を共有し、実際に地域で困っている方に情報が伝わるよう努めます。 (長寿社会推進課)
263	持続可能な水道事業の実現に向けて 持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。 また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。 加えて、民間事業者に水道施設運営権(コンセッション)を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。	本市水道事業につきましては、平成31年4月1日から、大阪広域水道企業団へ事業統合しています。過去から何度も同様の回答をさせていただいておりますが、本要請につきましては、大阪広域水道企業団へお願いします。 (下水道課)
264	今後想定される災害への対応について 南海トラフ地震や上町断層による地震の発生確率が高まっている中、日本各地においては、震度5強以上の地震もたびたび発生している状況であり、さらには台風や線状降水帯等による自然災害の被害が毎年各地で発生している。 そのような状況の中で、各自治体における「災害対策本部」が設けられる施設の耐震整備の状況と、全ての被災者の受け入れ態勢について、各自治体としてどのように整えられているのかお示し頂きたい。また特に旅行者や海外観光客の受け入れ態勢についても示されたい。	災害対策本部となる市役所は耐震改修を実施済みです。地震については、震度6弱以上の地震で原則すべての指定避難所を開設し、線状降水帯が発生した場合の対応については、洪水・土砂災害の危険エリアを中心に開設を検討し、また公的な避難所だけでなく、緊急一時的避難施設として協定を締結している民間施設にも避難スペースの協力依頼をし、可能な限り、市民、旅行者や海外観光客などを問わず多くの被災者を受け入れることができるよう努めます。 (危機管理課)
265	各自治体による少子化対策について 政府による「異次元の少子化対策」が掲げられ、2024年度から3年間をかけ「こども・子育て支援加速化プラン」を集中的に取り組むと発表されましたが、2022年人口動態統計月報年計(概数)の発表では、合計特殊出生率は1.26となっています。大阪府内においても減少傾向であり、その対策として各自治体による独自事業(国補助事業は除く)についてお示し頂きたい。	泉南市では、今年度より子育て世帯の負担軽減を目的に、国基準において半額となっている第2子に係る保育料を無償にしております。 (保育子ども課)
266	子ども食堂ネットワークについて 各自治体における子ども食堂ネットワークの構築状況についてお示し頂きたい。既存の自治体においては、その役割と活動について示されたい。	令和4年度に子ども食堂ネットワークを設置し、令和5年11月末現在で、7団体が登録しています。開催頻度等は団体により異なりますが、1回/月から場所や形態を変えて毎週実施している団体もあります。また、校区の学校との連携やCSWの参加、学習支援の実施等、食の提供以外の取組みや、地域の見守り機能としての役割も発揮もされています。 (家庭支援課)
267	大阪南地域における公共交通等のあり方について 日本全体の人口の内、65歳以上が約3割に達しようとしております。このような状況から移動制約者がこれからさらに増大する可能性が高く、公共交通の重要性が高くなると考えられます。地域においては公共交通が脆弱な地域も存在しており、各自治体における地域公共交通のあり方や移動制約者における対策についてお示し頂きたい。	泉南市内全域を運航し、一部商業施設を発着点とする泉南市コミュニティバスにおいて、障害者及び70歳以上の高齢者については、半額の割引制度を設け、加えて65歳以上の免許証返納者に対しても半額割引制度を導入しています。今後も同制度を継続していくことにより、交通弱者に対する公共交通の充実を進めていきたいと考えています。 (環境整備課)
268	市内観光資源の活性化と地元企業等への優遇について 地元企業・従業員の福利厚生に寄与するため、市内の観光施設(泉南ロングパークなど)の利用料優遇制度等の独自支援策について、構築・検討を行うこと。また、市民全体においても、同様の支援策の構築・検討を行うこと。	関係機関と連携し、検討していきます。 (産業振興課)

	要望内容	要望回答
269	少子化対策について 近隣市町では幼児教育の無償化実施に伴い、給食費も無償化されている自治体もあり、大阪市ではすでに実施されています。コロナ対策として臨時的な無償化はされたものの、幼児教育無償化の基本理念と近隣市町との公正・公平を確保するため恒久的な給食費の無償化を図ること。併せて、義務教育課程における給食費の無償化も図ること。	学校給食費については、学校給食法により学校給食の実施に必要な施設および設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とすることとし、それ以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童・生徒の保護者の負担と規定されています。一部の自治体で給食費の無償化を実施しているところもありますが、本市の財政状況においては市単独での無償化は困難であると認識しています。 (教育総務課) 泉南市では、以前より主食費を徴収しておらず、民間園所に対して完全給食を実施する条件で補助金を交付しております。副食費については、1号認定は従来より実費徴収の対象となっております。2号認定については、1号認定及び学校でも実費徴収されていること、また、これまでも利用料の一部として保護者が負担してきたことから、応益負担の考えにもとづき、国の基準に沿って対応することとなりました。なお、経済的負担が大きい低所得者層等については、国の基準に沿って免除措置が講じられています。 (保育子ども課)
270	楠台自治会内の舗装道路補修工事	予算の範囲内での対応となりますので、優先順位の中で必要に応じて対応します。 (道路課)
271	第四地区2班の住宅裏溝周辺の草刈について	当案件は令和5年5月にシルバーにて除草を行っており、現場確認した結果、早急に除草を行う状況ではないため、経過観察を行い、除草等必要が生じた際に対応させていただきます。 (下水道課)
272	水道基本料金の半額もしくは無料にすること。	水道料金については、大阪広域水道企業団に統合されております。企業団へ要望をお願いします。 (下水道課)
273	学校給食の無償化を実施すること。	学校給食に要する経費は、学校給食法の規定により、学校給食の実施に必要な施設・設備に要する経費などは市の負担とし、食材費は学校給食費として学校給食を受ける児童生徒の保護者の負担とされています。令和5年度は新型コロナウイルス対策交付金を活用して9か月分の給食費を無償化しましたが、厳しい財政状況のもとで今後も給食費の無償化を継続していくことは困難です。 (教育総務課)
274	公共料金の値上げは行わないこと。	使用料の改定については、全庁的な取り組みの中で行います。 (文化振興課) りんくう体育館、青少年の森の使用料の改定については、全庁的な取組の中で行います。市民体育館、市民球場及び双子川テニスコートの使用料の改定については、指定管理者が適正な判断のもと行います。 (生涯学習課) 使用料・手数料の料金設定にあたっては、利用する方と利用しない方の立場を考慮した「市民負担の公平性」を踏まえることが必要であり、受益者負担が必要な行政サービスを対象に適切な負担を求めるため、平成15年10月から全庁的な料金改定を実施し、以降4年毎に見直しを実施することとしています。令和4年度に見直しを行いました。算定作業は行ったものの、新型コロナウイルス感染症や社会情勢等による物価高騰の影響も鑑み、次回(令和8年度)の見直しまで、現行料金を据え置くこととしました。 (行財政改革課) 使用料の改定については、全庁的な取り組みの中で行います。 (文化振興課)
275	家庭にエアコンがない低所得者に、購入費の助成をすること。夏場の電気代の助成を行うこと。	昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知(平成30年4月1日改正)により、「暖房器具」「冷房器具」の購入について定め、被保護世帯については、一定の要件を満たす場合、購入費の支給が認められています。また、電気代については、国の動向によるものと考えます。 (生活福祉課)
276	小中学校再編計画は統廃合ありきでなく、子ども利益第一に子どもや地域の声を聞いて再編計画を策定しなすこと。	統廃合を含めた計画となっており、児童生徒・住民の方々にアンケートを行い、再編計画を策定しています。また、長期にわたる計画であるため、将来の社会情勢やこれから 泉南市が直面する状況によって計画の見直しを行うものとしています。 (教育総務課)
277	全学校の体育館にエアコンを設置すること。猛暑のため体育館で生徒が体調不良を起こしています。避難所や集会に市民も利用する学校体育館にはエアコン設置が必要です。	体育館については、防災拠点としての機能を有する観点から、学校再編計画を踏まえ在り方を検討します。なお、換気及び熱中症対策のため大型サーキュレーターを各校に4台導入し活用しています。 (教育総務課) 小中学校体育館が災害時の避難所機能も有していることから、エアコン設置は早急に取り組むべき課題と認識しています。危機管理課では、避難所の暑さ対策として、令和3年度に大型冷風機を購入し、災害時だけでなく、平時の学校活動においても使用できるよう備えてきたところです。 (危機管理課)
278	デマンドタクシー実証実験を具体化すること。高齢者の自動車免許の返納などで、公共交通の充実が求められています。	今回の実証実験は、今後の地域の実情にあった公共交通機関の在り方を検討する上での参考とします。 (連携戦略課)

	要望内容	要望回答
279	民間調理方式でなく給食センターの建て替えを。 給食センター方式は地場産を使い地元雇用や災害時に役立ち、市の管理や指導が行き届き子どもも満足しています。西信達小・中学校の建て替えの際は、学校調理方式(自校式給食)の実現を求めます。	安全・安心な学校給食の提供をめざし給食の実施方式について検討した結果、民間調理場活用方式において継続して地産地消と安全・安心な学校給食の提供に努めます。給食施設の整備および運営・維持管理には相当の費用が必要となり、本市の財政状況を踏まえ経済的・効率的に運営することが必要であり、自校調理方式での給食の提供は困難です。 (教育総務課)
280	泉南中央公園予定地の屋内温水プールは、市民が自由に使えるように一般開放を求めること。学校プールも市民プールもなく、水泳に親しみ健康増進や交流の拠点がありません	(仮称)泉南中央公園用地活用事業は、学校水泳授業の継続を目的に、民設民営のプールを整備するために公有地を暫定利用するものです。 (都市政策課)
281	りんくう南浜海水浴場(タリイサザンビーチ)は、熱中症対策や地元との協議を進め再開すること。	来年度のりんくう南浜海水浴場(タリイサザンビーチ)の開設に関しては、引き続きSENNAN LONG PARKと一体となった新たな総合的レクリエーションゾーンの創出を目標に関係各所との協議、検討を進めます。 (プロモーション戦略課)
282	新家公民館や双子川テニスコートのトイレは、清潔で安心して使えるように改修・増設すること。	新家公民館2階トイレを改修し、洋式便器1基を設置する予定です。 (文化振興課) 双子川テニスコートについて、今後の方針を検討します。 (生涯学習課)
283	泉南りんくう公園(泉南ロングパーク)は公序良俗に反するようなイベントは行わないなど市営公園にふさわしい運営を行うこと。市は後援名義使用は、「私的な利益を目的とする活動などをしてはならない」などの条件を厳格に守ること。	管理運営事業者である株式会社大和リースとの連携をさらに深め、情報共有を密にし、公共施設である都市公園として、適切な管理運営に努めます。また、民間主催のイベントについても、管理運営事業者を通じて各催事的主催者への指導を徹底させます。 (住宅公園課) 後援名義については、事務取扱要領の承認要件に基づき承認の適否を適正に判断します。 (秘書人事課)
284	自衛隊への名簿の提出は慎重な対応をし、「除外申出」制度を創設すること。	自衛隊への名簿の提出については、法律に基づいて適切に対応します。また、「除外申出」制度については、令和5年度より実施に向け作業を進めます。 (総務課)
285	高齢者向けの補聴器購入制度の導入を。100万～300万円の予算で始めることもできる。	他市の状況を踏まえつつ、対象者や助成の範囲など、課題を整理し検討します。 (長寿社会推進課)
286	「非核平和都市宣言」に基づき、非核・平和都市条例を制定し、平和憲法を市政に生かすこと。	本市では「非核平和都市宣言」が議決されており、毎年その宣言文に沿って平和施策・事業を実施しています。非核・平和条例の制定については、今後も各市の状況等を注視します。 (人権推進課)
287	高すぎて払えない国民保険料について、これ以上の値上げは行わないこと。 1兆円の公費投入増を行ない、「均等割」「平等割」を廃止するように国に求めること。	令和4年度泉南市国保特会の歳入額76億3千万円の内、納付いただいた保険料(税)13億4千万円とその他収入額9千4百万円を除く約81%(約62億円)を公費により賄っています。国保被保険者は所得水準が相対的に低く、財政支援が拡充されつつも構造的に厳しい財政状況にあります。今後も未就学児を含み若年者層の被保険者が多く加入していることから、均等割額の軽減制度の拡充を要望します。 (保険年金課)
288	無慈悲な保険証の取り上げ、差し押さえなどの強権的な取り立てをやめること。	納付交渉の機会を得ることを目的に短期証、資格証明書を発行していますが、保険証の取り上げは行っておりません。一方で資力がありながら未納状態にある滞納者には公平性の原則に基づき差押えに至るケースもあります。今後も、納付相談等、折衝の機会の確保に努め、それぞれの事情に応じた納付計画を立てた上で歳入確保に努めます。 (保険年金課)
289	高い保険料の原因である国民健康保険事業「大阪府下統一」は撤回を府に求めること。	平成30年度からの広域化による激変緩和措置を経て、令和6年度から大阪府下統一の保険料率になります。大阪府下全域で必要な医療費水準を予測し、府内各市町村の所得階層、被保険者数、世帯数の按分により、保険料率が算定し、どこに居住しても、同じ世帯構成、所得要件であれば同じ保険料になります。本市においても安定的な財政運営を維持し、標準保険料率については、過大な引き上げとならないよう、引続き大阪府へ要望します。 (保険年金課)
290	紙の保険証は残すこと。	全国的にデジタル推進化が提唱されており、マイナンバーカードの取得と健康保険証としての一体的な活用が推進されています。令和6年12月2日を以て原則、被保険者証の廃止が掲出され、マイナ保険証の利用推進に加えて、その利用が難しい場合には資格確認書を発行し医療機関等の受診に支障が無い措置が執られる予定です。 (保険年金課)
291	介護保険の改善をすること。 利用者負担増の改善をやめさせ、利用料の軽減・免除を進めること。	介護保険の利用料については、公的な社会保険制度として、サービスを利用する方と利用しない方との公平性に特段の配慮が必要であり、このような観点から、現在は1割から3割の利用者負担が設けられています。利用料については、所得に応じて利用者負担上限額が定められており、利用者への過大な負担を抑制しています。 (長寿社会推進課)

	要望内容	要望回答
292	利用抑制や支出増に苦しむ介護事業所に、減収補填を行うこと。	介護報酬については、3年ごとの改定に加え、臨時的にも改定されています。改定時には、介護職員の処遇改善（賃上げ）のみならず、職場環境等の改善も見込まれています。 （長寿社会推進課）
293	ケアプランの有料化に反対すること。	ケアマネジメントの利用者負担導入については、地域の利用者および専門職の皆さまの声を聴きつつ、今後の国の動向を注視します。 （長寿社会推進課）
294	「要介護1・2」の在宅サービスの保険給付外しに反対すること。	制度改正につきましては、今後の国の動向を注視します。 （長寿社会推進課）
295	介護現場における感染拡大防止の取り組みを支援すること。	介護事業所へのマスク、手袋の配布等、今後ともできる範囲で感染拡大防止を支援します。 （長寿社会推進課）
296	特養の待機者を減らすこと。	入所すべき方が適切に入所できるよう介護予防制度、給付の適正化を図ります。 （長寿社会推進課）
297	高齢者にいきとどいた福祉施策を実施すること。 物価高騰で大打撃に追い打ちをかける75歳以上の医療費の2割負担の撤回を求めること。	団塊の世代が後期高齢者となり始める2022年以降、被保険者数の増加に合わせ、更なる医療費の増加が見込まれます。また、医療費のうち、自己負担額を除いた約4割は現役世代からの保険料で賄われており、後期高齢者を支える現役世代が少子高齢化で減少している中、このままでは、今後、現役世代の負担は更に大きく上昇していくことになります。今後の現役世代の負担を抑え、後期高齢者医療制度を持続可能なものとするため、一定の所得要件を満たす後期高齢者の方にも医療費の2割をご負担いただくものです。負担割合の引き上げにより影響がある方については、施行後の3年間、外来の負担増加額を月3,000円までに抑える配慮措置も創設されています。 （保険年金課）
298	敬老会の予算を復活すること。	令和4年度より市内のどの地区にお住まいの方でも、区や自治会の加入していない方でも、節目の年齢に達した場合に、敬老記念品を受け取っていただくことが出来るように、予算編成を行っています。 （長寿社会推進課）
299	水道料金の福祉減免を企業団に要望すること。	要望の緊急性及び、必要性を考慮した上で、判断します。 （長寿社会推進課）
300	緊急通報装置設置を65歳以上の一人暮らしをしている希望者全員を対象とすること。	必要な方にご利用いただけるよう対象者の要件について見直しを行いました。が、公平性を図るためにも、一定の条件を設けています。 （長寿社会推進課）
301	高齢者の補聴器購入費の助成を行うこと。	他市の状況を踏まえつつ、対象者や助成の範囲など、課題を整理し検討します。 （長寿社会推進課）
302	保育行政の充実をすること。 保育士の給料の引き上げなど待遇改善に取り組むこと。	本市が運営する施設の保育士等の労働条件については、関係法令や条例規則に基づき適切な措置を講じています。また、各民間認定こども園及び保育園については、連絡会議や事務事業等の情報交換を行う中で、給料引き上げを含めた待遇改善の推進に努めます。 （保育子ども課）
303	ゼロ歳児～就学前のすべての子どもの給食費も含めた完全無償化に取り組むこと。	泉南市では、以前より主食費を徴収しておらず、民間園所に対して完全給食を実施する条件で補助金を交付しています。副食費については、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であることから、保護者が負担することが原則であると従来から整理されており、基本的に実費又は保育料の一部として、保護者にご負担いただきます。但し、国が定める低所得者層に該当する場合は、副食費免除の対象です。 （保育子ども課）
304	心身障害者（児）に当たり前の福祉施策を充実すること。 作業所、デイホーム、グループホーム、放課後等デイサービスの助成金を維持、発展させること。	障害者総合支援法、児童福祉法に規定する障害福祉サービスとして、生活介護、就労継続支援、就労移行支援、グループホーム、放課後等デイサービスの各サービスを、市の支給決定により行っており、国・府・市において各法律に基づいた負担金の適応により実施しています。今後も、障害者のニーズに合った支給決定を行い、より適切な障害福祉サービスを実施します。 （障害福祉課）
305	精神障害者手帳の診断手数料助成を復活すること。	市単独事業として実施に努めてきましたが、全庁的な行財政改革の推進により、平成21年度をもって廃止しました。診断書については、精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療の有効期限が同じ場合、手帳用の診断書で自立支援医療の診断書を兼ねることができる場合があります。また、障害年金を受給している場合は、年金証書による手帳の申請が可能な場合もあります。これらの制度を活用し、経済的負担の軽減に努めます。 （障害福祉課）
306	点字ブロック、手すりの新設と改修を行うこと。	市役所庁舎においては、適切な場所への設置等について、検討します。 （総務課）
307	無料タクシー券を復活すること。	行財政改革を全庁的に推進する中で、個人給付的な事業の見直しを行い、平成20年度で廃止となりましたが、身体障害者手帳または療育手帳提示によるタクシー運賃1割引の制度や、高齢者・障害者等の移動制限者のための福祉有償運送の活用等、制度の周知に努めます。 （障害福祉課）
308	子ども総合支援センターの運営について 医療的ケアの充実を進めること。	医療的ケア児の対応のため、泉佐野保健所との連携を強化するとともに、庁内においても医療的ケア児等コーディネーターをはじめとして関係部署との連携を強化し体制の充実を図ります。 （保育子ども課）

	要望内容	要望回答
309	障害者総合支援法について 施設の経営を安定させるための対策を行うこと	昨年度と今年度、物価高騰対策支援として、市内の障害福祉サービス事業所等を運営する法人に対し、事業の運営を支援するための給付金を交付しています。またその他、国による報酬改定等、事業所の運営安定が図られているところであり、今後も引き続き障害のある方にとってより良い制度となるよう、府市長会を通じ、国に求めます。 (障害福祉課)
310	ひとり親家庭への支援策を講じること。 児童扶養手当の増額を国に働きかけること。	児童扶養手当額の増額については、これまでも要望を行っておりますが、引き続き国・府に対し要望します。 (家庭支援課)
311	学童保育を充実すること。 定員を超える子どもの受け入れは解消すること。	小学校の余裕教室を活用する等、児童数に合わせた部屋を確保できるよう努めます。 (生涯学習課)
312	待機児童をなくすこと。	余裕教室の活用並びに支援員および補助支援員の確保を行い、待機児童が発生しないよう努めます。 (生涯学習課)
313	保育料の値上げをしないこと。	平成31年度から会費改定を行っており、今後も利用実態や適正な受益者負担などに応じた会費の設定に努めます。 (生涯学習課)
314	民間委託にしないこと。	民間委託を実施する際は、安全性や継続性等を考慮し検討します。 (生涯学習課)
315	生活保護を「生活保障制度」に改め、必要な人がすべて利用できる制度に改革すること。 扶養照会は申請者の要望に応じて中止すること。	生活保護は、生活保護法の第1条「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行いその最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」として規定しています。生活保護制度に基づき、実態の把握に努め適正な実施に努めます。 (生活福祉課)
316	生活保護利用者と通院など必要に応じて車の保有を認めること。	生活保護制度に基づき実態に即して適正に実施します。 (生活福祉課)
317	生活保護利用者の生活保護費の引き下げに反対すること。	生活保護法および保護手帳記載事項の基準に基づき、適正に実施します。 (生活福祉課)
318	男女平等参画社会の実現に向けて 市職員の女性管理職を増やすこと。審議会の女性委員を増やすこと。	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく『泉南市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画』では、市における女性管理職の割合を20%以上とする目標値を掲げていますが、実現できていないのが実情です。女性が管理職として勤務しやすい環境づくりを進めることが重要と考えており、そのための職場環境の整備に努めます。 (秘書人事課) 女性があらゆる分野における政策や方針決定過程に平等に参画するために、市の「附属機関等の設置等に関する方針」において、委員の選任基準に「女性委員の登用促進に努めるもの」と明記しており、委員の改選時に女性の登用の視点も踏まえるよう引き続き各課へ周知します。 (人権推進課)
319	「パートナーシップ証明制度」を導入すること。	本市では、せんなん男女平等参画プランに基づき、性同一性障害を有する方等の人権を尊重するため、性の多様性に関する講演会や講座を開催し、様々な性についての理解の啓発に努めています。パートナーシップ宣誓証明制度については、現在、大阪府の制度を運用しているところですが、各自治体の状況を踏まえ検討します。 (人権推進課)
320	子ども医療費は国・府へ要望もし、18歳まで無料にすること。	子ども医療費については、府に対する要望及び府を通じて国に対する要望を行っております。今後も引き続き要望します。 (家庭支援課)
321	道路の拡幅やバリアフリーを実施し歩行者の安全を優先すること。 交通量が増えた鬼来線と交差する26号線の信号から海側の安全対策を講じること。	安全対策について、泉南警察と連携しながら対応します。 (道路課)
322	長慶寺海宮宮寺線の狹隘部分は、拡幅整備して安全を確保すること。	具体的な箇所が分かりませんが、本路線に接続する市場長慶寺砂川線においては、令和6年度にて改良工事を実施する予定です。 (道路課)
323	砂川台団地内の老朽化した道路の改修をただちに行うこと。	舗装の改修については、緊急性の高い箇所や道路舗装の個別施設計画に基づき、予算の範囲内で対応しています。令和6年度においては、砂川奇勝ヶ丘団地内の舗装修繕工事を実施する予定です。 (道路課)
324	さわやかバスの利便性を高めること。 高齢者のバス代を無料にすること。	受益者負担の原則により、高齢者については70歳以上の方、また、65歳以上の免許証返納者は半額の割引制度を設け、一部の負担をお願いしています。また無料にすることで不要な乗り込みや、多数の利用者の増加により本来利用したい方が利用できなくなる可能性があり、無料化は難しいと考えます。 (環境整備課)
325	バス停の整備(ベンチや屋根の設置)を進めること。	利用者が比較的密集する和泉砂川駅、新家駅、市役所前においては上屋や植樹などを設置しました。その他のご要望に対しては、今後利用者の意見を参考に利便性の向上に努めます。 (環境整備課)

	要望内容	要望回答
326	便数、ルートを増やすこと。	令和4年度の契約更新時に、市民の意見や要望により運行経路等を見直し、増便、ルートの変更を行いました。今後も市民のニーズあった利便性の向上に努めます。 (環境整備課)
327	バスを小型化し、乗降場所を増やすこと。	11コースの運行路線がある中、統計上最大10名の乗車に達する路線が多く、小型化することで乗車できない事態が発生することや、また、バス停の増設やフリー乗降などは国交省の危険バス停の指摘もあることから、現状で進めます。 (環境整備課)
328	公園管理を充実すること。 都市公園について。 水やり、芝生の管理、枝払い、雑草の引き抜き、樹木の刈り込み、年3回以上の草刈りをするための予算を増やすこと。	公園利用者が安心、安全、快適に利用できるよう、除草、剪定、散水など維持管理に努めます。 (住宅公園課)
329	老朽化や破損により危険な遊具は、早急に改修すること。	遊具の点検により、施設の腐食や破損などの危険箇所については改修を進め、公園利用者の「安心・安全・快適」に遊べるように適切な維持管理に努めます。 (住宅公園課)
330	草刈りは年1回以上計画的に行うこと。	年1回以上の草刈りを計画的に実施するよう努めます。 (住宅公園課)
331	買い物困難者対策として 1.新家駅前や一丘団地に商業施設を誘致すること。 2.空き店舗の家賃補助を面積に応じて増額すること。	1.引続き泉南市商工会と連携して、空き店舗対策の取組を進めるとともに、幅広い情報発信に努めます。 2.引続き泉南市商工会と連携して、空き店舗対策の取組を進めます。 (産業振興課)
332	道路の安全対策について 1.市道の雑草の刈りこみと清掃を定期的に行うこと。 2.グリーンベルトの設置を増やすこと 3.アスファルトが剥がれたり、割れたりしている道路を計画的に舗装すること。 4.防犯灯の設置を行うこと。(市役所裏口～パチンコ店までの間、新家小学校裏門向田橋～阪和ホーロー間、砂川変電所前～大島居交差点間など)	1.市道の雑草の刈りこみ及び清掃については、地元や地域住民の方々と連携し対応してまいります。また、毎年草刈の要望がある箇所については、年1回ではありますが、適切な時期に対応します。 2.通学路のグリーンベルトに関しては、教育部局と協議し、新設あるいは更新を進めてまいります。 3.舗装の改修については、緊急性の高い箇所や道路舗装の個別施設計画に基づき、予算の範囲内で対応します。 4.防犯灯の設置については、可能な範囲で設置しています。令和6年度において、市役所裏口～パチンコ店までの間の設置を進めます。 (道路課)
333	防災対策を早急に講じること。 自主防災組織を全市内で組織すること。	自主防災組織は令和5年度当初は22団体でしたが、令和5年9月に新たに1団体自主防災組織が結成され、また、令和6年4月にも1団体自主防災組織が結成される予定であり、令和6年度当初は計24団体となり、組織率は約65%となります。能登半島地震を踏まえ、地域のきずなの大切さや、自主防災活動の重要性が改めて認識されているところですが、本市においても、地域での自助・共助の動きが広がりつつあります。未結成地域の住民の方にも防災アプリやせんなん伝市メール講座などにより防災について関心を持ってもらえるよう啓発し、自主防災組織の設立に向けた積極的な支援に努めます。 (危機管理課)
334	全小中学校に食糧を備蓄し、防災に備えた施設に整備すること。	現在、小中学校の体育館は指定避難所となっており、災害用の食糧を一定数量は備蓄しています。しかし、スペースの確保の問題や食べ物の管理という観点から適正かつ効率的に管理するため、即時に全小中学校に分散備蓄をすることは困難な状況です。今後、段階的にでも地域性を考慮しながら備蓄拠点となりうる場所にある学校や教育委員会と意見交換しながら、適正な管理、備蓄ができるよう努めます。 (危機管理課)
335	公共施設の耐震化を直ちに行うこと。	指定避難所35か所は全施設において耐震改修を完了しています。その他の公共施設についても、順次耐震診断を行い、必要な対策を講じることとします。 (危機管理課)
336	多発する豪雨や台風への対策を早急に強化すること。 岡田・樽井の低地帯でおこる床下浸水への対策を早急に講じること。	低地帯への浸水対策については、ポンプの点検強化や更新等の対策を行っています。 (下水道課)
337	停電対策や自家発電の対策を強化し、市民に周知すること。	停電対策や自家発電の対策については、平成30年台風21号の教訓を踏まえ、関西電力や大阪ガスとの関係強化や避難所の停電対策として、発電機、蓄電池等の備蓄を推進しています。また、市民の携帯電話等の充電対応としては、公共施設での充電が可能となるよう努めます。市民へは、モバイルバッテリーや懐中電灯、乾電池等の家庭内備蓄をすすめていただくよう啓発を行います。 (危機管理課)
338	土砂災害特別警戒地域の対策は府任せにせず、地元と協力して進めること。	泉南市内では、土砂災害警戒区域が185か所、土砂災害特別警戒区域180か所が指定されており、その危険箇所を地域住民に周知することが重要であることから、地区防災マップ、総合防災マップを配布したり、それらの情報を防災アプリを使って周知していきます。また、大阪府が金熊寺地区に2箇所の砂防えん堤の建設を進めており、令和7年度及び令和8年度に順次概成予定です。今後も引き続き、大阪府と連携のうえ事業の円滑な実施に努めます。 (危機管理課)

	要望内容	要望回答
339	区単位の防災マップを作製すること。	地区単位の防災マップについては、その地域の過去の災害状況や危険箇所、避難所までの安全な経路等、地域住民の意見を取入れながら作成することが必要です。現在12地区で防災マップを作成しています。今後も各区及び自主防災組織と連携・協力しながら、地区防災マップの作成に努めます。 (危機管理課)
340	盛り土された地域の土砂災害に備えること。	盛土された地域の土砂災害に備えることは、盛土規制法が令和4年5月に公布され、行為者や土地所有者への対策が強化されたところですが、本市においても国、府と連携を密にし、盛土の安全対策と住民への情報の周知に努めます。 (危機管理課)
341	防災無線の音声聞き取りにくい為、防災放送のスピーカーを増設すること。	令和6年度に、防災無線を補完する伝達手段として、防災アプリを導入します。これは、防災無線と連携したアプリを携帯スマホにダウンロードすると、自動的に防災無線の内容がプッシュ通知され、放送された情報が文字、音声、画像で確認できますので、聞こえなかった、聞き逃した情報をすぐにご自身で確認できるようになります。スマホをお持ちでない方には、防災無線の内容を電話(無料)で確認できる電話案内サービスをご案内しています。 (危機管理課)
342	JRIに対して。 1.和泉砂川駅山側にエレベーター設置と閉鎖されたトイレの復活を要望すること。 2.和泉砂川駅山側の改札口に駅員を常駐させること。 3.新家駅の無人状態を解消すること。	駅等の設備改善や安全対策全般等に対する要望については、機会を捉え、事業者に要請します。 (環境整備課)
343	南海電鉄に対して岡田浦駅に待合室の設置、ホーム屋根の拡張を要請すること。	駅等の設備改善等の要望については、機会を捉え、事業者に要請をします。 (環境整備課)
344	住居表示について 1.市役所裏、泉南トンネル周辺の字の混在を解消すること。 2.丁目表示地域から進めること。	財政状況の推移を見ながら、実施区域及び実施時期を検討するとともに、実施手法について調査・研究に努めます。 (都市政策課)
345	市内の下水道整備を進めること。	下水道整備については、海手から山手に向かって、順次施工を行っています。 (下水道課)
346	市内業者の営業とくらしを守ること。 経済対策となる住宅リフォーム助成制度を実施すること。	住宅の耐震化助成制度については一定の条件を満たす民間木造住宅に対して、耐震改修費の一部助成を継続して実施しています。 (都市政策課)
347	小規模企業サポート資金を実施すること。すべての融資制度に利子補給を行うこと。	府および日本政策金融公庫が行う制度融資と連携した利子補給制度を実施することで、中小企業者に対する支援に努めます。 (産業振興課)
348	農業支援について 自給率の引き上げ、環境保全のためにも抜本的に農業支援を強めること。	食料自給率の向上に向けて遊休農地の解消、新規就農者の育成等を積極的に行うとともに農地の環境保全に努め、農業支援を検討します。 (産業振興課)
349	地場産農産物を学校給食の食材に増やすこと。	利用できる食材が必要な時期に必要な量が確保できるかなど、農業者や学校給食関係者等の意見も伺いながら調整します。 (産業振興課) 地場産農産物を利用することにより、より身近に地域の自然や食文化、産業等についての理解を深められるなど重要であると考えており、2024年度も引き続き地産地消の推進、食育の充実を図ります。 (教育総務課)
350	農産物を鳥獣の被害から守ること。	有害鳥獣対策については、引き続き大阪府猟友会泉南支部等に協力いただき、捕獲作業を実施するほか、国の鳥獣被害防止総合対策事業補助金を活用し、メッシュ柵の設置等を継続的に実施します。 (産業振興課)
351	未利用地・未耕作地の解消、有効活用に取り組むこと。	これまで同様、農業委員会を始め、府の関係部署とも連携し遊休農地の解消に向け協力します。 (産業振興課)
352	漁業支援について 漁業組合と協力して積極的に漁業振興を図ること。	市内外から多世代の農業漁業体験希望者を受け入れ、本市の豊かな自然に触れてもらうことで、農業・漁業と観光をつなげ、多世代の人々により地域の活性化を図るとともに、農業・漁業の理解を深め関心をもってもらうことで、将来の担い手の呼び込みや育成につなげます。また、これまででも地方創生事業の一環として近畿大学と連携しながら「泉南あなご養殖プロジェクト」を実施しており、今後もふるさと納税返礼品への出品など、泉南あなごのブランド化を図ります。更に、両漁組において地元食材等を活用した地域特産品の商品開発に取り組んでいますので、ふるさと納税返礼品へ出品するなど、両漁組と連携しながら商品のブランド化を図ります。 (産業振興課)
353	燃料費高騰への支援を行うこと。	令和4年度に漁業者原油価格等高等対策支援事業を実施しました。 (産業振興課)
354	観光業について 農・水産物と観光資源がセットのイベントが出来るように支援すること。	泉南市観光協会が中心となり取り組んできた、「SENNAN NATURE SCHOOL」において、本市が誇る豊かな自然や魅力を体験できる機会を創出し、農業や漁業をはじめ、様々な市内事業者等の魅力発信、観光施策への落とし込みに努めます。 (プロモーション戦略課)

	要望内容	要望回答
355	内陸部から山間部における観光事業を支援すること。	本市を訪れる関係人口の創出・拡大を図るため、住民や関係団体と連携して、おもてなし環境の整備を進めます。また、泉南ロングパークをはじめとする、本市の魅力あるコンテンツを活用し、臨海部から山間部にかけて様々なイベントを実施することで、誘客の拠点づくりを進め、市内周遊の促進に努めます。 (プロモーション戦略課)
356	空き家対策について 倒壊などの心配がある空き家の改修を進めること。	適切な管理が行われていない空き家等については、所有者等に対し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言、指導、勧告など文書等で通知し、適正な管理を求めています。 (住宅公園課)
357	空き家バンク制度を充実させること。	空き家の流通促進、利活用を目的とした空き家バンクについて、固定資産税納税通知書を活用した周知に努め、空き家バンクへの登録を働きかけます。 (住宅公園課)
358	学校から体罰を一掃すること。 体罰は成長途上の子どもの体だけでなく、心に複雑で深い傷を残します。学校教育法で明確に禁じられているにもかかわらず、少なくない学校で教員による暴力や暴言が行われています。	学校教育法第11条に規定されるとおり、体罰は禁止されており、その行為には教育的効果は一切見られません。確かに生徒指導において、児童・生徒が教員に対して礼儀を欠いた態度で対峙するような場合もありますが、様々な児童・生徒へのフォローアップ指導などは、指導の技術によるべきです。学校全体で児童・生徒の指導に取り組む必要があります。今後も、市教育委員会で作成した「体罰根絶のために」や大阪府教育委員会作成資料等を活用し、研修に努めます。 (指導課)
359	子どもの権利の擁護を、学校と教育行政の最重要課題に位置付け、泉南市子どもの権利条例を子ども、教職員、保護者に周知すること。	条例制定後、これまで教育委員会として教職員向けの研修を行い、泉南市子どもの権利条例の理念や大切にしたいことを学ぶ機会を作ってきました。特に、毎年度初任者や若手の教職員向けには、今関わっている子どもの姿や背景を思い浮かべながら、どのようなスタンスで関わっていけばいいかを考える研修を積み上げています。これまで行ってきた教職員向けの研修を今後も継続して行っていくことで、教職員が条例の理念を踏まえ、子どもに関わることができるようにします。また、各学校園で実施している教職員の授業研究の指導助言の際には、必ず子どもの権利の内容について伝え、教職員が子どもの権利条例についてしっかり理解が進むようにしています。子ども向けの権利学習については、各学校園で子どもの発達段階に応じて学習する時間とっています。劇やスライド等を活用した取組や、児童会・生徒会等、子どもたちが主体的に子どもの権利について発信する等、年々、各学校で創意工夫して実践されています。今後も、継続的に学習を進めていくことができるよう支援していきます。保護者向けの研修は、各学校園から教育委員会に依頼があった場合に研修を行っています。今後は、校園長会等で保護者向けの研修についても実施してもらえるよう働きかけを行い、1人でも多くの保護者に条例について知ってもらえるようにします。 (人権国際教育課)
360	いじめ、児童虐待、不登校対策について いじめへの対応をぜったいに後回しにしない命最優先の原則の確立(安全配慮義務)すること。	「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを十分認識したうえで、学校全体で組織的に取組むよう努めます。 (指導課)
361	ささいなことでも様子見せずに対応するため、教職員・保護者の情報共有を重視すること。	教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、教職員が一人で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織にいじめに係る情報を報告し、学校全体で組織的な対応につなげるよう努めます。 (指導課)
362	子どもの自主的活動の比重を高め、いじめをとめる人間関係をつくること。	「いじめは絶対に許されない」という人権感覚を日頃より醸成し、いじめに向かわない集団づくりに努めます。 (指導課)
363	被害者の安全を確保し、加害者にはいじめをやめるまでしっかり対応すること。	いじめの発生時には、被害児童生徒の状況のケアを行うとともに、加害児童生徒の人格の成長を旨として、教育配慮のもと、毅然とした指導に努めます。 (指導課)
364	被害者家族の真相を「知る権利」を尊重し、学校側がつかんだ情報をかくさないこと。	個人情報開示請求や情報公開請求が出された場合は、関係法令等に則り、適正に対応しています。 (指導課)
365	教員の「多忙化」解消、少人数学級推進、養護教諭・カウンセラーの増員、いじめ問題の研修に取り組むこと。	大阪府教育委員会と連携し、養護教諭やスクールカウンセラー等の増員に努めます。教育相談やカウンセリングの充実を図り、いじめ・児童虐待対応、不登校対策に資する研修を実施します。 (指導課)
366	子どもと親とが安心して相談できる窓口を拡充する。	現在、教育委員会では指導課が相談窓口となっています。教育委員会へ直接お電話や相談が難しい方については、大阪府教育委員会が行っている電話相談やライン相談、または24時間対応の電話相談の窓口を、学校を通じてポスターの掲示をしているとともに、ご家庭を通じてチラシを配布するなど子どもたちや保護者に周知しています。 (指導課) 相談窓口については、子どもが自ら相談できるよう、子ども専用のフリーダイヤルの設置や、郵送料無料のはがき封筒を作成し窓口の拡充を図りました。引き続き児童への周知を行います。 (家庭支援課)

	要望内容	要望回答
367	学校以外のさまざまな学びの場(フリースクール、フリースペースなど)をきちんと認め、公的支援をおこない、学校と同等の支援をめざす。	教育支援センターつばさを学校復帰を前提としない、公的な施設として運営しています。 (指導課)
368	不登校の家庭の子育てを支えている親の会などへの公的支援をおこなう。	今後、不登校の児童生徒を受入れる民間団体等を活用することを想定し、近隣市町の状況も参考に、本市の「不登校児童生徒を支援する民間施設についてのガイドライン」を作成しました。 (指導課)
369	幼稚園で行き届いた教育が受けられるために3歳児の待機者対策を行なうこと。3歳児の学級を増やすこと。	将来的な歳児別園児数の推移等を見ながら検討します。 (指導課)
370	廃園した幼稚園の用地は児童館・公民館・子ども支援センターに転用すること。	廃園となった幼稚園跡地については、地元の要望、民間への売却や貸付又は公共施設としての活用等、関係部署で連携し、可能性を検討しています。 (教育総務課)
371	教育審議会答申に基づき1中学校区に1幼稚園を設置すること。	将来的な歳児別園児数の推移等を見ながら検討します。 (指導課)
372	学校教育を充実すること。 就学援助費の支給は生活保護基準の1.3倍に戻すこと。	支給率については現在の就学援助の内容が後退することがないことを第一とし、現在の基準の堅持に努めます。 (教育サービス課)
373	卒業式や入学式で「日の丸・君が代」を児童・生徒、父母、教師に押し付けないこと。	法令や条例に則り適切に行います。 (指導課)
374	オンライン授業は子どもや教師の負担を考慮し、対応すること	すべての学校でオンライン授業が効果的に進められるよう本市教育委員会では令和3年11月に「泉南市リモート学習・授業ガイドライン」を作成しました。今後の臨時休業の対応や日常の授業における学びの場の充実に努めます。 (指導課)
375	市独自で小中学校全学年の35人学級を行うこと。	法令に基づき、同学年の児童で編制する学級に係る1学級の児童の数の標準を40人から35人へと年次計画的に実施されています。また、学校運営において必要かつ条件を満たしている場合においては、府措置の指導方法の工夫改善により加配措置を検討することができます。このような国・府の措置を活用し、学校と市で効果的に検討します。 (指導課)
376	学校図書館を充実すること 小・中学校ごとに司書を配置すること。	令和5年度は、5名の学校司書を配置していますが、学校図書館の活性化のために有効な配置ができるよう、引続き増員に向けて努力します。 (指導課)
377	蔵書を増やし国基準まで引き上げること。	今後も適正な図書廃棄と図書購入費の確保に努め、順次蔵書率を国基準へ到達するよう努めます。 (指導課)
378	給食のパンは安全な国産小麦、米飯は泉南市産を使うこと。	給食用パンに使用する小麦粉は、学校給食用小麦粉一等粉を使用しており、そのうち輸入小麦については厚生労働省の食品衛生法による検査および農林水産省の植物防疫・農産物検査を受けており、さらに大阪府学校給食会独自に検査を行うなど重ねて安全性を確認しています。 米飯について、基本的に泉南市産を使用していますが、泉南市産だけでは学校給食全てを賄うことができないため、不足分については、大阪泉州産を一部使用しています。 (教育総務課)
379	学校給食が無償化の期間は、学校給食を食べていない子どもに対し、無償と同じ扱いになるように給食費の給付を行うこと。	2023年度に食物アレルギーにより学校給食を食することができず、恒常的に全部又は一部を欠食し代替措置を必要とする児童生徒の保護者に対して、学校給食に要する経費相当額の補助を行い、保護者の経済的負担の公平性と経済的負担の軽減を図りました。2024年度に給食費の無償化は実施しません。 (教育総務課)
380	老朽校舎の改修について 子どもや教職員の安全・安心の見地からも、学校再編計画を理由にした改修の先送りはやめること。	学校施設において緊急を要する不具合については、これまで同様迅速に修繕対応を行います。 (教育総務課)
381	子どもたちの放課後や休日の活動について。 信達中学校、西信達中学校区に児童館を建設すること。	児童館の建設に関しては財政上非常に困難ですが、学校や地域と連携し、子どもたちの身近な場所で子ども元氣広場事業を推進することにより児童館的な役割を担う子どもの居場所事業の提供に努めます。 (生涯学習課)
382	駅前など交通の便がいいところに中高生の居場所を作ること。	成年前の居場所づくりについては、市青少年センターで実施していますが、駅前等の交通の便がよい所での居場所づくりについては、現在行っていません。 (指導課)
383	スケートボードの施設を作ること。	新たにスケートボード施設を整備するには、スペースの確保、騒音、安全管理、ニーズの把握など様々な検討が必要であること、また、毎年の公園維持管理費に多額の予算が必要となっていることから、現状では困難と考えます。 (住宅公園課)
384	朝日山・桜ヶ丘住宅・関空山の手台の通学問題は地元の要望に従って対応すること。通学用のさわやかバスの朝の時間を早くすること。	現在のさわやかバスのダイヤに、通学用としてダイヤに加えることは困難です。 (環境整備課)

	要望内容	要望回答
385	社会教育を充実すること。 文化ホール・体育館・公民館の利用料、使用料の減額を行い減免制度の拡充をおこなうこと。	令和4年度において、4年に1回の使用料の見直しを行いました。新型コロナウイルス感染症等の影響を鑑み、据え置くこととなりました。今後とも、受益者負担の観点から、使用料の適正化に努めます。減免制度については、平成21年度に減免基準を定めていますが、これとは別に、条例等で定められているものもあるため、今後、これらを整理したうえで、受益者負担の原則を踏まえながら、見直しを検討します。 (行財政改革課) 公民館の使用料減免については、適正な判断のもとに行います。文化ホールについては、指定管理者が適正な判断のもとに行います。 (文化振興課) 体育館使用料の減免制度については、全庁的な見直しの中で、適正な受益者負担を勘案し、検討します。 (生涯学習課)
386	図書行政について。 図書費の削減をやめ、蔵書をふやすこと。	図書の購入については、市民ニーズ等と公立図書館として備えておくべき蔵書とのバランスを考慮しながら購入します。また、さまざまな財源を活用し、図書費の確保に努めます。 (文化振興課)
387	司書資格を持つ専任館長を配置し、図書館業務充実を図ること。	職員の配置については関係部署と協議し、適切な配置を行い、図書館業務の充実に努めます。 (文化振興課)
388	図書館員を増員し、休館日を減らし開館時間を延長すること。	職員の配置については関係部署と協議し、適切な配置を行いますが、開館時間の延長については、現況のところ困難であると考えます。休館日の削減については、蔵書点検休館の日数削減や月末整理日の廃止、また、文化ホール指定管理者の協力のもと祝日の臨時開館(1日)等に取り組んでおり、今後も継続することを検討します。 (文化振興課)
389	図書館運営は指定管理や民営化にしないこと。	併設施設である文化ホールの今後の在り方と共に、図書館運営についても併せて検討します。 (文化振興課)
390	公民館が地域コミュニティセンターの役割を果たせるようにすること。 公民館は職員を確保し、休館日を減らすこと。	職員の配置については関係部署と協議し、適切な配置を行いますが、休館日を減らすことは現況のところ困難であると考えます。 (文化振興課)
391	自主事業を支援すること。	公民館では、多様な市民ニーズに対応するため幅広く、様々な方々を対象に事業を行っており、来年度についても様々な講座を企画、検討する中、バランスをとりながら自主事業の充実を図って参ります。 (文化振興課)
392	新家公民館を新家幼稚園も利用し増改築すること。	旧新家幼稚園跡地利用については、新家駅前の土地利用の今後の在り方等、全庁的な取り組みの中で進めます。 (文化振興課)
393	備品などを購入する予算を増やすこと。	優先順位を考慮し、必要な予算措置を講じて参ります。 (文化振興課)
394	体育館を利用しやすくする為に充実すること。 スポーツ指導員を増員し、スポーツ機器の充実を図ること。	指定管理者等と協議し、スポーツの指導者を増員するように努めます。また、スポーツ機器の充実に努めます。 (生涯学習課)
395	双子川テニスコートについて 双子川テニスコートを存続させること。	双子川テニスコートの現状を検証し、今後の方針を検討します。 (生涯学習課)
396	コートの整備、クラブハウスの改修を早急に行うこと。	クラブハウスについても同様に現状を検証し、今後の方針を検討します。 (生涯学習課)
397	青少年センターと鳴滝第1小学校の跡地は、地域の要望を聞き早急に整備すること。	青少年センター跡地については、現在、市営住宅の建替え用地として事業を進めているところです。また、旧鳴滝第1小学校については、隣接の旧鳴滝幼稚園とともに、地域の意向を把握したうえで有効な跡地活用を図ります。 (公共施設再編課)
398	学校など公共施設に生理用品を置くこと。	市民体育館のトイレにも生理用品を設置するよう努めます。 (生涯学習課)
399	泉南市健全な財政運営に関する条例に則り、補助金、負担金又は交付金について、補助の必要性及び有効性並びに補助金額等の適正化の観点から定期的に又は必要に応じて見直しを行うこと。	平成20年10月に策定した「補助金の見直しの視点」に基づき、必要に応じて見直しを行っています。 (行財政改革課)
400	部落差別解消推進法(「部落差別」永久法)への市の対応について 1.新たな差別につながる調査を行わないこと。 2.人権・啓発について、差別を助長するようなことを行わないこと。 3.特定の団体の利益をうむようなことはしないこと。	「部落差別の解消の推進に関する法律」は、現在もなお部落差別が存在するとともに、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、部落差別の解消に関して、国および地方公共団体の責務を明らかにしたものです。部落差別の実態に係る調査については、実際にどのような差別事象が起きているのかを把握するためにも重要であり、人権に関連した相談体制の充実にもつなげていく必要があるものと認識しています。調査の実施については、国や大阪府における動向等を注視しながら検討します。今後も引き続き、国や大阪府等と連携・協力しながら、泉南市人権行政基本方針等に沿って、部落差別の解消に向けた人権施策の推進に努めます。 (人権推進課)

	要望内容	要望回答
401	市民を差別者扱いする「泉南市くらしやすい街づくりに関するアンケート調査」を利用しないこと	本市における「泉南市くらしやすいまちづくりに関するアンケート調査」は、人権意識調査として、部落問題だけでなく多様な人権問題についての市民の意識を把握するために実施しています。市民の人権に対する問題意識や忌避意識等を把握、分析することで、それらから得られた知見や結果を活用、今後の人権施策に反映させることで、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。 (人権推進課)
402	市長・議長はタクシーや公共交通機関などを利用し、公用車の維持費やリース代、人件費などの経費を削減すること	公務を遂行するためには公用車による移動が効率的と考えます。また、公用車は、専用車ではなく一般公用車として運用をしています。今後も泉南市車両管理規定に基づき、適正な運用・管理を行います。 (議会事務局・秘書人事課)
403	入札制度について 随意契約は極力減らし、競争入札を行うこと。	競争入札を原則としつつ、やむを得ず随意契約となる場合は、その理由・必要性を公表することで、公平性・透明性の一層の確保を図っています。 (契約検査課)
404	公平性・透明性が確保されないプロポーザル方式、総合評価方式は見直すこと。	業務の性質または目的から価格のみによる競争入札に適さない場合、プロポーザル方式などにより契約の相手を決定することがありますが、その運用にあたっては、選定委員の選任や審査基準の設定を適切に行うことや、選定結果を公表することなどにより、客観性や公平性、透明性の確保を図っています。 (契約検査課)
405	関西国際空港について 関空会社に対し固定資産税収の引き上げを求めること。	地方税法等に基づく固定資産税等の軽減措置は、新関西国際空港株式会社等にとって、国際競争力の向上と、更なる航空需要の拡大に寄与するものと認識しています。 (政策推進課)
406	現実性が無く、財政難のなか南ルートの推進運動は税金のムダ使いになるため、中止すること。	関西国際空港については、平成30年度の台風21号の影響で唯一の陸上ルートである連絡橋が使用不能になり、多くの利用者や空港関係者が一時空港島内に孤立した事象からも見られるように、海上空港という特性に起因するあらゆる危機、特に地震による津波や国際テロ等による緊急対応事態を確実に回避し、被害を低減できるよう、リスクマネジメントの観点から複数のアクセスを確保することが必要です。また「関西国際空港連絡南ルート等早期実現期成会」においては、南ルートを含めた関西国際空港周辺地域の広域的な交通ネットワークの推進として、府県間をまたいだ連携をもって取り組んでいるところです。以上のことから、南ルート早期実現の機運醸成に向けた活動を継続します。 (政策推進課)
407	マイナンバーは情報漏れを防止するため、利用範囲を増やさないこと。	マイナンバーの利用については、利用範囲・情報連携の範囲について法律に規定されており目的外での利用が禁止されています。法令を遵守し、マイナンバーの適切な管理に努めます。 (デジタル推進課)
408	双子川浄苑の自主環境整備補助金は、被害がない市外地区への補助金は廃止すること。	し尿処理施設の周辺環境保全のため、関係町会にその役務を担っていただいており、今後も補助金は必要と考えます。 (環境整備課)
409	再生可能エネルギーの活用について 太陽光パネル発電を公共施設に設置すること。	市役所庁舎敷地内においては、別館及び公用車駐車場の屋根に太陽光パネルを設置しています。なお、発電された電気については、別館設置分については空調機、公用車駐車場設置分については災害等の非常用電源として活用します。 (総務課)
410	国・府に、家庭用太陽光パネル発電に補助金を出すように要請すること。	府においては、家庭用太陽光発電システムの補助金制度は行っていないですが、再生可能エネルギー発電設備等への融資事業を低金利で行っています。 (環境整備課)
411	市独自に水力、波力、パイオ熱など再生可能エネルギーの活用すること。	再生可能エネルギー電気の調達推進に努めます。 (環境整備課)
412	農地でのソーラーシェアリング、小規模バイオマスの発電の普及など、脱炭素に結びついた農業・林業の振興を進めること。	農業委員会と連携して普及拡大に努めます。 (産業振興課)
413	省エネの取り組みを産業、住宅などあらゆる分野ですすめるように、啓発活動をすすめる。	府においては、家庭用太陽光発電システムの補助金制度は行っていないですが、再生可能エネルギー発電設備等への融資事業を低金利で行っています。 (環境整備課)
414	ごみ対策について ゴミの有料化の差益分でゴミ袋代を引き下げること。貝塚市のようにゴミ袋の実費分に抑えることも検討が必要。	他市からのごみの流入を防ぐため、近隣他市の指定ゴミ袋の料金は一律になっていることから引下げは考えていません。 (清掃課)
415	野焼きや不法・違法投棄の指導、監督、取り締まりを強化すること。	野焼きについては、即座に現場に向かう体制をとり、また常習地域においては、定期的な巡回を行っています。今まで同様、警察と消防と連携し対応します。 (環境整備課)

	要望内容	要望回答
416	山間部に産業廃棄物を不法投棄しないよう、森林法や循環型社会形成推進条例に基づく指導を強め、「代執行」を含め、厳正に対処すること。	環境パトロールを実施するとともに、関係機関と連携し、指導を行います。また、不法投棄対策として、監視カメラを設置しています。 (清掃課)
417	市役所のごみは、家庭ごみと同様の分別を行うこと。	現在、紙ごみ、ペットボトル、空き缶・びん、可燃ごみの分別を行っており、今後も引き続き、庁内で啓発し、ごみの減量化等に取り組みます。 (総務課)
418	清掃工場の建て替えについて、市の財政負担を減らすため、ごみの分別など3Rを徹底し、焼却炉の大型化を見直すこと。	現在、泉南市・阪南市・泉南清掃事務組合の3者で定期的に次期ごみ処理施設整備検討協議会を開催しており、分別体制の見直しや将来的な人口の減少を見据え、焼却炉の大きさについても検討しているところです。 (清掃課)
419	地球環境を守るためにプラスチック削減の啓発をすすめ、市が率先して河川や海の環境を守ること。	3Rを推進しつつも、脱炭素社会に向け、より環境負荷が少ない2Rを優先とし、一般廃棄物の減量化と適正処理に取組むことで河川や海の環境保全に努めます。 (清掃課)
420	温暖化問題の啓発を行い、市が率先してCO2の排出削減に努めること。	更なるごみの減量化および分別の促進を行い、焼却ごみの減少に努めます。 (清掃課)
421	土砂崩れの原因となる山間部の開発はやめること。関係法令の範囲内でも、予測できない地下水の流れや地盤に形状により、土砂崩れがおこっている。	大阪府など関係機関と連携して対応してまいります。 (広域まちづくり課)
422	石綿の使用は全面的に禁止となったが、住宅を含む多くの建物で使われている石綿を含んだ建材はそのままになっている。石綿含有建材の除去を厳格に行うように、国・府に法整備や財政的支援を求めること。	国・府に対しては毎年要望を行っています。 (環境整備課)
423	石綿の碑やアトリエ泉南石綿の館と連携して、泉南アスベストに関わる公害を取り扱う資料館をつくること。	現時点で資料館等をつくることは検討していません。 (環境整備課)
424	砂川区集会所(避難場所)の建築について	砂川区内の指定避難所かつ指定緊急避難場所は、砂川小学校及び砂川老人集会場の2箇所を指定しています。また、一時避難場所として砂川公園、砂川東公園及び砂川第2公園を指定しており、今回、建て替え要望されている奇勝集会所は、現在、指定避難所になっておらず、再建築を含め新たな建設も予定していません。 奇勝集会所は地域の自治を支える重要な拠点ではありますが、地域住民によって建設・管理されてきたことや、その他集会所として、条例上の集会場とは異なり、地元で管理運営するものとなっています。 補助金の活用としましては、避難所の整備というよりは、地域住民のコミュニティ活動の促進を図ることを目的とするものに対する補助金で、補助金対象事業は、「自治会等が自ら建設し、管理運営を行う建物の新設及び増改築であること」また、補助対象事業費に「既存の建物の解体工事費」「備品の購入費等」が含まれない事、さらに補助金の額については、補助対象事業費の2分の1以内で200万円を上限となっているものがあります。補助金を大幅に引き上げたり、大阪府や国からの対応は極めて難しいと考えています。 ご理解をお願いいたします。 (各課とりまとめ)
425	避難行動要支援者(地域支え合い活動)登録制度のご案内の送付先を現行の【今年新しく対象となった方々、昨年末回答だった方、昨年回答したが、「同意・不同意」が不明確だった方】となっているが、対象者全員に毎回送付してほしい。	避難行動要支援者名簿の作成方法は、毎年、1月1日を名簿作成基準日とし、当該年の12月31日までに75歳以上になれる高齢者のみの世帯の方(独居や夫婦・兄弟姉妹世帯等)、身体障害者手帳1級又は2級、精神障害者保健福祉手帳1級又は療育手帳Aを新たに取得された方、要介護3から5の認定を受けた方らに案内書兼同意書を送付し、同意された方ののみ名簿登録します。不同意者には、翌年以降、市から名簿登録の案内はせず、本人や親族等から名簿登録の希望があった場合に改めて意思確認し、同意した者は名簿登録するという手上げ方式をとっています。ご指摘のとおり、この方法だと、一度同意しないと回答した方は、以後、本人や家族など身近な方が本制度のことを忘れず認識していなければ、名簿登録の手続きをとることは難しくなると考えられます。不同意の方に対し、翌年度以降、案内をしない主な理由としては、不同意の方の意思を尊重し、「同意しない。」と意思表示した方に対し、毎年名簿登録の確認を求めると本人の意思に反し、トラブルになるおそれがあるためです。しかし、高齢者は日々身体能力・機能も変化していきますし、生活環境が変わったり、家庭の事情に変化があった場合、本人の気持ちも変わると考えられます。不同意者に対する現行の方法に課題があることは認識しているところです。よって、不同意者に対する翌年以降の対応方法について、課内で協議し、再度の案内をする場合の対象者数、送付方法、業務量、所要額等を調査し、実現可能性を検討します。例えば、不同意の意思表示から5年経過した者に対し、再度の案内を送る等一定の基準を設け、予算の範囲内で実施できるよう設計していきます。また、要支援者名簿の制度自体を広く市民へ周知するため、広報紙や防災アプリを使って定期的に案内します。制度を広く周知することにより、要支援者本人や家族からの申出だけでなく、地域の支援団体から要支援者本人へ名簿登録を案内する声掛けを行いやすい環境づくりに努めます。 (危機管理課)
426	シルバー人材センター事業の推進のために必要なセンターに対する補助金等の確保を要望いたします。	回答を求めず。

	要望内容	要望回答
427	八幡山区 1号公園端に生える高木(イチヨウ、楠)の伐採。 1号公園の遊水地と公園の間に、高木が2本あります。可能であれば根本からの伐採、地盤強度から無理であれば中間部分よりの枝の伐採。 できれば空き地のり面の樹木の伐採を、持主に依頼願います。	業者からの見積もりを取得した上で、実施の可否や時期を決定します。 空き地については、環境整備課の所管となりますので、環境整備課から所有者宛、通知いたします。 (住宅公園課)
428	公共交通機関であるタクシー事業者の多くは、経営基盤の脆弱な中小企業であり、乗務員の高齢化と労働力不足の問題が深刻化する中において、令和2年2月以降のコロナ渦に加え、令和3年秋頃からの急激な燃料価格の高騰により、いまだに深刻な経営環境に置かれています。交通事業者への支援について、人手不足対策、燃料高騰対策や需要喚起対策といった経営改善の支援等に国の支援と併せ、地方自治体独自の支援も含め積極的にご検討をいただきますようお願い申し上げます。	回答を求めず。
429	八幡山区 1号公園遊水池上りのり面に生える桜3本の枝の伐採。	業者からの見積もりを取得した上で、実施の可否や時期を決定します。 (住宅公園課)
430	道路に亀裂、マンホール周辺の窪みがあり、住民の歩行時につまづき、転倒の恐れがあり早急に修理をしていただく要望書を提出いたします。	大阪ガスにて、ガス管の埋設後、舗装を全面復旧する予定です。 (道路課)
431	先日、映画「破戒」をみさせていただきましたが、トイレの大使用がすべて和式でした。75歳の私にとって、腰を下ろして用を足すのは大変です。この設備(ファシリティ)を何とかしてもらわないと、高齢化の時代にそぐわないと思います。何卒、洋式工事のほど、できるだけ早く取り組んでいただきたい。高齢者一市民としての切実なお願いです。	文化ホールのロビーには、男子トイレ・女子トイレの各入口手前に、洋式トイレを1基ずつ設置しています。障害をお持ちの方が優先ですが、どなたでもご利用いただける旨の表示をしているが、より見やすい位置に設置することを文化ホール指定管理者と検討します。また、令和6年度中に、男子トイレの和式1基を洋式化する予定です。 (文化振興課)
432	新家自治会の裏のフェンスが倒壊しているので、撤去をお願いします	フェンスを撤去します。 (道路課)
433	燃料価格や物価高騰の影響を受けて極めて厳しい経営環境に置かれているバス事業者への燃料費高騰対策や運転者不足対策、資金繰り支援、旅行需要喚起支援など経営改善につながる予算措置をお願いいたします。また、早期の予算化に向けご支援をお願いします。	回答を求めず。
434	八幡山区における街灯の追加設置	防犯灯を1箇所設置します。 (道路課)
435	防犯灯設置	令和6年度にて設置可能な範囲で設置します。 (道路課)
436	市の補助金をコロナ禍の前の額に戻してほしい 1.コロナが第5類になり、行事等もコロナ禍の前の状態に戻ってきています。このような中で、補助金が本年度約10万円の減額になり、行事等を行うのに、非常に厳しい状況になってきています。 2.バス借上げ料が来年度大幅に上がることになっているため、行事を組むのが非常に厳しくなります。 参加したくても、バス代がないので、泉南市福祉会をしては不参加という状況もおきてきます。	市の補助金につきましては、「補助金に関するガイドライン」に沿って、公共の利益(不特定多数の市民の利益)の増進につながる事業に対して、支出するものであり、補助対象の事業内容や対象経費については、適切であることを前提に補助を実施します。 (障害福祉課)
437	大きな災害の時、人的派遣の協定を必要な団体と締結してほしい 大きな災害時、避難所あるいは福祉避難所へ避難しなくてはならない状況が起きてきます。その時に、手話通訳や介護、看護に携わる要員をはじめ、通常時よりたくさんの支援する人たちが必要になってき、市内だけでは、派遣できない状況になります。そのために手話通訳関係の団体や介護福祉士の団体、看護関係の団体、ガイドヘルパーの事業所等と人的派遣に関する協定をあらかじめ結んでおいてほしい。	本市が大規模災害で被災した場合、様々な種類の支援活動を受けることができるよう、これまで多くの団体、企業、自治体等と災害協定を締結してきました。 人的派遣の協定の主なものについては、災害ボランティア活動に関するもの、医療救護に関するもの、行政職員の派遣に関するもの、建築・土木関係の人員提供に関するものがあります。ご提案のありました手話通訳関係の団体、介護福祉士の団体、看護関係の団体、ガイドヘルパーの事業所等の医療・福祉関係職の団体の人的派遣については、医師会の医療救護の支援協力や福祉避難所の受入れに関する協定はあるものの、個別の人的派遣に関する協定は結んでいません。今後、それらの団体とも協定を締結できるよう、相手先の事情、意向も聴きながら、また、本市の福祉部局とも連携しながら対応していきます。 (危機管理課)
438	今年8月13日に、泉南市に警戒警報3が発令されました。 その時、市内10ヶ所に避難所が開設されましたが、避難地域に住んでいる避難行動要支援者の数に比べると、実際避難したのは少ないと言わざるをえません。なぜ避難しなかったのか、できなかったか検証はされたのでしょうか。 昨年の懇談会の席で、西信達地区の高齢者・障がい者の避難についての検証を提案しました。検証することによって、避難行動要支援者に対する施策も確立するんじゃないでしょうか	令和5年8月13日から15日にかけて台風7号の影響により、8月14日午後5時に自主避難所として市内4公民館と東小学校の計5箇所を開設し、更に午後9時に土砂災害の避難所として六尾・砂川老人集会場、信達中学校、八幡山・サンブラザ新家集会所の計5箇所を追加開設しました、避難者は19名(男性6、女性13)でした。避難者が少ないという点については、【警戒レベル3高齢者等避難】は、避難に時間を要す高齢者等に早めの避難を促す段階なのですが、その時点での現実の雨風の状況を目で確認するとどうしても「もう少し大丈夫だろう」という心理的作用が生じるのではということと要支援者が避難するには他の方の協力が必要になってくるため、積極的な避難が難しい等が考えられます。 避難行動要支援者に対する施策については、令和5年度中に要支援者名簿を地域の民生委員に交付できるよう進めているところです。平時から地域の支援団体・者が要支援者の実態を把握し、顔の見える関係づくりに取り組んでいくことで災害時の備えにつなげていけるよう努めます。 (危機管理課)

	要望内容	要望回答
439	泉南市が発行している「障害者(児)のための福祉の手引き」に当事者団体、関係団体、相談機関(専門相談員の配置されている所)の名並びに連絡先を掲載してほしい。 障害者は同じ障害を持つ人を信頼し、頼りにすることが多いし、近くに相談できるところがあれば、安心して相談もできると思います。	現在、発行している福祉の手引きにおいては、関係団体や相談機関など相談窓口の紹介を掲載しています。 貴団体(当事者団体)については、連絡先が個人となるため、掲載はしていませんが、今後、相談の上、掲載について検討します。 (障害福祉課)
440	泉南市内を障害者が外出できるようにバスの停留所や道路の要所要所で休憩できるようベンチや椅子を設置してほしい。 身体障害者は途中休憩できるところがあれば、今よりももっと外出の機会が増えてくると思う。	コミュニティバス停留所のベンチについてはバリアフリー法の関係上、道路管理者をはじめ関係各所への協議や、バスへの乗降や歩道の利用者の通行に支障とならない幅員の確保等が必要です。設置については財源確保と併せて検討を要するため、今後ベンチの設置箇所を増やしていくことは困難だと考えます。 (環境整備課)
441	昨年も要望しましたが、一丘団地を午前9時台に通るコミュニティバスは満員で身動きできず非常に危険な状態です。 身体障害者や高齢者でも座ることもできず、ブレーキをかけた時、支える所がなく倒れることも考えられます。 昨年の懇談会で、市長は乗客が130%を超えてるのであれば考えと言っていました、その後調査されましたか。 危険を避けるためにこの時間帯に一丘経由のバスをもう1台増やしてほしい。	コミュニティバスは市民の生活交通であり、交通弱者に対する移動手段であることから、利用料金は安価である必要があり、現状の運賃で続けてほしいとの要望が多い中、限られた予算で運行するため、増便すると利用者にご負担をお願いする可能性があることから、増便は困難な状況です。 (環境整備課)
442	道路の改修をしてほしい。 昨年度も要望しましたが狭い歩道、波打った歩道、車道へ傾斜している歩道などは、車いす利用者、視覚障害者、杖利用者、ベビーカー利用者などは歩道を歩くことはできません。 現在のままですと、かなりの場所で車道を歩くことになりますが、それでいいのでしょうか。	歩道整備については、泉南市役所からあいびあ泉南までの歩道整備を令和5年度より進めています。その他の区間については、可能な範囲で拡幅等の整備に取り組みます。 (道路課)
443	文化ホールの入り口付近の男子用多機能トイレ。使用後、車いす利用者が水を流せるように、ボタンを補修してほしいと昨年要望したところ「近々補修する」という答えでした。 ところが、1年たちますがまだ補修されていません。 どうなっているのでしょうか。	部品と機材等の調達に時間がかかり、修繕が遅れている現状で、御不便をおかけして申し訳ありません。整い次第対処します。 (文化振興課)
444	あいびあ泉南の部屋の用途変更が令和6年度に行われると聞いています。1階の団体活動室が3階になり、貸し部屋になり、使用料を払わなくては利用できなくなるとも聞いています。現在まで、団体活動室は無料で使用されており、私たちも少人数の時は無料で利用させていただいてました。現在、無料で団体活動室を使用している団体については、3階になったとしても引き続き令和6年度も無料で使用させてほしい。また、備品類を入れるロッカーも今まで通りに使用させてほしい。 さらに、災害時に対する対応として、聴覚障害者がよく利用する部屋には、パタライトや電光掲示板を設置してほしい。 また、トイレや管内要所要所に視覚障害者のための、音声案内を設置してほしい。	泉南市総合福祉センターについて、令和6年度から、団体活動室だけでなく、多くの部屋の稼働率を上げ、本施設を有効活用することを考えています。今まで無料でお使いいただいていた団体様には、今まで通り無料でお使いいただくことは可能です。ご利用がない時間を有料の貸館として活用していく方針です。また、ロッカーについては、部屋に備え付けのロッカーはお使いいただけます。 パタライトは平成9年総合福祉センター建設当時最新の防災システムの一つとして設置したもので、当時としては最新のシステムでありましたが、近年では、そのシステムも陳腐化、機器そのものも作動していない状況になっています。 今日では、施設全体での安全管理の見直しにより、令和3年度より、非常用放送設備の更新、令和4年度より、防災監視盤の更新を行い、最新の安全管理システムを導入し、運用しています。導入した安全管理システムでは、防災監視システムと非常放送設備を連携駆使し、施設全体での非常時の安全誘導を計るシステムで、個別のパタライトによる誘導とは違ったものとなっています。また、施設利用者をまじえた避難訓練を定期的に実施していますので、ご参加いただき、非常時の避難誘導等について、安全の確認をお願いします。トイレ音声誘導については、指定管理者等とも協議を行い、現場状況を精査・検証します。 (長寿社会推進課)
445	市内の樽井以外の3ヶ所の公民館は2階へ上がるのに、階段しかありません。公民館活動は、地域のサークルや教室が開かれ、市民がだれでも参加できるというのが原則だと思います。しかし、現在は障害者・高齢者は階段が上がれず、2階で実施されているサークルや教室には参加したくても参加できない状況です。 障がい者や高齢者も2階へ上がれるような設備にしてほしい。	すべての方が利用しやすい公民館を目指すことは非常に重要なことであり、利用者の方々には御不便をおかけしているものと認識しています。しかしながら、樽井公民館以外の3館については、開館から約50年経過した施設であり、構造的にもエレベータ等の昇降機を設置することは困難です。今後、全庁的な公共施設等の在り方検討の中で、大規模改修や建て替等が行われる場合には設置することを検討します。 (文化振興課)
446	高齢者福祉・介護施設における新型コロナウイルス感染症対策の継続・強化	回答を求めず。
447	物価高騰に対する迅速な支援	回答を求めず。
448	コロナ禍にのしかかる物価高騰の長期化・拡大を見据えた財政支援の強化	回答を求めず。
449	1.公共事業の安定確保について 2.適正規模の分離発注について 3.前払金及び中間金支払制度の採用について 4.最低制限価格制度の導入などについて 5.地籍事業等の促進について 6.入札参加要件について 7.地理空間情報活用推進基本法の推進について 8.用地測量業務について	回答を求めず。
450	市道路のNTT電柱に街灯を設置	現地確認し、可能であれば設置します。 (道路課)

	要望内容	要望回答
451	八幡山区における空き家の持主への空家を放置すると起こるリスクのお知らせをしていただき、リスクを軽減してほしい。泉南市空き家バンクの制度があればお知らせしてほしい。	空き家を放置するリスクや空き家バンク制度のお知らせについては、毎年、市内に土地・建物を所有する方全員を対象に、固定資産税の納税通知書に別添「泉南市に空き家をお持ちの皆様へ」を同封し郵送しております。また、市ウェブサイトにも各種空き家対策の情報を掲載しております。適切に管理されている空き家につきましては、『空家等対策の推進に関する特別措置法』の対象外となるため、個別の対応はできませんので、ご了承ください。（住宅公園課）
452	道路補修を要望します	予算の範囲内での対応となりますので、優先順位の中で必要に応じて対応します。（道路課）
453	新家楠台第一公園のフェンスに至る所に破損があり、子ども達の遊び場として、怪我の危険性が非常に高いので至急の修理をお願いします。	見積書が提出され次第、フェンスの修理・張替について検討をいたします。ただし、限られた予算の範囲内での対応となりますことをご理解くださいますようお願い申し上げます。（住宅公園課）
454	街灯の設置について	設置基準を踏まえ、当該箇所への設置は不可となります。（道路課）
455	公共工事の品質確保の促進に関する法律、基本理念(3条8項)、発注者等の責務(第7条)について泉南市として、どのような機関で、どのように対処・善処するのか。	資材価格の高騰や技術者の減少、高齢化など公共工事を取り巻く状況は年々厳しい状況であるとの認識しておりますが、その中でも、本市が発注する工事に関しては、関係法令を遵守しつつ、品質の確保された施工を確保するためにも、適正な予定価格及び工期の設定、また、最低制限価格の設定など適切な入札・契約方法となるよう取り組みを進めてまいります。また、本市の入札等参加資格を有する事業者において不当労働行為が認定された場合は、泉南市建設工事等指名停止要綱に基づき、指名停止措置を検討することとしております。（契約検査課）
456	泉南市には入札参加資格業者やすでに落札して工事を進めている元請け業者及びサプライヤーに対して国連人権理事会の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき具体的な指導を求めます。泉南市として、どのような機関で、どのように対処・善処するのかを回答してください。	様々な人権問題の早急な解決や制度理解の推進のため、泉南市事業所人権推進連絡会会員事業者に対し、関係団体と連携しながら啓発研修の充実を図り、研修参加を支援するとともに、啓発活動を実施してまいります。（人権推進課）
457	溝掃除後の泥収集の依頼	対応します。（道路課・下水道課・産業振興課）
458	学童の通学道路の安全のため防犯カメラを設置してほしい	防犯カメラ設置場所検討委員会での設置場所候補として検討します。（生活福祉課）
459	図書館の周りは暗くて人がなく危険を感じる。BOOKPOSTに返しに行くのが怖い。改善してほしい。	発信元不明のため回答できず。
460	交通事故防止のため、見通しの悪い複合交差点の道路標示(止まれの白線補修)とカーブミラーの設置を要望します。	停止線については、泉南警察署に申し入れます。カーブミラーについては、設置基準に基づいた対応となります。（道路課）
461	「示現舎」を名乗る出版社による「全国部落調査」復刻版出版事件で、今年6月28日、東京高裁判決が出された。判決の中で、個人の尊重や幸福追求権を定めた日本国憲法第13条と法の下での平等を定めた同14条1項に言及した上で「人は誰も、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益を有するのであって、これは法的に保護された利益である」と強調。「全国部落調査」復刻版の出版差し止めにあたり「差別されない人格的利益」を新たに認めた。要するに、被差別部落の所在地情報を流布したり、暴露したりする行為そのものが「差別されない権利」を侵害するものとしたが、泉南市の見解をお示ください。	出版社「示現舎」による「全国部落調査」復刻出版事件において、被告側は表現の自由だと主張したが、1審では住所や本籍がある地域を含む都道府県ごとのリストや個人情報などについて出版やウェブサイトのほか、第三者を通じての放送や映像化なども含むあらゆる方法で公表することはプライバシーの侵害にあたると判断しました。また、昨年の6月28日の2審の判決では「人生に与える影響の大きさや、ネット上を中心に部落差別の事案が増加傾向にあることなどを考えると、被差別部落があったとされる地域の出身だとわかる情報が公表されることは、差別を受けない権利の侵害にあたる」と指摘し、「差別されない権利」を認めたことと認識しております。（人権推進課）
462	現在も係争中ではあるが、「差別されない権利」という権利侵害の範囲が広がったことにより、これまで行われてきた人権施策に関しても「差別されない権利」保障の観点で検証していくことが必要と考えるが、泉南市の見解をお示ください。	憲法に基づく「差別されない権利」だと明確に認めたことは画期的なことであり、今後につきましては、原告・被告とも上告することから、今後の最高裁判決等の動向に注視しながら、人権施策を進めていきます。（人権推進課）
463	昨年10月「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」の一部改正（以下「改正大阪府インターネット上の差別解消条例」という。）が行われたことをふまえて、下記の諸点について回答をお願いします。 当該自治体の市民等の尊厳を守り、地域や当該自治体の市民等の尊厳を守り、地域や住民等を対象に行われたネット上の差別的行為を監視するためネット上の誹謗中傷・人権侵害等を監視・抑止する「モニタリング」活動を実施・推進について。	本市が単独でモニタリングを行うことは非効率的であることから、現時点ではモニタリング活動の実施には至っておりません。大阪府が「大阪府インターネット上の差別解消条例」の改正において、インターネット上の不当な差別的言動による権利を侵害する情報について、府がプロバイダー事業者等への削除要請等や不当な差別的言動の行為者に対して説示又は助言を行うに当たって、その実施根拠を明確にするための規定等を追加し、令和6年4月1日から施行される予定となっています。今後、府が中心となって府内市町村と連携しモニタリングの体制整備を行ってもらうよう要望していきたいと考えています。（人権推進課）

	要望内容	要望回答
464	インターネット上では、被差別部落の所在被差別部落の所在地情報の「暴露」のみならず、外国人や障がい者、性別や性的指向、ひとり親世帯や生活困窮者など特定の集団を軽視したり、侮辱したり、ひいては人権侵害につながる情報が流布されている現状がある。インターネット上の人権侵害等に係る相談体制を整備・充実、相談事象の集積等について。	本市では、人権政策推進本部内の職員研修部会において、職員に対する人権研修を検討、計画的に実施することにより、「自治体行政＝人権行政」の視点をもって市各課での相談対応を行っています。 また、市民や地域に対するインターネット上の差別事象が発生・発覚した場合は、速やかに調査委員会を開催、対応を協議し、差別事象と判断した場合は、大阪府等と情報共有するとともに、法務局へ当該書き込み等の削除を依頼するとともに、市としてもプロバイダー事業者(当該サイト管理者)に対し、削除要請を行っています。 人権相談事業としては(一社)泉南市人権協会に委託しており、相談員には(一財)大阪府人権協会等が実施している研修等への参加を要請し相談体制の充実を図るとともに、事業報告により相談事象の集積・人権課題の把握に努めています。(人権推進課)
465	マイクロアグレッション(意図的か否かにかかわらず、人種や性別、性的指向など特定の集団に対し、何気ない日常のちょっとした言動に現れる偏見や差別に基づいて軽視したり、侮辱したり否定的な態度や表現。無自覚の差別行為ともいわれている)に関する教育・啓発・広報を強化されるとともに、こうした被害を受けた者への相談・支援等について。	マイクロアグレッション(無自覚の差別行為)については、昨年の泉南市人権啓発推進協議会の総会後の講演会でのテーマとして取り上げたところですが、また、人権政策推進本部内の市民啓発部会・職員研修部会でもマイクロアグレッションについて学習を深め、「みんなで考えるじんけん」としてまとめ、全職員に対し情報提供・共有を行ったところです。今後も教育・啓発・広報、相談・支援等の分野で強化が必要と認識しています。また、相談・支援等につきましても、(一社)泉南市人権協会など関係機関と連携を図りながら対応していきたいと考えています。(人権推進課)
466	インターネット等での人権侵害等の加害者及び被害者を生み出さない教育等の推進へ、学齢期に応じた学習プログラムの推進について。	令和5年6月に改定した泉南市人権保育・教育基本方針でも、インターネット等における偏見差別を見据えて、すべての子どもが加害者にも被害者にも傍観者にもならない個別人権課題の学習が大切であることを明記しています。そのためにも、各学校園で系統的に人権教育に取り組んでいます。 また、大阪府が施行した「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」や「ネット上の偏見・差別について考える学習活動」の一覧表を周知し、各学校園での取組に活用されています。 各学校において、コミュニケーション能力の育成やSNSの危険性について、写真や動画の取り扱いなど、子どもの発達年齢に応じた学習を行うとともに、府教委作成の人権教育教材集を活用した人権学習も行っています。(人権国際教育課)
467	インターネットリテラシーやメディアリテラシーといった課題に対応するため、社会教育・社会啓発における情報モラル教育を積極的に推進することが必要と考えるが、泉南市及び泉南市教育委員会としての見解と方向性をお示しください。	インターネットの普及に伴い、個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、子どもも加害者や被害者として巻き込まれるSNS等におけるネットいじめ、ヘイトスピーチ、特定の地域を同和地区であると指摘するような投稿など、人権に関わる様々な問題が発生しています。また、マスメディアにおいては、興味本位または営利主義に流され、報道の本来の目的を逸脱する傾向が強まり、個人の名誉・プライバシーを不当に侵害する事例が多発していることは認識しています。そのため、直近においては「校区の集い」や「人権啓発リーダー養成講座」において、インターネットリテラシーやメディアリテラシーをテーマに人権啓発講座を開催したところです。今後も泉南市人権問題連絡会と連携しながら時代や社会情勢に即応した人権啓発講座を開催していきます。(人権推進課) また、社会教育分野においても、インターネットの普及により、膨大な情報が巷にあふれる高度情報化社会となった現在において、正しく情報を読み解く力が必要と考えており、人権教育講座等を通じて誤った情報に惑わされないよう啓発に努めます。(生涯学習課)
468	条例が改正されたとはいえ、ネット上で誹謗中傷・人権侵害を受けた被害者自らがアクションを起こさなければ、問題解決にもつながらない現状にある。人権相談活動を実施する機関や法テラスによる相談等とあわせて、被害を受けた市民を救済・支援する手立て(二次被害の防止、心理的・精神的なカウンセリングの提供等)を講じてください。	本市としては、無自覚に誹謗中傷・人権侵害をする市民も多いと考えられるため、インターネットリテラシーを題材とした啓発講座についても積極的に行っていかねばならないと考えています。 また、被害者への救済・支援については人権相談受託事業者である(一社)泉南市人権協会やネットハーモニー、(一財)大阪府人権協会、大阪府と緊密に連携し、対応等について検討していきたいと考えています。(人権推進課)
469	以上の取り組みを積極的に推進し、「差別されない権利」保障にむけた「包括的な差別禁止法(仮称)」「人権侵害を受けた被害者救済制度(仮称)」等の立法事実を積み上げられ、国等へ働きかけてください。	人権相談事業での事業報告の精査、インターネット上等の人権侵害・差別事象を注視しながら、国等に対し「差別されない権利」の保証に向けた救済・支援する手立ての確立に向けた働きかけを行ってまいりたいと考えています。(人権推進課)
470	自治体の基本姿勢として部落差別並びにインターネット上の人権侵害の防止を明確に打ち出すため、泉南市「人権条例」の改正、「インターネット上の人権侵害防止条例(仮称)」を検討について。	大阪府では令和6年4月1日より大阪府インターネット上の差別解消条例が改正・施行され、プロバイダーへの説示や助言等の運用がされることから、本市においても当該府条例の状況を確認しつつ、府内市町村の対応状況等を踏まえて対応したいと考えています。(人権推進課)
471	昨年度(2022年度)実施された「泉南市民人権意識調査」が部落差別解消推進法の具体化へ、部落差別解消のための教育・啓発の課題を明らかにするための分析委員会を設置されたい。また現在改訂が進められている「部落差別解消基本方針および推進プラン(仮称)」への反映について見解をお示しください。	令和4年度に実施した「泉南市民人権意識調査」に基づいて、3人の学識経験者に分析していただき、差別に反発する意識の醸成や差別は解決できるという希望、そして、コミュニティづくり、個人の人権尊重・多様性の尊重、交流による相互理解などの課題について提言いただいております。 そして、それらの課題については、現在人権推進本部の部落差別解消推進委員会作業部会にて策定作業を進めている「部落差別解消基本方針および推進プラン(仮称)」への反映を予定しています。(人権推進課)

	要望内容	要望回答
472	部落差別に関する相談体制の充実・強化にむけて、どのような取り組みを検討し、実施されるのか。隣保館・市民交流センター（以下、隣保館という）ならびに泉南市人権協会（以下、人権協会という）の役割も含めて明らかにされたい。あわせて厚生労働省が、隣保館等が取り組む人権問題解決の取り組みも「地域生活課題」であるとの見解をふまえ、泉南市「地域福祉計画」の改定にあたり、隣保館及び人権協会等が実施する人権等の相談を位置づけてください。	部落差別に関する相談体制については、基本的には人権推進課と連携しながら、（一社）泉南市人権協会が総合相談事業を受託し、人権・生活相談事業として実施しています。相談体制の充実と強化につきましては、相談員に対して、（一財）大阪府人権協会等が開催する各種研修の受講を促すなど、より高度な相談対応のノウハウ及び相談スキルを習得してもらえるよう積極的な働きかけを行っています。 また、市民交流センターでは、市が実施する事業とともに、（一社）泉南市人権協会の自主事業として部落差別解消の視点から市民交流を活発にするため、様々な地域内外の市民が交流し偏見・固定観念をなくすことを念頭に置いたイベントや講座を実施しています。 「地域福祉計画」においては、施設の役割として、「重点施策『新しいカタチのおひさま』づくり」「（1）圏域ごとのつながりづくり」「（2）地域住民の居場所づくり（第2圏域施策）」の施策の趣旨で、既存施設を活用していく旨説明しています。市民交流センターについては、その中では、地域住民のつどいや自主活動の場の一つとして、市民交流センター等と記載しており、このような場を活用し、市民交流の活動促進を推進することとしています。 （生活福祉課） また、総合相談事業についても「地域福祉計画」の評価シートに位置づけられています。 （人権推進課）
473	同和地区の所在地等について問い合わせる行為などの部落差別事件、あわせて学校園における部落差別・人権侵害などにどのように対応されておられるのか。泉南市としての基本見解及び下記の諸点について回答をお願いします。 人権部局と他部局と連携した差別事象・人権侵害事案に係る集約体制の整備。あわせて「差別事象対応マニュアル」の作成（改定）と職員等への徹底について。	毎年、全職員を対象に、庁内ネットワークシステムを活用して「同和地区問い合わせ対応マニュアル（平成23年改定）」と「部落問題に対する市の考え方」についての周知を図っています。 実際に問い合わせ等があった際は、「自治体行政＝人権行政」の視点から各職場が初期対応にあたり、基本的な対応を行っています。 ただし、人権施策の内容など、人権推進課でなければ対応が困難な質問等があった場合は、問い合わせの問題点を指摘した上で、人権推進課へ引き継ぐこととしています。 また、人権推進課においては、これらの情報を集約するとともに、全庁的に情報の共有化を図ることとしています。 （人権推進課）
474	自治体職員・学校園の教員等に対する研修など具体的な方針および計画について。	自治体職員一人ひとりが日頃から人権認識を培い、積極的な問題解決への意識を培うことが必要であるとの認識のもと、職員人権研修計画に基づき、人権研修を実施しています。とりわけ部落差別に関しては、部落差別学習を受けていない職員が増えてきていることを受け、新規採用職員研修及び部落差別をテーマにした人権啓発講演会への参加を割り当てるなど部落差別について学ぶ機会を設けています。 （秘書人事課） また、学校園の教職員対象の研修では、毎年度夏休み期間と冬休み期間において個別人権課題をテーマにしたものを実施しています。教育委員会として部落差別解消のためには、学校における部落問題学習の取組が必要不可欠という認識と方針のもと、部落問題に関する研修を進めています。 この3年間と次年度の部落問題学習に関する教職員研修 ・令和3年度 川口泰司さん（山口県人権啓発センター事務局長） ・令和4年度 コロナウイルス感染症レッドステージのため中止 ・令和5年度 杉本大士さん（太鼓屋六右衛門18代目） ・令和6年度 内田龍史さん（関西大学教授） また、部落差別解消に向けた取組として、令和4年度には中学校区で系統性を意識した部落問題学習の取組について話し合い、年度末に総括を行いました。それらをふまえた各学校園の人権教育推進計画を毎年度作成し、今年度も中学校区で部落問題学習を実施しています。今後も、人権教育担当者会やヒアリングにおいて、部落問題学習の取組状況を把握するとともに、好事例を市内全体に発信していきたいと考えています。 （人権国際教育課）
475	地域福祉活動等に携わる民生委員・児童委員等に対する部落問題研修の充実方策に関して基本的な方向性について。	民生委員児童委員に対しては、人権推進課からの紹介により人権啓発講座に参加しています。今後、積極的な参加を勧奨しながら研修を充実してまいります。 （生活福祉課）
476	個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の「要配慮個人情報」に関わって 個人情報保護法への一元化により、自治体において「要配慮個人情報」の規定がなくなるという懸念が生まれている。一方で、国は地域の実情に応じた「条例要保護個人情報の扱い」という規定を設けることができると示しているとし、福岡県では被差別部落出身者を社会的身分として規程をしている。当該自治体において、被差別部落出身者の社会的身分が「条例要保護個人情報の扱い」の規定に該当するかどうかをお示しください。	本市につきましては、被差別部落出身であることは、社会的身分として要配慮個人情報に含まれるとする国の考え方に準拠しております。 （総務課）
477	また該当しない場合、国では被差別部落出身が「要配慮個人情報」に該当すると示し、ガイドラインやQ&Aなどで法解釈の明確化を検討していることから、当該自治体において規定されるよう検討してください。	本市につきましては、被差別部落出身であることは、社会的身分として要配慮個人情報に含まれるとする国の考え方に準拠しております。 （総務課）

	要望内容	要望回答
478	部落差別の解消・部落問題解決を位置づけた地域共生社会の実現へ改正社会福祉法(2021年4月1日施行)により重層的支援体制整備事業(以下「同事業」という。)が創設された。「社会的孤立」や「排除」、生活困窮等、地域生活問題を直視し、地域住民等が主体となった地域福祉の推進等を通して「地域共生社会」の実現をめざすという方向が示されている。同事業はその根幹をなすもので縦割りを廃し「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行うものである。しかし、同事業は任意事業であり、各自治体の手上げ方式となっている。以下の諸点について見解等をお示しください。 厚生労働省は、隣保館等が取り組んでいる人権課題解決に向けた取り組みは、社会福祉法に規定された地域生活課題の一つであるとの見解を示しているが、泉南市の基本見解について。	平成14年に厚生労働省によって「隣保館の設置及び運営について」の通知が出されており、その中では、隣保館の今日的役割として「隣保館は、地域における生活上の課題の解決に向けた地域福祉の推進や様々な人権課題の解決のための各種事業を実施するなど、その期待される役割はますます大きいものとなっている」とされています。さらには「社会福祉の分野においては、隣保館について、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、今後一層発展していくことが望まれる」なども記されています。 そのため、本市では隣保館が実施している人権課題解決のための各種事業が社会福祉法上の地域生活課題の一つであり、隣保館の今後の役割の重要性及び隣保館が地域福祉を担っていくことが示されているものと認識しています。 (人権推進課)
479	「重層的支援体制整備事業」の導入にむけた検討状況について明らかにされたい。あわせて重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、部落差別の解消など人権問題の解決にむけた取り組みの位置づけについて。	現状は、市の中で関係課及び関係事業について、整理を進めているところです。「重層的支援体制整備事業」を実施するうえで「包括的相談支援事業」、「多機関協働事業」を行う必要があり、部局を含め市全体での包括的支援体制を構築することとなりますので、その中で人権相談事業等についても協力を求めています。 (生活福祉課)
480	部落差別の解消ならびに部落差別を乗り越えて、地域内外の住民が豊かにつながる地域福祉活動を推進するため、隣保館及び人権協会の役割と機能を「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築」の位置づけについて。	市民交流センター及び(一社)泉南市人権協会では、部落差別解消、固定観念・偏見をなくすという視点から地域内外の住民が交流を図る事業を行うとともに、本市の総合相談窓口的な総合相談事業として人権・生活・進路・就労の分野はあるものの、分野を超えた断らない相談対応を実施しています。 (人権推進課)
481	その上で部落問題解決の視点に立った「地域共生社会」の実現にむけて、隣保館活動に携わる職員をはじめ、地域福祉活動に関係する民生委員・児童委員等を対象とした研修の充実・強化について。	隣保館活動に携わる職員については、「重層的支援」をテーマにした大阪府人権福祉施設連絡協議会での研修会や本市の福祉部局での研修に参加しているところであり、今後も継続していくものと考えています。 (人権推進課) また、市全体での包括的支援体制を構築する上で、民生委員児童委員の人権研修への積極的な参加を進めてまいります。 (生活福祉課)
482	「子どもの貧困」問題の解決、ヤングケアラーへの支援等に関して、コミュニティ・ソーシャルワーカー(CSW)とスクール・ソーシャルワーカー(SSW)の増員とあわせて、青少年センター(児童館)の役割等に関しても基本見解をお示しください。	ヤングケアラーは、家庭内で起こる問題で表面化しにくいとされており、ヤングケアラーである子ども自身や家族がヤングケアラーの問題を認識していないことが早期発見や支援を行う上で課題となっているため、当該子どもや家族、地域全体が問題認識する必要があります。【子ども政策課】 スクールソーシャルワーカーは、ヤングケアラーの早期発見のために、教員から子どもや家庭の現状把握に努めています。また、教員とスクールソーシャルワーカーが連携し、関係機関と家庭をつなぐことで家庭支援につなげています。そのため、スクールソーシャルワーカーの増員や活動時間の増加など要望していきます。 (指導課) また、コミュニティソーシャルワーカーとスクールソーシャルワーカーの交流を図り、支援を必要とする子どもの情報を早期にキャッチし、「子どもの貧困」問題の解決、ヤングケアラーへの支援等に努めます。また、人員体制および業務の状況を定期的に把握・評価し、その結果を踏まえて、事業の質の向上のための必要な改善を図ります。 (長寿社会推進課) 青少年センターでは、泉南市子どもの権利に関する条例第2条の規定に基づく子ども施設として、子どもの意見表明と参加や、子どもの相談と救済に関すること、さらに居場所に関する役割を担っています。そのため、子どもの生活背景や一人ひとりの心身の状態を把握し、寄り添い理解に努めると同時に、子ども自身が自主的な活動を推進していけるよう子どもで組織する、こどもスタッフ制度を支援し、安全安心な居場所づくりに取り組んでいます。 (青少年センター)
483	部落差別の解消と人権確立社会の実現に向けた保育・教育施策の推進に関して 部落差別解消推進法の具体化を位置づけた「人権教育(人権保育)基本方針」「人権教育(人権保育)推進プラン」の改定が現在進められているが、下記の諸点について回答をお願いします。 教育委員会(学校現場以外も含む)や保育部局における差別事象発生時の初期対応について、どのように取り組んでおられるかお示しください。	教育委員会では、各学校から第一報が入った際には、府教委が作成したマニュアルに沿った初期対応ができているかを確認するとともに、被害者の心のケアを最優先事項として聞き取りを進めていくことを学校に対して指導助言しています。また、生徒指導事案の対応と違い、聞き取りの際には子どもに対して指導するのではなく、背景をしっかりとつむために子どもから話を聞くというスタンスで、組織的に進めていくことを指導助言しています。 令和5年3月には、府教委において作成された人権侵害事象や差別事象が起こった際の「1.その場の対応編」「2.初期対応編」のマニュアルを、校園長会や教頭会において周知するとともに、校内研修でマニュアルに基づく研修を信達小・信達中・新家小において実施しました。 (人権国際教育課) また、保育部局におきましても、当該者に、なぜそのように思うのか聞き取りを行います。内容により差別発言であることを伝え、所属長から関係機関(保育子ども課、人権推進課、人権国際教育課等)へ報告を行います。報告があった時は調査委員会において、関係機関で集まり、その後の対応を協議したうえで、当該者と話をしていくようにしています。 (保育子ども課)

	要望内容	要望回答
484	管理職ならびに職員を対象にした「部落問題・人権研修」の実施状況をお示ください。また毎年度の研修実施計画への位置づけについて。	学校園の教職員対象の研修では、毎年度夏休み期間と冬休み期間において個別人権課題をテーマにしたものを実施しています。教育委員会としては部落差別解消のためには、学校における部落問題学習の取組が必要不可欠という認識と方針のもと、部落問題に関する研修を進めています。 令和3年度以降の教職員人権教育研修 令和3年度 【部落問題】川口泰司さん(山口県人権啓発センター事務局長) 【性的マイノリティ】井上鈴佳さん(元公立学校養護教諭) 【子どもの権利】倉石哲也さん(武庫川女子大学教授) 令和4年度 (夏季)コロナウイルス感染症レッドステージのため中止 【様々な人権課題】宮良正吉さん(ハンセン病関西退所者原告団いちょうの会) 井ノ山奈津子さん(済生会ハンセン病回復者支援センター) 令和5年度 【部落問題】杉本大士さん(太鼓屋六右衛門18代目) 【子どもの権利】浜田進士さん(子どもの権利条約総合研究所関西事務所長) 【在日外国人】石井宏享さん(大阪市立南小学校長) 令和6年度 【部落問題】(予定)内田龍史さん(関西大学教授) 【子どもの権利】(予定)くすのきしげのりさん(絵本作家) 教育委員会として、部落問題は個別人権課題の中でも重点的に取り組むべき領域だという認識のもと、令和3年度以降は毎年度研修実施計画の中に部落問題に関する研修を位置付けて取り組んでいます。今後も、様々な人権課題について、教職員が学ぶ機会をしっかりと確保していく必要性はあるものの、経験年数が浅い教職員が学生時代に部落問題について学んだ経験が少ないという現状を踏まえて、部落問題を重点的に取り組むという方針のもとで教職員研修を進めていきたいと考えています。 (人権国際教育課) 園の人権保育・教育推進計画に、毎年人権研修計画を位置付けてます。今年度は、様々な人権課題について管理職を含む職員を対象とした園内人権研修を年6回実施し、教育委員会や泉南市人権教育研究協議会主催の人権研修を受講し、職員間で共有できるように、会議内で報告を行っています。 (保育子ども課)
485	教育・保育現場における「部落差別事象などの人権侵害」の現状と今後の課題等に関してお示ください。また「部落問題・人権研修」の実施状況と毎年度計画への位置づけについて。	人権侵害事象をキャッチした教職員が、その場での対応をどのようにしたらいいかわからず、人権侵害事象という認識に立えずに生徒指導事案として対応することがあります。このことをふまえて、様々な研修を通して事象対応マニュアルの周知と、組織的な対応の重要性、被害者の心のケアを最優先にしながら、事象が起こった背景をとらえることができる聞き取りの進め方について、事象を教訓にした取組の構築の必要性について、教育委員会としてしっかりと各学校園に指導助言していきたいと考えています。 教育委員会として、経験年数が浅い教職員が学生時代に部落問題について学んだ経験が少ないという現状を踏まえて、部落問題は個別人権課題の中でも重点的に取り組むべき領域だと認識しています。令和3年度以降は毎年度研修実施計画の中に部落問題に関する研修を位置付けて取り組んでいます。 (人権国際教育課) また、保育部局におきましても、園の人権保育・教育推進計画の中で毎年人権研修計画を位置付けており、年度末にはそれぞれの人権課題についての総括を行っています。経験年数が浅い職員の人権感覚や人権意識を研修だけではなく、どのように向上させていくかが課題であると考えています。 (保育子ども課)
486	八幡山区自治会館裏にある階段に手すりを設置してほしい。	見積書が提出され次第、手すりの設置について検討いたします。ただし、限られた予算の範囲内での対応となりますことをご理解くださいますようお願い申し上げます。 (住宅公園課)
487	低所得者の負担軽減と就労支援に向けて「給付付き税額控除」の仕組みを構築し、基礎的消費にかかる消費税負担分を給付する「消費税還付制度」や社会保険料・雇用保険料(労働者負担分)の半額相当分を所得から控除する「就労支援給付制度」を導入する。	回答を求めず。
488	燃料価格の高騰対策として、揮発油税などに上乗せされているいわゆる「当分の間税率」を廃止する。その際、税制全体の見直しによって地方財政に影響を及ぼさないための措置を講じる。	回答を求めず。

	要望内容	要望回答
489	市独自施策として、小中学校全学年の学級定数を直ちに35人として下さい。文科省、教育団体ヒアリングにおいて、全日本中学校長会が35人学級を、全国連合小学校長会がOECD平均の、21.4人めどを求めています。日本教職員組合が保護者に実施したアンケートでは、1クラスの適正生徒数が、30人学級45.4%、20人学級16.0%、35人学級8.4%となっています。また、全日本中学校長会、全国都道府県教育委員長協議会、全国都道府県教育長協議会、全国連合小学校長会は、少人数学級の効果を、学習指導面、配慮を要する子どもへの細やかな対応、子どもと向き合う時間の確保等としています。泉南市において、独自実施が困難とされる原因を克服され、直ちに実施してください。	令和5年度は、小学校1年生から4年生が35人学級、小学校5年生以上が40人学級で学級編制を行っており、これは国や府の基準に則り実施しています。国においては、少人数学級の計画的整備として、段階的に学級編制の標準を引下げることとしています。本市独自に少人数学級編制を行うことは、現時点では困難と考えており、引続き国の動向を注視します。 (指導課)
490	学校体育館にエアコンを設置してください。昨今の猛暑は、扇風機ではとうてい対処できません。北海道でもエアコンの導入が進んでいます。災害時には避難所となり、夏には熱中症、冬には低体温症など、人命にかかわる問題です。市議会でもエアコン設置を求める決議が可決されています。直ちに市長の決断をお願いします。	令和6年度に各小中学校屋内運動場への空調設備設置工事設計委託業務を行い、令和7年度に空調設備設置工事が完了する予定です。 (教育総務課)
491	学校体育館の雨漏りについて、西信達義務教育学校についての第1回ワークショップにおいても、「気がかりなこと」として、「施設の老朽化の影響(雨漏りなど)がある」と地域の意見がありました。恒常的に学校体育館の雨漏りの点検と改修をお願いします。	良好な教育環境を維持するため学校施設の点検・修繕・改修を実施しています。 (教育総務課)
492	来年度から学校水泳授業が、民間委託をして民間が建設、運営する新プールで実施されるとのことですが、スポーツ基本法における市民へのスポーツの権利を保証する地方公共団体の責務として、市民プールの役割を果たす、市民への開放を実施してください。	今回建設されるプールは市民プールではありませんが、公共用地を利用することから、市民への協力業務に関する要求水準として、可能な範囲で、市民が優遇されるような利用内容、利用条件の配慮を求めているところです。地域のスポーツ振興にどのように寄与することができるのか、市民に対してどういったことができるのか、今後、事業者と調整していくこととなります。 (生涯学習課)
493	学校給食について 給食費を来年度以降も無償にしてください。現在値上げ分500円の補助がされていますが国の無償化がされるまでの間、市において無償となるようにしてください。	学校給食に要する経費は、学校給食法の規定により、学校給食の実施に必要な施設・設備に要する経費などは市の負担とし、食材費は学校給食費として学校給食を受ける児童生徒の保護者の負担とされています。令和5年度は新型コロナウイルス対策交付金を活用して9か月分の給食費を無償化しましたが、厳しい財政状況のもとで今後も給食費の無償化を継続していくことは困難です。 (教育総務課)
494	令和7年度から食缶デリバリー方式と決まったところではありますが、民間調理方式は、最近問題になったように、業者が倒産すれば、泉南市すべての小中学校の給食がストップする危険があります。学校調理方式、あるいは公設公営の給食センターを検討してください。	自校調理方式の調理場の設置については、各学校の敷地内の空きスペース又は拡張など大規模改修が必要となります。また現在、市内の小中学校の多くが老朽化し、建て替えの時期を迎えています。少子化により児童生徒数も毎年減少しており、今後も子どもたちに安全・安心で素晴らしい教育環境を提供するため、現在小中学校の再編について検討しています。給食施設の整備及び運営・維持管理には相当の費用が必要となり本市の財政状況を踏まえ経済的・効率的に運営することが必要であり、自校調理方式での給食の提供は困難であると判断しています。また公設公営の給食センターにつきましては安全・安心な学校給食の提供を目指し給食の実施方式について検討した結果、公設公営で給食センターの建設や改修等はいりませんが継続して安全・安心な学校給食の提供に努めて参ります。本市の給食事業者との契約は、調理業務等の委託であり、食材の調達は契約に含まれておらず、市が支出しているため、直接的な事業者への影響はないものと考えます。 (教育総務課)
495	中学校給食を小学校と同じように、食缶方式に変えてください。	令和5年度から主食の提供を食缶方式としたところです。すべてを食缶化することにより配膳に時間を要し、教育活動に支障が少ない現在の方式を今後も実施します。本市では、スチームコンベクションオーブンを各中学校に配置しており、温かい給食が提供されています。 (教育総務課)
496	給食用のパン他小麦製品は国産無農薬小麦を使ってください。「一等粉」「国・府の検査」を受けているからと、発がん性のある農薬グリホサートの安全性は保障されません。発展途上にある子どもたちに、がん発症の危険性のある物質が蓄積することは避けるべきです。厚労省は2017年、残留農薬基準を5ppmから国際＝米国産残留農薬基準の30ppmへ基準を緩和し、「基準を超える違反はない」としながら、検査数値を公表していません。国際がん研究機関(IARC)は、グリホサートを「2A(5段階評価で上から2番目)＝おそらく発がん性がある」と評価。オーストリア・チェコは全面使用禁止、ベトナムは輸入禁止となっています。再考ください。	国産小麦使用のパンを学校給食で提供するには、調達面・価格面から難しいところです。給食用パンに使用する小麦粉は、学校給食用小麦粉一等粉を使用しており、そのうち輸入小麦については厚生労働省の食品衛生法による検査および農林水産省の植物防疫・農産物検査を受けており、さらに大阪府給食会独自に検査を行うなど重ねて安全性を確認していることから、喫食による健康面への被害は無いと判断しています。 (教育総務課)
497	子ども医療費助成制度の窓口負担をなくして下さい。国や府に対し、医療費助成制度の無償化の創設を強く要望して下さい。一刻も早い実現をもとめます。	子ども医療費助成制度の無償化につきましては、現状の本市財政状況では困難な状況であり、国や府の無償化の創設については進展がない状態です。今後も引き続き、市長会等を通じて国や府に対し、医療費助成制度の無償化の創設を要望します。 (家庭支援課)

	要望内容	要望回答
498	自衛隊への名簿提供について 1.自衛隊に、自衛官募集のための市民の名簿を提供しないで下さい。 2.自衛隊への情報提供内容とその理由を聞かせて下さい。 3.名簿提供していることを広報で知らせて下さい。 4.名簿提供を希望しない人には、除外申請できるよう、制度を創設し広報で知らせて下さい。	自衛官等募集事務については、自衛隊法において市町村の法定受託事務と定められており、本市では令和4年度より住民基本情報(氏名、住所、生年月日及び性別)を提供しています。また、名簿提供の周知については令和6年2月下旬より市のウェブサイトで行っています。なお、本年度より除外申出の制度を導入し、市のウェブサイトでお知らせしています。広報による周知については、自衛隊からの情報提供依頼の時期により検討を行います。 (総務課)
499	公民館について 公民館へのエレベーター設置は、高齢者、障がい者にとって待ったなしです。個別計画では、「R5～6＝公民館のあり方について計画を策定」となっていて、学校再編を待っていたら、早くて5年、遅ければ28年も待たなければなりません。計画の決まっていない大規模改修・建て替えを待てません。早く、別に計画して下さい。	すべての方が利用しやすい公民館を目指すことは非常に重要なことであり、利用者の方々には御不便をおかけしているものと認識しております。しかしながら、樽井公民館以外の3館については、開館から約50年経過した施設であり、現状の施設にエレベーターのみを設置することは困難であります。今後、全庁的な公共施設等の在り方検討の中で、大規模改修や建替等が行われる場合には設置することを検討します。 (文化振興課)
500	西信達公民館と信達公民館の階段の両側に手すりをつけて下さい。片側に麻痺のある方が階段を上り下りするためには両側に手すりがが必要です。「予算等を考慮した修繕の中で対応する」とのことですが、修繕計画を示して下さい。	令和6年度中に設置の検討を行ったうえで予算措置を検討します。 (文化振興課)
501	新家公民館の和室の入り口に、手すりを速やかにつけて下さい。「予算等を考慮した修繕の中で対応する」とのことですが、修繕計画を示して下さい。	令和6年度中に設置の検討を行ったうえで予算措置を検討します。 (文化振興課)
502	新家公民館の2階に、洋式トイレを設置して下さい。	令和6年度中に和式便器を改修して洋式便器1基を設置予定です。 (文化振興課)
503	公共施設のトイレについて 和式トイレへの手すりの設置、和式トイレの更なる洋式化、暖房便座、ウォシュレット設備等の増設について、今後検討されるということです、来年度の予定をお聞かせください。	施設利用者の状況、現場状況を確認・精査し、施設管理者と協議の上、検討します。 (長寿社会推進課) 令和6年度は東小学校屋内運動場の和式トイレを洋式トイレに改修する工事を実施する予定です。 (教育総務課) 来年度の予定は現段階ではありません。既存の和式トイレにおいて修繕等が発生した場合に、修繕に合わせて洋式化へ変更を考えます。 (人権推進課) 新家公民館2階に洋式便器1基を設置予定です。 (文化振興課) 市役所本庁舎においては、本館・別館の各フロアに多目的トイレと各階の男女トイレに1基ずつ設置し、温水洗浄・暖房便座を設置しています。洋式トイレに抵抗がある来庁者も一定数存在すると思われるため、和式トイレの洋式化については引き続き検討します。また、和式トイレへの手すりの設置については、令和6年度より段階的に設置を考えます。 (総務課)
504	文化ホールの男性トイレに、洋式トイレを設置して下さい。また男性トイレにも汚物入れを置いて下さい。	指定管理者と協議して検討します。 (文化振興課)
505	学校のトイレの個室に生理用品を置いてください。学校等からの意見も聞くなどしながら適切に対応する、とのことですが、検討結果をお知らせ下さい。	一部の学校では、試行的にトイレへの設置を始めています。保健室で生理用品の受取りが可能であるということが、児童生徒に周知されていることもあり、子どもたちからトイレ個室への設置を求める声を受けていない学校が多いのが現状です。 また、児童生徒が保健室へ来た際に、体調や心のことなど、直接相談を受けることが多いということ、養護教諭も子どもたちの様子や変化を直接確認することができ、細かなケアや対応に生かすことができているという点からも、トイレへの設置は学校の実情に合わせて対応することとしています。 (指導課)
506	公共施設の男女トイレの個室に、生理用品を置いてください。	館利用者の意見を聞きながら、要望多数であれば、利用者の多いトイレから優先的に設置を考えます。 (人権推進課) 悪戯等の被害がある恐れがあるため、施設利用者の状況、現場の状況、他の公共施設の状況を確認・精査し、設置を検討します。 (長寿社会推進課) 公民館については、市内他の公共施設や周辺市町の公共施設の状況をみて設置の是非を検討します。文化ホールについては、指定管理者に要望の内容を伝えます。 (文化振興課) 個室男女トイレの生理用品の設置につきましては、他自治体の設置状況を調査するなどして引き続き検討します。 (総務課)
507	国民健康保険について 全国知事会・市長会・町村会が国に要求している1兆円の投入を早めるように、国に要望して下さい。	国民健康保険を運営するうえで、公費による財政支援は必要と考えます。安定的な運営が図られるよう引き続き国に対して要望します。 (保険年金課)
508	さらに、すでに実施されている財政支援3400億円の増額をはかって下さい。	と同様、国民健康保険を運営するうえで、公費による財政支援は必要と考えます。安定的な運営が図られるよう引き続き国に対して要望します。 (保険年金課)

	要望内容	要望回答
509	均等割り平等割を廃止し、この経費は国の負担として下さい。前回回答いただきました「応益割と応能割のバランスを取り、被保険者全体で制度を支え、被保険者間の負担の公平を図る必要があります。現行制度上応益割を廃止することは、応能割を有する被保険者のみから保険料の負担をお願いすることになりますので、受益者負担の観点から応益割は必要であると考えます。」との回答を頂きましたが、地方税には、応益割と応能割の割合が規定されており、応益割を廃止したからといって、その分応能割が増えるものではありません。私たちは応益割を廃止した分、国の負担とするよう求めています。全国市長会も、公費による財政支援の拡充、均等割りを軽減する支援制度の拡充を求めています。	国民健康保険の広域化により大阪府を代表とする共同保険者として、府と市町村とのワーキングを通じ保険料率に関して議論を行っています。均等割については、子育て世帯の負担軽減の、令和4年4月から未就学児の均等割を半額、令和6年1月から出産被保険者の均等割及び所得割を4カ月分軽減する措置を講じられています。今後も被保険者の負担を軽減できるよう公費の拡充については、国民健康保険の制度設計に責任を持つ国に対し、万全の財政措置を講じるよう要望し、保険料率の抑制に努めます。（保険年金課）
510	介護保険について 介護保険料の減免基準額を、年収150万円（単身の場合）まで引き上げてください。「生活保護で用いられる基準の額等を参考に定めている」とのことですが、生活保護費は引き下げられており、参考になるものではありません。府下で「150万円以下」としている市もあります。また改定の必要性について検討されるとのことでしたが、結果をお聞かせください。	他市現況の状況も踏まえつつ、基準額の改定を検討します。（長寿社会推進課）
511	大阪府保障推進協議会2023年版資料によると、泉南市の回答では、特別養護老人ホームへの入所待機者が120人となっています。前回の回答は在宅介護についての取り組みとなっていますので、この方たちがすぐにでも入居できるように、特別養護老人ホームを増やして下さい。	介護施設等の整備に向けては、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」により規定された「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」に基づき、大阪府の事業計画、医療計画や地域医療構想、市町村の介護保険事業計画を踏まえて整備を進めています。また、施設の整備においては、介護人材の確保が必要であるため、慎重に進めたいと考えています。令和4年度に実施した高齢者の生活に関するアンケート調査結果では、人生の最期まで自宅での生活を望む声が5割、特別養護老人ホームの入所希望が1割でした。本市では、今後も在宅医療・介護サービスの提供体制の構築に努めます。（長寿社会推進課）
512	高齢者施策について おせち料理の配食事業はとても喜ばれています。70歳以上の一人暮らしの高齢者に加え、80歳以上の夫婦世帯にも提供して下さい。	おせち料理の配食事業に関しましては、社会福祉法人泉南市社会福祉協議会が独自で歳末たすけあい募金を利用し、実施している事業になりますので、泉南市社会福祉協議会へご相談をお願いします。（長寿社会推進課）
513	高齢難聴者の補聴器購入資金助成制度を創設して下さい。また検討結果をお知らせ下さい。	他市の状況を踏まえつつ、対象者や助成の範囲など、課題を整理し、検討します。（長寿社会推進課）
514	防災について 防災無線の音声が届き取りにくいとの声が多くあります。放送の回数を増やす、広報車を出すなどして、ネット環境にない方へも、きめ細かく伝わるようにして下さい。また拡声子局を増設して下さい。スピーカーを1か所高性能スピーカーに改善する予定、とのことでしたが、それはどこでしょうか。改善されたのでしょうか。運用状況をお知らせ下さい。拡声子局の増設について「全市的、中長期的な運用状況と検証の中で今後の対応を検討する」とのことですが、検討状況をお知らせ下さい。	防災無線放送が聞こえない、聞こえづらいとの声があることは認識しております。防災無線を補完する他の伝達手段としては、防災アプリ、広報車による巡回放送、おおさか防災情報メール、緊急速報メール、市ウェブサイト、Facebook、X、LINE、電話案内サービス等、伝達手段の多重化に取組んできました。避難指示等の対象地区には複数回、放送、広報車による巡回をしています。状況に応じて、放送、巡回の回数を増やします。令和4年度に前畑住宅A号棟を高性能スピーカーに更新しました。音達範囲が広がっています。（危機管理課）
515	停電が長引くと、テレビやパソコンやスマホなどが使えなくなります。スマホ等の充電ができる場所を周知してください。防災無線と携帯電話スマホアプリの連動による自動配信方法を検討されている、とのことですが、早急に実現して下さい。	停電による電子機器の使用不可問題は情報収集の手段が断たれる等、平成30年台風21号時の経験から非常に重要な課題であると認識しています。長期間の停電が発生し、電子機器の充電の必要性が高まった場合は、停電が発生していない公共施設を中心に充電スペースの提供します。その情報については上記、防災無線と防災無線を補完する他の伝達手段を用いて周知します。防災無線と連動したスマホアプリは令和6年4月に本格運用を開始します。（危機管理課）
516	小中学校再編計画が進められていますが、避難所は歩いて行ける範囲の公営施設を確保して下さい。昨年の回答では、「地域の集会所や民間の事業所の建物や倉庫、駐車場等の空きスペースを避難スペースとして利用できないか等を検討」とのことでしたが、現在体育館にさえエアコンもなく、学校再編時に地域の集会所が残っているかも不明で、民間事業所の建物や倉庫、駐車場の空きスペース等設備が整っていないところでの避難は、2次災害を招く恐れがあり、避難所として機能するとは思えません。このことは防災会議で検討されているのでしょうか。	公共施設の最適化のため、民間事業所等の活用は必要不可欠なものだと考えております。避難所は市の防災計画において、耐震性が確保された施設を、地域性等を考慮し定めています。地域の集会所や民間事業所等を避難スペースとして活用する場合も、耐震性、エアコンの有無等の設備面についても考慮しております。また、駐車場の空きスペースは車中避難を想定したものになっております。避難所の指定については、防災会議で検討された基準をもとに行います。（危機管理課）
517	トイレ未設置の学校体育館に、バリアフリーのトイレを設置して下さい。災害時に校舎まで移動するのは危険です。「学校再編計画を踏まえ」と昨年の回答にあります。災害はいつ起こるかわかりません。私たちは、現在の対応を要望しています。	トイレ未設置の学校体育館に、バリアフリーのトイレを設置するには、学校体育館の規模を考慮すると設置が難しいというのが現状です。学校再編計画を踏まえ、全市的な観点から危機管理部局と協議し必要性を検討します。（教育総務課）
518	家屋等の修繕費の補助の一部損壊まで拡充するよう、引き続き国や府に要望して下さい。	市長会等を通じて要望します。令和5年6月7日第93回全国市長会議決定決議の中に「5-6被災地支援の充実強化について(2)被災者生活再建支援制度について、被災地の実情にかんがみ、上限額や適用範囲の拡大等、総合的な制度の更なる見直しを図ること。」として国への要望が記載されています。（生活福祉課）

	要望内容	要望回答
519	女性、子ども、高齢者、マイノリティーの人々が安心して過ごす、プライバシーが守れる避難所にして下さい。現在のパーティションの備品数で足りるのでしょうか。	新型コロナウイルスへの対策、妊産婦等への福祉避難所向けの物資としてパーティションを一定数備蓄しています。要配慮者の方を中心に利用することを考えています。長期的な避難になると、プライバシーの観点から、世帯ごとにパーティションが利用できることが望ましいと考えています。今後、備蓄数について検討します。 (危機管理課)
520	さわやかバスについてバスの台数と便数を増やして下さい。	令和4年度の契約更新時に、市民の意見や要望により運行経路等を見直し、増便、ルートの変更を行いました。今後も市民のニーズにあった利便性の向上に努めます。 (環境整備課)
521	図書館前停留所を通るバスを増やして下さい。	令和4年度の契約更新時、ダイヤ改正に伴いコミュニティバス利用に関するアンケートを実施しました。市民の意見や要望により運行経路等を見直し、増便、ルートの変更を行っています。今後も市民のニーズにあった利便性の向上に努めます。 (環境整備課)
522	市役所前と和泉砂川駅前停留所にベンチを設置して下さい。	コミュニティバス停留所のベンチについてはバリアフリー法の関係上、道路管理者をはじめ関係各所への協議や、バスの乗降や歩道の利用者の通行に支障とならない幅員確保等が必要です。設置については財源確保と併せて検討を要するため、今後ベンチの設置箇所を増やしていくことは困難だと考えています。また和泉砂川駅前には、金属製のベンチを設置しています。 (環境整備課)
523	高齢者や体の不自由な方が遠くの停留所まで歩くのは困難です。樽井公園前と元樽井温泉前にバス停を増設して下さい。昨年の懇談時に要望しましたが、回答をいただいていません。増設は可能でしょうか。	バス停の増設は国交省の危険バス停の指摘もあり、増設等に関しては非常に困難です。 (環境整備課)
524	最終バスが18時台は早すぎます。公民館活動などを考慮し、せめて、20時まで運行して下さい。	限られた予算の中で運行するため、増便すると利用者にご負担をお願いする可能性があります。コミュニティバスは市民の生活交通であり、交通弱者に対する移動手段であることから、利用料金は安価である必要があり、現状の運営で続けてほしいとの要望が多い中で、限られたバスの台数で運行していることから増便は困難な状況です。 (環境整備課)
525	オンデマンドバスについて 1.実証実験が実施されていますが、早急に市内全域に本実施して下さい。 2.本実施の際は、安価で利用できるようにして下さい。 3.停留所の設置については、市民が希望する停留力所について、アンケートなどをとることを検討して下さい。 4.本実施の際は、登録がしやすいような手順にして下さい。また登録できるまでの援助の方策を考えて下さい。市役所でも受付できるようにして下さい。	オンデマンドバス運行に関する実証実験における試験運行を令和6年2月2日から3月22日まで市内一部エリアで実施しています。今回の実証実験の結果等は、本市における地域公共交通のあり方について総合的に考えるための参考とします。 (連携戦略課)
526	トイレが水洗化されていない地域があります。国に補助を求め財源を確保して、早急に下水道の整備を進めて下さい。また今後の市内全域の下水道整備計画をお示し下さい。	現在、本市では国からの補助金を活用し、下水道整備を鋭意進めています。基本的な進め方として、国道26号線から浜側の未整備区域を重点的に整備し、順次山手地区に整備を拡大しています。今後の整備予定については、次のとおりです。(樽井、馬場、岡田、牧野地区) (下水道課)
527	泉南市の住居標示を早急に進めて下さい。特に別添の地図の土地について、早急をお願いします。郵便物の誤配達、地図検索ができない、不便があります。	財政状況の推移を見ながら、実施時期を検討するとともに、実施手法について調査・研究に努めます。 (都市政策課)
528	市役所と図書館の「非核平和都市宣言」の看板を改修して、よく見える高さにして下さい。	看板については、設置スペースが限られており、現状の高さを引き続き確保することに努めます。 (人権推進課)
529	地域経済と国民の暮らしを支える公共輸送サービスを維持する責務を果たすべく、トラック運送事業者に速やかな支援を強く要望いたします。	回答を求めず。
530	妊婦健康診査におけるHTLV-1スクリーニング検査助成について、補助金額の増額をお願いいたします。	回答を求めず。
531	【コミュニケーション支援事業】 1.手話通訳料を改善してください。 2.通訳料の支払い対象事項を明らかにして周知してください。 3.毎月の手話通訳者に対する支払いの明細を明示してください。 4.他課予算の派遣の際も報告書記入時間を通訳支払い対象にしてください。 5.他課等への通訳斡旋の際には、当該団体に通訳料の情報を周知・確認してください。 6.デイサービス等へ通訳派遣してください。 7.派遣事業の要綱を変更する場合は、市の単独で決定することなく、利用主体の当事者団体及び派遣事業を担う手話通訳者に諮ってください。	懇談会を実施し、改善できる点については対応。
532	機器の貸し出し 従来通り、研修等を必要に応じて障害福祉課からのパソコン借用を継続してください。	懇談会を実施し、改善できる点については対応。
533	現任研修 頰肩腕障害に関する学習を組み込んでください。	懇談会を実施し、改善できる点については対応。

	要望内容	要望回答
534	水路の蓋掛けについて	業者に依頼し対応します。 (下水道課)
535	大阪府警察本部や府内市町村と力を合わせ、高齢者・視覚障害者・盲ろう者用信号補助装置の設置が飛躍的に促進されますよう、御市におかれましては力強いご支援を心からお願いするものです。	回答を求めず。
536	住宅地、前面道路側溝(グレーチングのサビ、腐食)の交換	現地確認し、必要な範囲で修繕します。 (道路課)
537	街灯の設置をお願いいたします。	現地確認し、可能であれば設置します。 (道路課)
538	1.条例第6条を子どもたちに保証する、子どもの人権期間の設置を求めます。 2.条例第8条に基づく、子どもの権利に関する職務研修の制度化を求めます。 3.条例第3条に確かに基づく、泉南市の積極的な取り組みを、説に求めます。	回答を求めず。
539	アスファルトの補修	現地確認し、必要に応じて修繕します。 (道路課)
540	八幡山区 汚水処理場のり面から、1号公園遊水池のり面上部、道路側に設置の金網フェンスの破れの修理。	見積徴取の上、実施の時期を検討します。 (住宅公園課)
541	1.「泉南市社会福祉協議会15年の大計(案)」の「新受託業務(予定)」にあります、「重層的支援体制整備事業」「地域支援事業」「基幹相談支援センター」「基幹地域包括支援センター」等の事業について、本会に受託していただきますようお願いします。 2.正職員の欠員1名分の補充をお願いします。	回答を求めず。
542	サンプラザ新家住宅内道路の舗装工事	予算の範囲内での対応となりますので、優先順位の中で必要に応じて対応します。 (道路課)